別表3の凡例

(c) 計画等の策定及びその手続

- 1. 「分野」欄及び「通番」欄は、第2次勧告別紙1と同じである。
- 2. 「見直し対象」欄は、見直し対象となる計画等の策定及びその手続の概略を示した。
- 3. 「整理記号」の意味及び「講ずべき措置」欄の記号に対応して、具体的に講ずべき措置は、 以下のとおりである。

(1)「講ずべき措置」欄が「×」の場合

整理	辛吐	具体的に講ずべき措置
記号	意味	(「講ずべき措置」欄が「×」の場合)
c2	計画等の策定及びその内容	次のいずれかの措置を講ずる - 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 - 計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化、及びその内容に係る規定の例示化又は目的程度の内容への大枠化
cb	計画等の策定の手続のうち一定の相手 方の意見聴取等の義務付け(地方自治体 が国又は都道府県を相手方として行う 行為)	廃止
с3	計画等の策定の手続のうち一定の相手 方の意見聴取等の義務付け(cbに該当す るものを除く)	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配 慮義務に係る規定化
с4	計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義 務に係る規定化
с5	計画等の策定の手続(私人等からの意見 聴取等、公示・公告・公表等)の個別具 体的な方法の義務付け	廃止又は例示化

(2)「講ずべき措置」欄が「×」以外の場合 (「整理記号」の意味は(1)の場合と同じ)

	Т		
整理記号	「講ずべき 措置」欄 の記号	本文の記述(「講ずべき措置」欄の記号に対応) 【 】内は本文の記述箇所	具体的に講ずべき措置
	1	私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合 【(c)(2)①】	
	2	地方自治体の区域を越える一定の地域について 総量的な規制・管理を行うために計画を策定する 場合 【(c)(2)②】	計画等の策定及び内容(①~③) に係る部分)の義務付けの存置 を許容
	3	基本的事項について市町村による一定の判断が あることを直接的な根拠として都道府県が計画を 策定する場合 【(c)(2)③】	
с2	4	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置 が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促 す計画を策定する場合 【(c)(2)④】	次のいずれかの措置を講ずる ・ 計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 ・ ④に係る計画等の内容の表務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化 ・ c2①~③に係る部分と不可分である場合、計画等の内容が任意的記載事項であることの明確化
cb	別表2(b) の表中記 号	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国 又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治 体が私人と同一に取り扱われているものを除く) については、見直しの方針は(b)と同様 【(c)(3)第一段落】	(b)協議、同意、許可・認可・承認 における措置の方針と同じ 「別表2の凡例」を参照
с3	1	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の 負担を求められることとなる者を相手方又はその 構成員とする場合 【(c)(3)①】	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①~④の場合)
	2	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合 【(c)(3)②】	協議・調整・意見聴取等の存置 を許容

		地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要	
	(3)	があるときに、関係地方自治体を相手方又はそ	
		の構成員とする場合	
		[(c)(3)③]	
		地方自治体が処理する事務について、他の者が	
		同一の個別具体的な目的から関連する事務を実	
	4)	施し、その整合性を確保する必要があると認めら	
	4	れるときに、当該者を相手方又はその構成員とす	
		る場合	
		[(c)(3)4]	
		不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課	
	(1)	する場合に、その効力発生要件又は内容を周知	
		する手段として行われる場合	
		[(c)(4)①]	
		権利を有している者又は具体的に範囲が特定さ	│ │公示・公告・公表等の存置を許
с4	2	れた利害関係者に主張の機会を付与するために	
		行われる場合	 容
		[(c)(4)②]	
		意見の申立て等、後続の手続の不可欠の前提と	
	3	なっている場合	
		[(c)(4)③]	

- 4. 「備考」欄は、次の場合に記載した。
 - ① メルクマールに該当する場合。(該当する計画等の内容は、存置を許容。)
 - ② 見直しに当たり特に留意すべき点を当委員会として指摘する場合。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考						
			第8条	第1項	地方公共団体における官民競争 入札等の実施方針の策定	c2	4							
			第8条	第2項	地方公共団体における官民競争 入札等の実施方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)							
			第8条	第3項	民間事業者の意見聴取	сЗ	×							
					特定公共サービスの内容その他 の参考となる情報の公表	с4	×							
			第8条	第4項	特定公共サービスの内容その他 の参考となる情報の公表の方法	с5	×							
			第8条	第5項	地方公共団体における官民競争 入札等の実施方針の公表	с4	×							
			第16条	第1項	官民競争入札実施要項の策定	c2	×							
		競争の導入による	第16条	第2項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×							
1	2	公共サービスの改 革に関する法律	第16条	第3項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×							
			第16条	第4項	官民競争入札実施要項の内容	c2	×							
			第16条	第6項	官民競争入札実施要項の公表	c4	3							
			第18条	第1項	民間競争入札実施要項の策定	c2	×							
			第18条	第2項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×							
			第18条	第3項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×							
			第18条	第4項	民間競争入札実施要項の内容	c2	×							
			第18条	第6項	民間競争入札実施要項の公表	c4	3							
			第2条	第4項	基本構想の策定	c2	×							
2	1	地方自治法	第291条の7	第3項	広域計画の公表	c4	×							
2	2	市町村の合併の特 例等に関する法律	第59条	第4項	自主的な市町村の合併の推進 に関する構想の公表	c4	×							
		構造改革特別区域法	· U/A IF		構造改革特別区域計画の策定	c2	4							
			第4条	第1項	構造改革特別区域計画の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に 係る部分)、4号、5号に係 る部分) ×(その他)							
			第4条	第2項	構造改革特別区域計画の内容	c2	④(1号(「区域の範囲」に 係る部分)、4号、5号に係 る部分) ×(その他)							
2	3				第6条	第1項	認定構造改革特別区域計画の 変更の認定	cb	1a(1号(「区域の範囲」に 係る部分に限る)、4号、5 号に係る部分) ×(その他)					
			第4条	第3項	実施主体の意見聴取	сЗ	1							
									Mr. a.a. &	₩ 4×±	公私協力基本計画の策定、内容	c2	④(2号~5号に係る部分) ×(その他)	
			第20条	第4項	公私協力基本計画の公告	c4	3							
					地域再生計画の策定	c2	4							
		地域再生法				第5条	第1項	地域再生計画の認定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部 分) ×(その他)				
2	4		第5条	第2項	地域再生計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る 部分) ×(その他)							
			第7条	第1項	認定地域再生計画の変更の認 定	cb	1a、6①、1② (1号、3号、4号に係る部 分) ×(その他)							
			第5条	第6項	地域再生協議会の協議	сЗ	2							
2	13	地方公務員法	第25条	第4項	職階制に適合する給料表に関す る計画の策定	c2	×							
		7141-157040	第3条	第1項	総合整備計画の策定	c2	4							
3	3	辺地に係る公共的 施設の総合整備の ための財政上の特	第3条	第2項	総合整備計画の内容	c2	④(2号~4号に係る部分) ×(その他)							
		別措置等に関する 法律	第3条	第3項	総合整備計画に関し都道府県が 市町村に協力して講じようとする 措置の計画の策定	c2	×							

孔例	
):勧告通り実施	
1:一部実施	
▶:存置許容	
〈:未実施	

見直し	大況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	0	
	0	
	0	
	0	
•	•	
0		
0		
0		
	0	
	0	
	0	
	•	
	Δ	・対応方針 計画の策定については現行規定を維持しつ つ、計画の内容について、第三次動告で示さ れた個別条項ごとに講ずべき措置を踏まえて 見直す。 見直時期 早期に実施することとする。 (文部科学省において回答)
	0	
	0	
	0	
4	•	
0		
0		
0		
0		

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第23条の7	第2項	競馬活性化計画の内容	c2	④(2号~6号に係る部分) ×(その他)	
3	5	競馬法	第23条の8	第1項	競馬活性化計画の変更の認定	cb	6①(23条の7第2項2号〜6 号に係る部分) ×(その他)	
			第2条の3	第2項	都道府県基本計画の内容	c2	х	メルクマール v : 2号
4	配偶者からの暴力 の防止及び被害者 の保護に関する法	第2条の3	第4項	都道府県基本計画、市町村基本 計画の公表	c4	×		
			第25条	第1項	都道府県交通安全計画の策定	c2	×	
4	4 28 交通安全対策基本 法	772.0-4	***************************************	都道府県交通安全対策会議に よる計画の策定	c3	×		
			第25条	第2項	都道府県交通安全計画の内容	c2	×	
			第25条	第4項	都道府県交通安全計画の要旨 の公表	c4	×	

凡例
(金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し 1次見直し	ン状況 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	0	
	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要。 展林水産大臣が認定した競馬活性化計画 は、法第23条の36第1項第6号に基づいて地 克競馬全国協会が行う補助の根拠となるもの である。計画変更に係る認定の義務付けが廃 止された場、第23条の7第4項の認定基準に適合している 完23条の7第4項の認定基準に適合している ことを担保できない。したがって、認定の義務 付けを存置する必要がある。
	×	■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策を実効性あるものとして効 果的に展開するには、基本計画において、施 策の内容のみではなな、基本的な取組方針、 能策全体の方向性等を定めることにより、そ れぞれの施策を効事的、効果的に連関させる ことが必要。基本計画策定の趣旨は、地域の 実情を踏まえつつ、きめ細かな施策の要施を 図ることにあり、施変の実施に関する重要計 項として、地域の推進体料や適時適切更計 での実効性・有効性が担保される。 ■ また、女性に対する暴力対策は、国際的 にも非常に重要視されている課題であるが、 にも非常に重要視されている課題であるが、 にも非常に重要視されている課題であるが、 にもま常に重要視されている課題であるが、 で、本規定を廃止、又は努力規定化等っこうした中 で、本規定を廃止、又は努力規定化等っこうした中 で、本規定を廃止、又は努力規定化等っると は、対外的に女性に対する暴力に関する施 策が後退したとの印象を与え、国際的な評価 の低下につながる。
	×	①被害者への影響 都道府県基本計画及び市町村基本計画 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護の施策を地域の実情も踏まえながらきめ細かに実施していくためのもの。基本計画の策・変更の場合には、遅滞なく広へ住民に周知を行うことにより、被害者や関係者をはじめとする住民を体が当該地入公共団体における支援体制や支援内容を容易に確認することができるようになり、それぞれの立場で、配偶者暴力の防止や被害者に対する保護・支援を適切に講ずることが可能になる。 ② 市町村の取組への影響 市町村本本計画の策定は、26市区町にとまっている(中庭21年12月1日現在)。また、市町村によっては、対応が十分ではないとの指摘もなされている。 ★はによる公表の義務付けがなくなった場合、他の地方公共団体における動向や取組が決定を提びすることが団体における動向や取る状況を記載することが国体における動向や取る状況を把握することが困難となり、市町村における計画策定そのもののみならず、体制数値伸取組の促進が阻害されるおそれがある。
	×	・国及び地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護するため、交通の安全に関し施策を策定し、及びこれを実施する養務を有する(交通安全対策基本法第39条及び第4条)。 ・本法制定当時(昭和45年)、交通事故死者教は過去最悪の1万6千人を越えていたが、国においては交通安全基本全計画を指していたが、国においては一切を対しているが、日間においては交通を全議のでは、地方公人では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のでは、「中では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
	×	・第25条第1項の「理由等」に同じ。 ・第25条第2項では、「長期的な施策、陸上交通の安全」など交通安全計画の概要を示しているに過ぎず、都道府県の自主性、自由度を制限するものではない。本項において交通安全計画の概要を示さなければ、各都道府県での解釈の相違により、目的にそった交通安全計画の作成が困難なものとなる。
	×	・法第25条第4項に規定する都道府県交通安全計画の内閣総理大臣等への報告及び当該 都道府県の区域内の市町村への通知につい では、都道府県の区域内の市町村への通知につい では、郡政府県交通安全計画の推進に関し て、国及び当該都道府県の区域内の市町村 並びに民間団体等と連携を図ることができる ようにするため、規定されているものであり、 本項は必要である。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
					都道府県交通安全実施計画の 策定	c2	×	
			第25条	第3項	都道府県交通安全対策会議に よる計画の策定	c3	×	
			第26条	第1項	市町村安全計画の策定	c2	×	
4	28	交通安全対策基本 法	第20米	第1項	市町村交通安全対策会議による 計画の策定	с3	×	
			第26条	第2項	関係指定地方行政機関の長の 意見聴取	cb	4①	
			第26条	第3項	市町村交通安全計画の内容	c2	×	
			第26条	第5項	市町村交通安全計画の要旨の 公表	с4	×	
			第26条	第4項	市町村交通安全実施計画の策 定	c2	×	
4	33	消防組織法	第33条	第1項	推進計画の策定	c2	4	
			第33条	第2項	推進計画の内容	c2	④(3号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第5項	都道府県計画の要旨の公表	c4	×	
			第8条	第4項	公聴会の開催等住民の意向反 映に必要な措置	c3	×	
			第8条	第5項	市町村計画の要旨の公表	с4	×	
			第9条	第1項	土地利用基本計画の策定	c2	①、④	
			第9条	第2項	土地利用基本計画の内容	c2	1.4	
5	2	国土利用計画法	第9条	第3項	土地利用基本計画の内容	с2	1.4	
		= 177/JBI = JA	第9条	第4項	土地利用基本計画の内容	c2	1,4	
			第9条	第5項	土地利用基本計画の内容	c2	1,4	
			第9条	第6項	土地利用基本計画の内容	c2	1,4	
			第9条	第7項	土地利用基本計画の内容	c2	1,4	
			第9条	第8項	土地利用基本計画の内容	c2	1,4	
			第9条	第13項	土地利用基本計画の要旨の公表	с4	×	
			第7条	第2項	振興拠点地域基本構想の内容	c2	④(1号、3号~6号に係る 部分) ×(その他)	
			第7条	第4項	関係市町村の協議	с3	2	
5	3	多極分散型国土形 成促進法	第23条	第2項	業務核都市基本構想の内容	c2	④(1号、3号~6号に係る 部分) ×(その他)	
			第23条	第3項	関係市町村の協議	с3	2	
			第24条	第3項	業務核都市基本構想の公表	с4	×	
			第5条	第2項	広域的地域活性化基盤整備計 画の内容	c2	④(2号~5号に係る部分) ×(その他)	
5	4	広域的地域活性化 のための基盤整備 に関する法律	第5条	第9項	広域的地域活性化基盤整備計 画の公表	с4	3	
			第17条	第1項	計画策定に係る内容の審査	с3	2	
		民間資金等の活用	第5条	第1項	特定事業の実施に関する方針の 策定	c2	4	
5	5	による公共施設等 の整備等の促進に 関する法律	第5条	第2項	特定事業の実施に関する方針の 内容	c2	④(8号以外に係る部分) ×(8号に係る部分)	
		W/AIT	第5条	第3項	特定事業の実施に関する方針の 公表	c4	×	
5	10	水源地域対策特別	第4条	第2項	整備事業を実施することとなるべ き者の意見聴取	с3	1	
		措置法	第5条		水源地域整備計画の内容	c2	4	
			第4条	第1項	小笠原諸島振興開発計画の策 定	c2	4	
			第4条	第2項	小笠原諸島振興開発計画の内 容	c2	④(2号~10号に係る部分) ×(その他)	
5	11	小笠原諸島振興開 発特別措置法	第4条	第3項	小笠原諸島振興開発計画の内 容	c2	4	
			第4条	第4項	小笠原村に対する計画案作成・ 提出依頼	c3	2	
			第4条	第7項	小笠原諸島振興開発計画の公 表	с4	×	

凡例	
O:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	大況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	・第25条第1項の「理由等」に同じ、 また、都造所県交通安全実施計画は、総合 的かつ長期的な施策の大綱である都道府県 交通安全計画に基づき、毎年度都道府県の ほか、国が諸ずべき施策を定めているもので あるから、本項は必要である。
	0	
•	•	
	0	
	0	
	0	
0		
0	0	
	0	
	0	
•	 ▶	
	•	
•	•	
•	•	
•	•	
•	•	
•	•	
•	•	
	0	
	0	
•	•	
	0	
•	•	
	0	
	0	
•		
•	•	
	0	
	0	
	•	
	• •	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第7条	第3項	整備計画の公表	c4	×	
5	12	大阪湾臨海地域開 発整備法	第8条	第1項	整備計画の内容	c2	④(1号、4号~6号に係る 部分) ×(その他)	
			第8条	第2項	整備計画の内容	c2	④(1号、3号、4号に係る 部分) ×(その他)	
			第3条	第1項	奄美群島振興開発計画の策定	c2	4	
		****	第3条	第2項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	④(1号~12号に係る部分) ×(その他)	
5	13	奄美群島振興開発 特別措置法	第3条	第4項	奄美群島振興開発計画の内容	c2	4	
			第3条	第5項	奄美群島内の市町村に対する計 画案作成・提出依頼	c3	2	
			第3条	第8項	奄美群島振興開発計画の公表	c4	×	
			第6条	第1項	観光振興計画の策定	c2	4	
			第6条	第2項	観光振興計画の内容	c2	④(1号、4号、5号、8号に 係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	観光振興計画の内容	c2	4	
			第6条	第10項	観光振興計画の公表	c4	3	
			第28条	第1項	情報通信産業振興計画の策定	c2	4	
			第28条	第2項	情報通信産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第28条	第4項	情報通信産業振興計画の内容	c2	4	
			第28条	第10項	情報通信産業振興計画の公表	c4	3	
			第60条	第1項	農林水産業振興計画の策定	c2	4	
			第60条	第2項	農林水産業振興計画の内容	c2	④(1号、3号~6号に係る 部分) ×(その他)	
5	14	沖縄振興特別措置法	第60条	第3項	農林水産業振興計画の内容	c2	4	
			第60条	第7項	農林水産業振興計画の公表	c4	×	
			第75条	第1項	職業安定計画の策定	c2	4	
			第75条	第2項	職業安定計画の内容	c2	④(1号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第75条	第4項	職業安定計画の内容	c2	4	
			第75条	第8項	職業安定計画の公表	c4	×	
			第84条	第2項	地域文化の振興に関する施策等 の総合的な推進を図るための方 針の策定		×	
			第100条	第1項	県総合整備計画の策定	c2	×	
			第102条		市町村総合整備計画の策定	c2	×	
			第105条の2	第2項	沖縄振興特定事業計画の内容	c2	④(2号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第105条の2	第3項	その他の者からの意見聴取	c3	×	
			第105条の2	第4項	沖縄振興特定事業計画の公表	c4	×	
			第10条	第2項	市町村総合整備計画の策定	c2	×	
		沖縄県における駐	第10条	第3項	土地の所有者の意見聴取	c3	2	
5	15	留軍用地の返還に 伴う特別措置に関	第10条	第4項	市町村総合整備計画の公表	c4	×	
		する法律	第11条	第2項	土地の所有者の意見聴取	c3	2	
			第11条	第3項	県総合整備計画の公表	c4	×	
			第4条	第1項	離島振興計画の策定	c2	4	
5	16	離島振興法	第4条	第2項	離島振興計画の内容	c2	④(2号~10号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第3項	その全部又は一部の区域が離 島振興対策実施地域である市町 村に対する計画案作成・提出依 頼	c3	2	

凡例	
(金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金) (金)	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	**************************************
1次見直し 2次見直	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
0	
0	
0	
0	
0	
0	
•	
0	
0	
0	
0	
•	
0	
0	
0	
•	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
0	
•	
0	
•	
0	
0	
0	
•	
	1

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第7条の2	第1項	山村振興基本方針の策定	(全理配号)	×	
5	17	山村振興法	第7条の2	第2項	山村振興基本方針の内容	c2	×	
			第8条	第1項	山村振興計画の策定	c2	4	
			第5条	第1項	過疎地域自立促進方針の策定	c2	4)	
			第5条	第2項	過疎地域自立促進方針の内容	c2	④(2号~9号に係る部分)	
5	18	過疎地域自立促進	第6条	第1項	過疎地域自立促進市町村計画	c2	× (その他) ④	
		特別措置法	第6条	第2項	の策定 過疎地域自立促進市町村計画	c2	④(2号~9号に係る部分)	
			第7条	第1項	の内容 過疎地域自立促進都道府県計	c2	× (その他) ④	
					画の策定		④(1号、3号、4号、6号に	
			第5条	第2項	活性化計画の内容	c2	係る部分) ×(その他)	
5	19	農山漁村の活性化 のための定住等及 び地域間交流の促	第5条	第4項	農林漁業団体等の同意	c3	1	
		進に関する法律	第5条	第10項	活性化計画の公表	c4	×	
			第7条	第5項	所有権移転等促進計画の承認 に際しての都道府県農業会議の 意見聴取	c3	1	
5	20	半島振興法	第3条	第3項	関係市町村長の協議	c3	2	
3	20	十岛 派共众	第4条	第1項	半島振興計画の内容	c2	④(2号~9号に係る部分) ×(その他)	
5	21	総合保養地域整備 去	第5条	第2項	基本構想の内容	c2	④(1号、3号(区域に限 る)、4号、5号、7号に係る 部分) ×(その他)	
			第5条	第6項	基本構想の公表	с4	×	
		農山漁村滞在型余	第4条	第1項	基本方針の策定	c2	×	
			第4条	第2項	基本方針の内容	c2	×	
5	22	暇活動のための基 盤整備の促進に関 する法律	第4条	第5項	基本方針の公表	c4	×	
			第4条	第6項	基本方針の変更	c2	×	
			第5条	第2項	市町村計画の内容	c2	×	
			第5条	第5項	市町村計画の公表	c4	3	
					事業計画の縦覧	c4	2	
			第55条	第1項	縦覧の期間	c5	×	
			第55条	第4項	意見書内容の審査	c3	2	
5	26	土地区画整理法	第87条	第1項	換地計画に定める事項	c2	①(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
					換地計画の縦覧	c4	2	
			第88条	第2項	縦覧の期間	с5	×	
			第88条	第4項	意見書内容の審査	c3	2	

凡例	
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	ン状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
	0	
	0	
0		
0		
0		
0		
0		
	0	
•)	
	0	
•	•	
•	•	
	0	
	0	
	0	
	0	
	Δ	法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(2号に係る部分) 法第9条において、農村における農用地等 の保全活動を行うための地域住民等による 協定制度が規定されており、協定の対象とな る区域は、市町村計画で定められる整備地区 内の土地とされている、市町村計画は、設 道府県が定める基本方針に基づき中成すること ができるとされている、市町村計画は、基 がにないて「農山漁村滞在型余暇活めのでは 受力を必要ができるとなれている。市町 要な措置を活り、できるとができるとないできるとができるとないの設定に関するよび するための機能の整備を促進するために必 変な措置を第2項第2号)が定められない場 の権な設定が困難となる。とたがつて、第4条第 2項第3号について義務付けを存置する必要 がある。
	0	
	0	
	Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(1号に係る部分) 法第6条において、展村における展用地等 の保全活動を行うための地域住民等による 協定制度が規定されており、協定の対象とな る区域は、市前村計画で定められる整備地区 内の土地とされている。市前村計画中の「整 備地区」(第5条第2項第1号)が定められない 場合、協定の対象となる土地を設定すると が困難となる。したがつて、第5条第2項第1号 について義務付けを存置する必要がある。
•	•	
	×	適切な縦覧期間を確保することにより関係 権利者の保護を図る当該規定を任意規定化 (例示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上 で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延 長を認めるということであれば許容。
•	•	
	0	
	×	適切な縦覧期間を確保することにより関係 権利者の保護を図る当該規定を任意規定化 (例示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上 で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延 長を認めるということであれば許容。
•	•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
5	26	土地区画整理法	第88条	第5項	換地計画修正時の意見処理手 続	c3、c4、c5	× (c5に係る部分)	
			第95条	第4項	換地計画の策定、内容	c2	1	
					生活再建計画の策定	c2	1	
5	27	公共用地の取得に 関する特別措置法	第47条	第3項	特定公共事業施行者等の協議	с3	① (特定公共事業を施行す る者) ②(申出をした者又はその 代表者)	
					関係市町村長の協議	c3	1	
					関係行政機関の協議	cb	12	
5	29	大深度地下の公共 的使用に関する特	第12条	第2項	事業概要書の公告、縦覧	c4	1	
5	29	別措置法	第12米	第2項	縦覧の期間等	с5	×	
			第6条の2	第1項	都市計画の内容	c2	2	
			第6条の2	第2項	都市計画の内容	c2	②(区域区分の方針) ×(その他)	
			第7条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第8条	第3項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第10条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第10条の2	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第10条の3	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第10条の4	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第10条の4	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第11条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
6	1	都市計画法	第11条	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第11条	第6項	都市計画の内容	c2	1	
			第12条	第1項	都市計画の内容	с2	×	
			第12条	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第12条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第12条	第6項	都市計画の内容	c2	1	
			第12条の2	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第12条の2	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第12条の2	第4項	都市計画の策定	c2	1	
			第12条の4	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第12条の4	第2項	都市計画の内容	c2	①(政令で定める事項を 除く) ×(その他)	
			第12条の5	第2項	都市計画の内容	c2	①(3号に係る部分) ×(その他)	
			第12条の5	第5項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)	
			第12条の5	第7項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	

凡例 〇:勧告诵り実施	
0 . 100 10 77 77 10 10	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況 1次見直し 2次見直し		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
次兄直し 2万	《見直し ×	適切な縦覧期間を確保することにより関係 権利者の保護を図る当該規定を任意規定化 (例示化)することは不適切 最低限の期間として2週間を義務づけた上 で、カケム共団体の条例等でそれ以上の延 長を認めるということであれば許容。
•		Removacy Jee Continuity
•		
	0	
•		
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
•		
	0	
	0	
•		
•		
	0	
	0	
•		
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第13条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第13条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第13条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第14条	第1項	図書の表示の方法	c5	×	
			第14条	第2項	都市計画の内容	с5	×	
			第14条	第3項	都市計画の内容	c5	×	
6	1	都市計画法	第18条の2	第1項	市町村の都市計画に関する基本 方針の策定	c2	×	
			第18条の2	第2項	公聴会の開催等住民の意見反映に必要な措置	с3	×	
			第18条の2	第3項	市町村の都市計画に関する基本 方針の公表	с4	×	
			第20条	第1項	都市計画決定の告示	c4	•	
					都市計画の縦覧	c4	•	
			第20条	第2項	縦覧の方法	с5	×	
			第21条	第1項	都市計画の変更	с2	x	
			第21条の3		計画提案に係る計画内容の審査	c3	2	
			第23条	第4項	港湾管理者の意見反映	c3	1	
			第23条	第7項	道路を管理することとなる者への 協議	c3	2	
			第36条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
6	6 2	都市再生特別措置 法	第36条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第38条		計画提案に係る計画内容の審査	сЗ	2	
			第41条	第1項	6月以内の提案処理	c5	×	
			第46条	第2項	都市再生整備計画の内容	c2	④(1号~5号) ×(その他)	
			第46条	第4項	特定非営利活動法人等の同意	сЗ	1	
			第46条	第10項	都市再生整備協議会の意見聴 取	c3	×	

凡例	
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×·未宝施	

見直し	状況	如字体及比土字体の理点
	2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	×	本条は都市計画の基準を定める規定である が、都市計画は、これが定められることにより 土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に 従って地方公共団体が適正な都市計画を定 めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法
	×	性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案 (※)で、最高藪が都市計画法第13条を根拠 として都市計画変を違法と判断したことに 鑑みれば、勧告通りの措置とそることにより、 かえって、私人にとって司法の場で自らの様 は、新生活となるとはない。
	×	利の教済を主張することが格段に困難になる (都市計画の違法性を立証する際の負担が 重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産 権の保護及び法律に基づく私権の制限の観 点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20.3.11)
	×	都市計画を定めることにより土地所有者等に私権の制限が生じる以上、自己の権利に係る土地について、制限が生じる区域に含まれるかどうか 及びその制限の内容を容易に判断することができ
	×	ること等の最低限の基準を充たした図書によって 表示されることが私人の財産権の保護のため必 要であり、勧告通りの措置をとることにより、土地 所有者等が、自己が権利を有する土地について、 どのような制限がかかる区域であるかを容易に判
	×	断できない図書をも許容することとなり、実務上支 障が生じることはもとより、憲法の定める財産権の 保護の観点から重大な問題がある。
	×	市町村マスタープランの策定の義務について勧告通りの措置をとった場合においても、市町村マスタープランが、まちづくりの主役となる住民の意向を十分に反映させるものであり、また、具体の都市計画を通じて住民の権
	×	利義務に重大な影響を及ぼすものであることを踏まえると、第2項及び第3項に規定する住民参加及び公表の手続を不要とすることは、住民参加の手続を欠き、かつ透明性の低い市町村マスターブランの策定を許容することは、12世間・19世間・19世間・19世間・19世間・19世間・19世間・19世間・19
	×	となり、市町村マスターブランの策定を通じて 都市計画に住民の意向を十分に反映させる という制度を設けたそもそもの趣旨が損なわ れるおそれがあることから、勧告通りの措置 を講ずることは困難。
•	•	
	0	
	×	私権の制限を伴う都市計画を必要に応じて 適切に変更することは、財産権の保護を定め る憲法上の要請に応えるものであり、これを 廃止又は努力義務化することにより、事情の 変化が発生した場合においても、計画を適切 に変更しないことを許容することは、憲法の定 め対度権の保護及び法律に基づく私権の 制限の観点から重大な問題がある。
•	•	
•	•	
	•	
		本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより 土地所有客に私人の財産権の制限が生じ もものであるため、本条に規定する基準に 従って地方公共団体が適正な都市計画を定 従って地方公共団体が適正な都市計画を定 だって地方公共団体が適正な都市計画の違法 性を判断、主張する重要な基準にもなってい る。 現に、都市計画の違法性が争われた事案 (※)で、最高数が都市計画法第13条を根拠
		として都市計画変更を違法と判断したことに 鑑券和は、制管通りの措置をとることにより、 かえつて、私人にとって司法の場で自らの権 利の救済を主張することが格段に困難になる (都市計画の違法性を立証する際の負担が 重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産 権の保護及び法律に基づく私権の制限の観 点から重大な問題がある。 ※伊東裁判(最判平20.3.11)
•	•	_
	0	
	0	
•)	
	0	
	_	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
6	2	2 都市再生特別措置 2 法	第46条	第12項	都市再生整備計画の公表、公告	c4	×	
			第52条	第1項	都市計画の内容	c2	1	
			第52条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
			第52条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第55条		計画要請に係る内容の審査	с3	2	
			第2条の3	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第2条の3	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	1	
		都市再開発法	第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条		都市計画の内容	c2	×	
6			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
	3		第7条	第3項	都市計画の内容	c2	×	
			第7条の11	第1項	事業計画に定める事項	c2	①(施行地区に係る部分) × (その他)	第2次勧告別紙1中メルクマール該当非該当の判断は「i Jから「×」に修正
			第74条	第1項	権利変換計画の決定の基準	c2	×	
			第75条	第1項	権利変換計画の内容	c2	1	
			第75条	第2項	権利変換計画の内容	c2	1	

凡例	
O:勧告通り実施	
〇. 制口 週9 天心	
△:一部実施	
◆:存置許容	
▼:任直計谷	
×:未実施	

見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
×	【計画の公表について】 計画区域内では、経路協定(都市再生特別措置法第74条)の締結が可能であり、これを区域内の住民に周知する必要があるため、計画の公表は必ず行う必要がある。 【都市計画決定等については、都市計画決定等については、都市計画決定等については、都市計画決定等については、都に計画決定等について、制限が生じ得る区域に含まれるかどうか及びその制限の内容を多別に判断することが必要であるため、都市計画決定等の公告は必要であるため、都市計画決定等の公告は必要である。
	は第13項となっている。
•	
<u> </u>	
0	
0	
•	
×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限が生じなものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。、現に、都市計画の違法性を判断上ま張する産業が都市計画注意13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことに鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとつて司法の場で自らの権利の教済を主張することが格段に困難になる別大き工張することが格段に困難になる別大き工法では、基づく私権の制限の規定なることが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の規定から重大な問題がある。
0	
•	
×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより 土地所有者等に私人の財産権の制限が生じ ものであるため、本条に規定する基準に はって地方公共団体が適正な都市計画を定 めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の違法 性を判断、主張する重要な基準にもなってい る。 現に、都市計画の違法性が争われた事業 (※)で、最高載が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法や判断したことに 鑑みれば、動告通りの計画ををとることにより、 かえって、私人にとって司法の場で自らの権 初の救済を主張することが報度に報題になる (都市計画の違法性を立証する際の負担が 電ぐなる)ことが懸念され、憲法の定める財産 権の保護及び法律に基づく私権の制限の親 点から重大な問題がある。 ※伊東義判(最利平20、3、11)
×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の 私権に重大な影響を及ぼす市街地再開発事 薬等の実施に当たって、事業の公共性、事業 内容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第 三者(大臣又は知事がゲェングするための仕 組みであり、また、関係権利者にとっては、事 業着手前にその妥当性等について意見を述 〈、最終的には法的に争うことができる唯一 の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容として は、チェングラる第三者及び関係権利者が当 該事業の内容を把握する上で必要な情報が 含まれていることができる唯一 がきまないで、事業計画等の記載内容として は、チェングラな第三者及び関係権利者が当 該事業の内容を把握する上で必要な情報が 含まれていることが要であり、施行地区以 かの事項(設計の概要、事業期間など)につ いて記載を不要とし、事業計画等の内容を形 骸化することは、利害関係者の権利保護の観 点で重大な問題がある。
0	
•	
•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	
			第75条	第3項	権利変換計画の内容	c2	1		
			第77条	第2項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第77条	第3項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第77条	第4項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第77条	第5項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第82条		権利変換計画の内容	c2	1)		
					権利変換計画の縦覧	c4	2		
			第83条	第1項	縦覧の期間、縦覧開始日、場 所、時間の公告	c5	×		
			第83条	第3項	意見書内容の審査	c3	2		
6	3	都市再開発法	第83条	第4項	権利変換計画を修正した際の意 見処理手続	c3、c4、c5	× (c5に係る部分)		
			第99条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第109条の2	第2項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第109条の2	第3項	権利変換計画の内容	c2	1		
			第109条の2	第4項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第109条の2	第5項	権利変換計画の内容	c2	1)		
			第109条の2	第6項	権利変換計画の内容	c2	1)		
				第118条の7	第3項	管理処分計画の内容	c2	1	
			第118条の32	第1項	権利変換計画の内容	c2	1		
			第3条	第1項	都市計画の内容	c2	×		
			第31条	第3項	都市計画の内容	c2	1		
			第32条	第2項	都市計画の内容	с2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)		
			第32条	第3項	特定防災街区整備地区に関する 都市計画に定める事項	с2	×		
			第32条	第4項	都市計画の内容	с2	×		
6	4	密集市街地におけ 高が災街区の整法 の促進に関する法	第32条	第5項	都市計画の内容	c2	×		
			第120冬	第1項	都市計画の内容	-2	1		

凡例	
O:勧告通り実施	
〇. 制口 週9 天心	
△:一部実施	
◆:存置許容	
▼:任直計谷	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し 2次見直し	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権 利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例 示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上 で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延 長を認めるということであれば許容。
•	
×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権 利者の保護を図る当該規定を任意規定化(例 示化)することは不適切。 最低限の期間として2週間を義務づけた上 で、地方公共団体の条例等でそれ以上の延 長を認めるということであれば許容。
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
0	
•	
0	
0	
0	
×	本条は都市計画の基準を定める規定である が、都市計画は、これが定められることにより 土地所有者等に私人の財産権の制限が生しるものであるため、本条に規定する基準に 従って地方公共団体が適正な都市計画を定 めるように担保しているところである。 また、本条項は、私人が、都市計画の適法 性を判断、主張する重要な基準にもなってい る。 現に、都市計画の違法性が争われた事案 (※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠 として都市計画変更を違法と判断したことに 鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、 かえって、私人にとって司法の境で自らの権 利の救済を主張することが報度に困難になる (都市計画の違法性を立証する際の負担が 電ぐなる)ことが懸念され、憲法の党める財産 権の保護及び法律に基づく私権の制限の観 点から重大な問題がある。
•	※伊東裁判(最判平20.3.11)

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第120条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第179条	第1項	事業計画の策定	c2	1	
					事業計画の縦覧	с4	2	
			第181条	第1項	縦覧の期間	c5	×	
			第204条	第1項	権利変換計画の策定	c2	1	
			第206条	第1項	権利変換計画の決定の基準	с2	×	
			第207条	第1項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第207条	第2項	権利変換計画の内容	с2	1	
		密集市街地におけ る防災街区の整備 の促進に関する法 律	第207条	第3項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第207条	第4項	権利変換計画の内容	с2	1	
6	4		第209条	第4項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第210条	第1項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第210条	第2項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第210条	第3項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第210条	第4項	権利変換計画の内容	c 2	1	
			第210条	第5項	権利変換計画の内容	c2	1	
			第215条		権利変換計画の内容	c2	1	
						権利変換計画の縦覧	с4	2
			第216条	第1項	縦覧の期間、縦覧開始日、場 所、時間の公告	c5	×	
			第216条	第3項	意見書内容の審査	c3	2	
			第216条	第4項	権利変換計画を修正した際の意 見処理手続	c3、c4、c5	× (c5に係る部分)	
			第235条	第2項	権利変換計画の内容	с2	1	
			第281条	第1項	防災都市施設の施行予定者	с2	1	
			第281条	第2項	都市計画の案に対する施行予定 者の同意	с3	1	
			第281条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第281条	第4項	都市計画の内容	c2	1	
			第4条	第2項	緑地の保全及び緑化の推進に 関する基本計画の内容	с2	④(3号に係る部分) ×(その他)	
		都市緑地法	第4条	第4項	公聴会の開催等住民の意見反 映に必要な措置	с3	×	
6	5		第4条	第7項	緑地の保全及び緑化の推進に 関する基本計画の公表	с4	×	
			第6条	第1項	緑地保全計画の策定	c2	1,4	
			第6条	第2項	緑地保全計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ④(2号イに係る部分) ×(その他)	

凡例	
() 勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権の制限がといるものであるため、本条に規定する基準に従って地方公共団体が適正な都市計画を定めるように担保しているところである。また、本条項は、私人が、都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第19条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことに盛みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが格段に困難になる「総みれば、勧告通りの進法性を立証する際の負担が重くなることが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。
	※伊米茲刊(政刊干20. 3. 11)
•	
×	適切な縦覧期間を確保することにより関係 権利者の保護を図る本条項を任意規定化(例 示化)することは不適切。最低限の期間として 辺週間を義務づけた上で、地方公共団体の条 例等でそれ以上の延長を認めるということで あれば許容。
•	
0	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
•	
×	適切な縦覧期間を確保することにより関係権 利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示 化)することは不適切。最低限の期間として2 週間を義務づけた上で、地方公共団体の条 例等でそれ以上の延長を認めるということで あれば許容。
•	
×	適切な総覧期間を確保することにより関係権 利者の保護を図る本条項を任意規定化(例示 化)することは不適切。最低限の期間として2 週間を義務づけた上で、地方公共団体の条 例等でそれ以上の延長を認めるということで あれば許容。
•	
•	
•	
•	
•	
0	
0	
0	
•	
0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		都市緑地法	第6条	第4項	緑地保全計画の公表	с4	1	
				第1項	緑地保全地域の表示	c4	1)	
6	5		第7条		緑地保全地域内への標識設置	c5	×	
			第34条	第2項	都市計画の内容	c2	1)	
			第34条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第3条	第2項	所有権等を有する者及び当該権 利に関する仮登記、差押えの登 記又は買戻しの特約の登記の登 記名義人の同意	-0	2	
6	6	生産緑地法	ATT O AT	ATT A TE	生産緑地地区の表示	c4	1	
			第6条	第1項	生産緑地地区内への標識設置	c5	×	
			第4条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	4	
			第4条	第2項	駐車場整備計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
6	7	駐車場法	第4条	第4項	駐車場整備計画の公表	с4	×	
			第10条	第1項	都市計画の内容	c2	1)	
			第5条	第1項	都市計画の内容	c2	1	
6	6 8	首都圏の近郊整備 地帯及び都市開発 区域の整備に関す る法律	第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第18条	第1項	施行計画の策定	c2	1	
			第18条	第3項	関係のある公共施設の管理者 又は管理者となるべき者への協 議	с3	2	
			第18条の2	第1項	処分管理計画の策定	с2	1	
			第3条	第1項	近郊整備区域建設計画等の策 定	c2	4	
			第4条	第1項	近郊整備区域建設計画等の内 容	с2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第1項	都市計画の内容	с2	1	
6	11	近畿圏の近郊整備 区域及近都市開発 区域及を 経域の整備 発に関する法律	第7条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第1項	施行計画の策定	c2	1	
			第24条	第3項	関係のある公共施設の管理者 又は管理者となるべき者への協 議	c3	2	
			第25条	第1項	処分管理計画の策定	с2	1	
			第3条	第1項	保全区域整備計画の策定	c2	4	
6	12	近畿圏の保全区域 の整備に関する法 律	第3条	第3項	保全区域整備計画の公表	c4	×	
		1年	第4条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)	
					l			ii

孔例	1
つ:勧告通り実施	
△:一部実施	
▶:存置許容	
x·未宝施	

	状況の次見速し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し	∠次見担し	
	0	
	•	
•	•	
	0	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	,	
	×	都市計画が定められることにより、土地所有 者等に私人の財産権の制限が生じるもので あるため、本条に規定する基準に従って地方 公共団体が適正な都市計画を定めるように担 保いいるところである。 司法判断にいかゆる伊東裁判(最判平20 3.11))においても、都市計画変更が違法と 判断され、土地所有者の財産権が保護法と 判断され、土地所有者の財産権が保護法と 対義務化すると、こうした私人の財産権の保 護に支障が生じるおそれがある。 新住宅市街地開発事業の都市計画の基準 が存置(第三次勧告の対象外)される以上、 財政権を関係といてはおり、 財政権を関係といるといる。
•	•	
•	•	
•	•	
	0	
	0	
•	•	
	×	都市計画が定められることにより、土地所有 者等に私人の財産権の制限が生じるもので みため、本条に規定する基準に従って地方 公共団体が適正な都市計画を定めるように担 保しているところである。 司法判断(いわゆる伊東載刊(最判平20. 3.11))においても、都市計画汝第13条に 定める基準に反する都市計画変更が違法と 判断され、土地所有者の財産権が保護され たところであり、本条を「できる)規定化又は努 カ義務化すると、こうした私人の財産権の保 護に支障が生じるおそれがある。 で、文学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学を「できるり規定化マは学 が存置(第三次動告の対象外)される以上、
		当該規定についても存置しなければ私人の 財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
•	•	
•	•	
•	•	
	0	
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第3条	第1項	都市整備区域建設計画等の策 定	c2	4	
		中部圏の都市整備 区域、都市開発区	第3条	第3項	都市整備区域建設計画等の公 表	c4	×	
6	14	域及び保全区域の 整備等に関する法 律	第4条		都市整備区域建設計画等の内 容	c2	④(5号、6号に係る部分) ×(その他)	
			第5条		保全区域整備計画の内容	c2	④(3号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	1	
			第4条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第24条	第1項	施行計画の策定	c2	①(施行区域に係る事項) ×(その他)	
			第25条	第2項	関係のある根幹公共施設の管理者又は管理者となるべき者へ の協議	c3	2	
			第44条	第1項	処分計画の策定	c2	1	
6	15	新都市基盤整備法	第44条	第2項	処分計画に定める事項	c2	①(土地の利用の規制に 関する部分) ×(その他)	
			第46条	第1項	処分計画の基準	c2	×	
			第46条	第2項	処分計画の基準	c2	×	
			第47条		処分計画の内容	c2	•	
			第49条	第1項	実施計画の策定	c2	×	

凡例	
() ・ 動告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	
^ . 不天池	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (条府公同签)
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
0	
0	
0	
0	
•	
×	都市計画が定められることにより、土地所有 者等に私人の財産権の制限が生じるもので あるため、本条に規定する基準に従って地方 公共団体が適正な都市計画を定めるように担 保しているところである。 司法判断(いわゆる伊東戴判(最判平20. 3.11))においても、都市計画波勇が追法と 判断され、土地所有者の財産権が保護され たところであり、本条を「できるJ規定化又は努 カ義務化すると、こうした私人の財産権の保護に 護に支障が生じるおそれがある。 新住宅市街地開発事業の都市計画の基準 が存置(第三次動告の対象外)をれる以上、 当該規定についても存置しなければ私人の 財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市専開発法) の管理処分計画の内容が、公用収用、公用 拠地、権利変換に関する事務であることを理由に存置(第3次動告の対象外)される以上、 同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
•	
•	
×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法) の管理処分計画の内容が、公用収用、公用 換地、権利変換に関する事務であることを理 由に存置(第3次動告の対象外)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 考等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法) の管理処分計画の内容が、公用収用、公用 換地、権利変換に関する事務であることを理 由に存置(第3次動告の対象外)される以上、 同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保)、初起の主の主な行用進行者等に対するチェックの仕組みと同様である。第2種市街地再開発事業、都市再開発法)の管理処分計画の内容が、公用収用、公用拠、無利製・関・関・の管・関・の管・関・のを対し、対し、に同から存置しなければ、私人の財産権の保護に差異が生ずるおそれがある。
•	
0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第6条	第2項	基本計画の内容	с2	④(2号~5号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	基本計画の内容	c2	4	
			第6条	第4項	基本計画の内容	c2	4	
6	16	地方拠点都市地域 の整備及び産業業 務施設の再配置の	第6条	第8項	基本計画の公表	c4	×	
		促進に関する法律	第19条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第19条	第4項	都市計画の内容	c2	1)	
			第26条		拠点整備土地区画整理事業の 事業計画の策定、内容	c2	×	
			第3条の2	第1項	基本方針の策定	c2	×	
			第3条の2	第2項	基本方針の内容	c2	×	
			第3条の2	第3項	基本方針の内容	c2	×	
			第3条の2	第9項	基本方針の公表	c4	×	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第7条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
			第7条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
		流通業務市街地の 整備に関する法律	第8条		都市計画の内容	c2	×	
			第25条	第1項	施行計画及び処分計画の策定	c2	1	
6	17		第25条	第2項	施行計画に定める事項	c2	①(事業地に係る部分) × (その他)	
			第25条	第3項	処分計画に定める事項	c2	①(処分後の造成敷地等 の利用の規制に係る事 項) ×(その他)	
			第27条		処分計画の内容	c2	×	

凡例	
):勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
0	
+	
•	
0	
0	
•	
0	
0	
0	
0	
0	
•	
•	
•	
×	本条は都市計画の基準を定める規定である、都市計画の連は、これが定められることにより 土地所有者等に私人の財産権の制限が生じるものであるため、本条に規定する基準に 松って地方公共団体が適正な都市計画を定 めるように担保しているところである。 また、本条頃は、私人が、都市計画の遺法 性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 別に、都市計画の違法性が争われた事業 (※)で、最高載が都市計画法第13条を根拠として都市計画の遺法性を判断たことに 鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、 かえって、私人にとつて司法の場で自らの権 利の救済を主張することが格段に困難になる (都市計画の違法性を立証する際の負担が 重くなる)ことが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の親 成か重大な日題がある。 ※伊東裁判(最料平20.3.11)
•	
×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の 私権に重大な影響を及ぼす流通業務団地造 成事業の実施に当たって、事業の公共性、事 乗内容の受当性を、あらかし施行者以外の 第三者(大臣又は知事)がチェックするための 仕組みであり、また、関係権利者にとっては、 事業着手前にその妥当性等について意見を 述べ、最終的には法的に争うことができる唯 の機会となっている。 したかって、事業計画等の記載内容として は、チェックする第三者及び関係権利者が当 該事業の内容を把握する上で必要な情報が 舎まれていることが必要であり、施行地区以 かの事項(級別の概要、事業期間など)につ いて記載を不要とし、事業計画等の内容を形 能化することは、利害関係者の権利保護の報 点で重大な問題がある。
×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の 私権に重大な影響を及ぼす流通業務団地造 成事業の実施に当たって、事業の公共性、事 業内容の妥当性を、あらかしめ施行者以外の 第三者(大臣又は知事)がチェックするための 組船みであり、また、関係権利者にとっては、 事業着手前にその妥当性等について意見を 述べ、最終的には法的に争うことができる唯 の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容として は、チェックする第三者及び関係権利者が当 該事業の内容を把握する上で必要な情報が 含まれていることが必要であり、施行地区以 がの事項(極別の概要、事業期間など)につ いて記載を不要とし、事業計画等の内容を形 能化することは、利害関係者の権利保護の観 点で重大な問題がある。
×	流通業務団地造成事業は、土地収用権を 背景に用地を取得して事業を施行するもので あることから、造成区域等の処分にあたって は、事業の目的とする公共性・公益性が担保 されなければならない。 従って、施行者は、事業の公共性・公益性を 担保するため、流通業務団地における造成数 他の価額の通正性等に関する基準に従って 適正な処分計画を定める必要がある。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置	備考
\vdash						(整理記号)		
6	17	流通業務市街地の 整備に関する法律	第28条		処分計画の内容	c2	x	
			第29条		関係のある公共施設の管理者 又は管理者となるべき者への協 議	с3	2	
					基本計画の作成	c2	4	
			第9条	第1項	基本計画の認定	cb	1a(2号、4号~10号、12号 に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係 る部分) ×(その他)	
			第11条	第1項	認定基本計画の変更の認定	cb	1a(2号、4号~10号、12号 に係る部分) 6①(2号、6号、12号に係 る部分) ×(その他)	
6	18	中心市街地の活性 化に関する法律	第9条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号、4号~10号、12号 に係る部分) ×(その他)	
			第9条	第4項	中心市街地活性化協議会、商工 会・商工会議所の意見聴取	c3	2	
			第9条	第5項	地方住宅供給公社の同意	с3	•	
			第9条	第10項	認定基本計画の内容の公表	c4	3	
			第13条	第4項	認定基本計画取消しの通知の旨 の公表	с4	3	
			第17条	第1項	基本計画の内容	c2	×	
			第17条	第2項	公園管理者の同意	с3	1	
		筑波研究学園都市 建設法	第7条	第1項	周辺開発地区整備計画の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
6	19		第8条	第1項	国土交通大臣の協議	cb	×	
			第8条	第3項	周辺開発地区整備計画の公表	с4	×	
			第5条	第1項	関西文化学術研究都市の建設 に関する計画の策定	c2	4	
6	20	関西文化学術研究 都市建設促進法	第5条	第3項	関西文化学術研究都市の建設 に関する計画の公表	с4	×	
			第6条	第1項	関西文化学術研究都市の建設 に関する計画の内容	с2	④(1号~6号に係る部分) ×(その他)	
		国際観光文化都市の整備のための財政トの共産等に関	第3条	第1項	事業計画の策定	c2	4	
6	35	の整備のための財 政上の措置等に関 する法律	第3条	第2項	事業計画の内容	c2	④(事業の概要及び経費 の概算に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第2項	景観計画の内容	c2	①、④(1号、3号~5号に 係る部分) ×(その他)	
			第8条	第3項	景観計画の内容	c2	①、④	
6	37	景観法	第12条		計画提案に係る内容の審査	с3	2	
			第55条	第2項	景観農業振興地域整備計画の 内容	с2	4	
			第61条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
6	40	古都における歴史 的風土の保存に関	第6条	第2項	特別保存地区の表示	c4	1	
	.,	する特別措置法	211.00	A110-3K	表示の方法	с5	×	
	4.	明日香村における歴史的風土の保存	第3条	第1項	都市計画の内容	c2	1), 4)	
6	41	及び生活環境の整備等に関する特別 措置法	第4条	第3項	都市計画の内容	c2	④(1号~10号に係る部分) ×(その他)	
7	1	道路法	第47条の5	第3項	実施要請に係る素案の審査	с3	2	
	1	道路法	第47条の5	第6項	都道府県公安委員会への意見 聴取	cb	4①	
			第7条	第1項	道路交通騒音減少計画の策定	с2	×	
7	2	幹線道路の沿道の 整備に関する法律	第7条	第2項	道路交通騒音減少計画の内容	с2	×	
			第7条	第3項	道路交通騒音減少計画の公表	с4	×	

凡例 〇:勧告诵り実施	
0 . 100 10 77 77 10 10	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況 一部実施又は未実施の理由 (各府省回答) 1次見直し 流通業務団地造成事業は、土地収用権者 育景に用地を取得して事業を施行するもの あることから。造成区域等の処分にあたっては、事業の目的とする公共性・公益性が担保するため、流通業務団地における造成設等の建設に関する基準に従って適正な処分計画を定める必要がある。 ○ ・ ○
次見画し 次見画し
計量に関連を取得して事業を施行するたった。
 * * O O<
• O O O O O O O O O O O O O O O O O O
• O O O O O O O O O O O O O O O O O O
• O O O O O O O O O O O O O O O O O O
• O O O O O O O O O O O O O O O O O O
• O O O O O O O O O O O O O O O O O O
0 0 0 0
0 0 0 0
o o o o
OOOOO
0 0 0
0 0
0
0
• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
• ·
*
•
+
0
•
0
•
•
0
0
0

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	
			第9条	第2項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)		
			第9条	第4項	都市計画の内容	c2	①(2号に係る部分) ×(その他)		
			第9条	第6項	都市計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)		
7	2	幹線道路の沿道の 整備に関する法律	第9条	第7項	都市計画の内容	c2	×		
			第10条の2	第1項	沿道整備権利移転等促進計画 の策定	c2	1,4		
			第10条の2	第2項	沿道整備権利移転等促進計画 の内容	c2	①(1号~5号に係る部分) ×(その他) ④(1号~6号に係る部分) ×(その他)		
			第10条の2	第3項	沿道整備権利移転等促進計画 の内容	c2	1,4		
		共同溝の整備等に 関する特別措置法	第6条	第1項	共同溝整備計画の策定	c2	1		
			第6条	第2項	共同溝整備計画の内容	c2	①(3号~5号に係る部分) ④(5号、6号に係る部分) ×(その他)		
7	3		第7条	第1項	共同溝の占用予定者への意見 書提出依頼	с3	2		
			第7条	第2項	意見書採択時の計画作成	c2	×		
				第7条	第3項	共同溝整備計画の変更手続	c3	×	
			第7条	第4項	共同溝の占用予定者の意見聴 取	с3	2		
7	4	電線共同溝の整備 等に関する特別措 置法	第5条	第2項	電線共同溝整備計画の策定	c2	×		
7	6	踏切道改良促進法	第4条	第1項	立体交差化計画等の策定	с2	4		
7	7	交通安全施設等整 備事業の推進に関 する法律	第4条	第1項	特定交通安全施設等整備事業 の実施計画の策定	c2	4		
7	9	地方道路公社法	第5条	第4項	道路管理者の同意	с3	1		
			第9条	第2項	道路管理者の同意	с3	1		
Ω	3		第40条	第2項	都道府県地域防災計画の内容	c2	×	メルクマール v:1号、2号 (情報の収集及び伝達、 災害に関する予報又は警 報の発令及び伝達、避 難、消火、水防、救難、救 助、衛生その他の災害応 急対策の部分)、3号	
8	3	災害対策基本法	第42条	第2項	市町村地域防災計画の内容	c2	×	メルクマール v:1号、2号 (情報の収集及び伝達、 災害に関する予報又は警 報の発令及び伝達、避 難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応 急対策の部分)、3号	

凡例	
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直しり	犬況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 22	次見直し	(各府省回答)
	0	
	0	
	0	
	×	本条は都市計画の基準を定める規定であるが、都市計画は、これが定められることにより土地所有者等に私人の財産権を制限が生じるものであるため、本条に規定する基準にしるものであるため、本条に規定する基準にはって地方公共団体が適正な都市計画の違法性を判断、主張する重要な基準にもなっている。 現に、都市計画の違法性が争われた事案(※)で、最高裁が都市計画法第13条を根拠として都市計画変更を違法と判断したことに鑑みれば、勧告通りの措置をとることにより、かえって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが軽の注め、まって、私人にとって司法の場で自らの権利の救済を主張することが移設に困難になる(都市計画の違法性を立証する際の負担が毛水の影響となることにが懸念され、憲法の定める財産権の保護及び法律に基づく私権の制限の観点から重大な問題がある。
		※伊東裁判(最判平20.3.11)
•		
	0	
	0	
•		
•		
	0	
•		
	0	
	0	
•		
	0	
	0	
	0	
•		
•		
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		水防法	第7条	第1項	水防計画の策定、変更	c2	×	
8	5		第7条	第3項	二以上の都道府県に関する水防 計画の策定、変更	c2	×	
			第7条	第4項	水防計画の要旨の公表	с4	×	
			第32条 第1項 水防計画の策定、変更 c2		×			
			第32条	第3項	水防計画の要旨の公表	c4	×	
8	10	地すべり等防止法	第24条	第2項	利害関係を有する者又はこれら の者の組織する団体の意見聴 取	с3	2	
			第24条	第4項	関連事業計画の公表	с4	×	
8	13	豪雪地帯対策特別 措置法	第6条	第2項	道府県豪雪地帯対策基本計画 の内容	c2	④(2号~7号に係る部分) ×(その他)	
8	14	地震防災対策特別 措置法	第3条	第1項	地震防災緊急事業五箇年計画 の内容	c2	④(1号~19号に係る部分) ×(その他)	
			第3条	第3項	地震防災緊急事業五箇年計画 の内容	c2	4	
8	15	大規模地震対策特 別措置法	第6条	第1項	地震防災強化計画の策定及び 内容	c2	④(2号に係る部分) ×(その他)	メルクマール v :1号
8	16	地震防災対策強化 地域における地震 対策緊急整備事業 に係る国の財政上 の特別措置に関す る法律	第3条	第2項	地震対策緊急整備事業計画の 内容	c2	4	
8		東南海・南海地震 に係る地震防災対 策の推進に関する 特別措置法	第6条	第1項	東南海・南海地震防災対策推進 計画の策定及び内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	

		
見直し 1次見直し 2		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	×	水防計画とは、地方公共団体、水防団等の水防関係者における出水時の実践的な行動計画であり、①河川毎の情報の伝達系統、②水防団毎の担当区域、③堤防の漏水、溢水防団毎の担当区域、③堤防の漏水、溢水高所での土の分積み等具体の水防活動の方法、④洗水予報、水防警報等の基準、方法等を内容とする。水防団は、近隣住民(非常勤)が構成員の過半で、十分な活動を行うためには水防計画を基にあらかじめ訓練を行うし出水に備えておくことが重要である。一般では一般で表した。一般では一般である。また、水防計画を基にあらかじめ訓練を行い出水に備えておくことが重要である。一般では一般である。また、水防計画が運動に行われない場合に、地方公共団体、水防団等の水防関係者による水防活動が適切に行われないおそれがあるり、また、水防計画が更新されていない場合には、都道府県、市町村、水防団等の組織改編や堤防の完成状況、被災・海峡状況、境と同様、の大阪活動が適切に行われない時では、大阪計画が原本で、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大
	×	上記の水防計画策定の必要性に加え、二 以上の都府県に関係する水防事務について は、上下流及び左右岸の水防管理者間の水 防についての協力応援、上流における提防の 決壊等の危険な場合の通報など、二以上の 都府県の区域にわたる水防管理団体が連携 し、水防活動を実施するためにあらかじめ協 定して水防計画を定める必要がある。 仮に、こうした連携が図られなかった場合、 例えば大規模水害時に、上流の水位や氾濫 情報が下流の水防管理者に円滑に伝えられ ず、水防活動や避難行動に遅れが生じ、より 基大な被害が生じる等のおそれがある。
	0	
	×	水防計画とは、地方公共団体、水防団等の水防関係者における出水時の実践的な行動計画であり、①河川毎の情報の伝達系統、②水防団毎の担当区域、③堤防の漏水、溢水箇所での土のう積み等具体の水防活動の方法、④洪水予報、水防警報等の基準、方法等を内容とする。水防団は、近隣住民(非常勤)が構成員の選半で、十分な活動を行うといこは水防計画であらかじめ詳細に水防活動の方法を定めておくことが必要である。また、水防計画を基にあらかじめ開発を行い出水に備えておくことが重要である。 仮に、水防計画が第つに行われいおされがあるり、また水防計画が第切に行われいおそれがあるり、また水防計画が第つに行われいおそれがあるり、また水防計画が第つに行りがあるり、また水防計画が第つに行りがあるり、また水防計画が第分にでいない場合には、都道府県、市町村、水防団等の組役域には、都道府県、市町村、水防団等の組役域には、都道府県、市町村、水防団等の組役域には、都道府県、市町村、水防団等の組役域に、場下の景がで開発が水防計画による場合には、都道府県、市町村、水防団等の出りに、本道府県、市町村、水防団等の出りまた水防計画により出りまた。大阪西、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市、大阪市
	0	
•		
	0	
	0	
	0	
•		
	0	
	0	
	0	
	_	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
8	18	日本海溝・千島海 溝周辺海溝型地震 に係る地震防災対 策の推進に関する 特別措置法	第6条	第1項	日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画の策定 及び内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
			第4条		避難施設緊急整備計画の内容	с2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第1項	防災営農施設整備計画の策定	c2	4	
8	19	活動火山対策特別 措置法	第8条	第2項	防災林業経営施設整備計画の 策定	c2	4	
			第8条	第3項	防災漁業経営施設整備計画の 策定	c2	4	
			第8条	第4項	関係農業団体、関係林業団体、 関係漁業団体の意見聴取	с3	2	
		石油コンビナート等	第31条	第2項	石油コンビナート等防災計画の 内容	c2	×	メルクマール v:3号、15 号、16号以外
8	20	災害防止法	第33条	第1項	緑地等の設置に関する計画の策 定	с2	1	
8	22	被災市街地復興特	第5条	第2項	都市計画の内容	c2	①(制限が行われる期間 の満了の日に係る部分) ×(その他)	
		別措置法	第5条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第5条	第1項	事業計画の策定	c2	4	
			第6条	第1項	実施計画の策定	c2	4	
			第6条	第2項	基本計画の内容	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	実施計画の内容	с2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
		住宅地区改良法	第7条		公共施設の管理者等、地区施設 の設置について許可、認可その 他の処分をする権限を有する行 政機関、改良地区内において住 宅経営をしようとする者等への協 議	c3	2	
			第8条	第1項	事業計画策定の旨の告示	с4	1	
9	2		第8条	第2項	改良地区内への掲示	c5	×	
					図書の備付け	с4	1	
			第30条	第1項	備付けの方法	c5	×	
			第5条	第1項	都道府県耐震改修促進計画の 策定	c2	4	
			第5条	第2項	都道府県耐震改修促進計画の 内容	c2	④(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
9	3	建築物の耐震改修 の促進に関する法 律	第5条	第4項	地方住宅供給公社の同意	с3	1	
			第5条	第5項	都道府県耐震改修促進計画の 公表	c4	×	
			第5条	第8項	市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画の公表	c4	×	
		住生活基本法	第17条	第1項	都道府県計画の策定	c2	•	
9	5		第17条	第2項	都道府県計画の内容	c2	④(1号、5号、6号に係る 部分) ×(その他)	
			第17条	第3項	住民の意見反映に必要な措置、 市町村への協議、地域住宅協議 会への意見聴取	с3	①(住民の意見反映に必要な措置を除く) ×(その他)	
			第17条	第7項	都道府県計画の公表	с4	×	
9	6	公営住宅法	第37条	第2項	公営住宅建替事業に関する計画 の策定及び内容	c2	×	メルクマール iv g: 2号、4号

I	
勧告通り実施	
一部実施	
存置許容	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
0	
0	
0	
0	
0	
•	
0	
•	
0	
+	
×	住宅地区改良事業については、その歴史的 背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国
×	が関与を求められてきたところであり、本規定 の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の
× ×	収用等、私人の権利に関する強制力を伴った 行為が行われることとなる事業の性格に鑑み て、従前居住者の権利の保護の観点から当 然に必要なものであると言える。
,	X 000 (W 000 100 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0
•	
•	
×	住宅地区改良事業については、その歴史的 背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国 が関与を求められてきたところであり、本規定 の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の 収用等、私人の権利に関する強制力を伴った 行為が行われることとなる事業の性格に鑑み て、従前居住者の権利の保護の観点から当 然に必要なものであると言える。
×	住宅地区改良事業については、その歴史的 背景への配慮の重要性に鑑みて、従来より国 的関与を求められてきたところであり、本規定 の廃止又は条例委任は適切でない。 また、本規定は、不良住宅の除去、土地の 収用等、私人は、不良住宅の除去、土地の 収用等、私人の権利に関する強制力を伴った 行為が行われることとなる事業の性格に鑑み て、従前居住者の権利の保護の観点から当 然に必要なものであると言える。
×	生命・身体の保護を図るため、建築物の耐震化は最も重要な課題であり、国として耐震改修を推進することとしているが、都道府県の判断で計画を策定しないことは不適切であ
×	る。したがって、当該条項の見直しは行わない。
•	
×	都道府県耐震改修促進計画等により、不特 定多数の者の権利を制限し、又は義務を課す る場合があるため、地方公共団体の判断によ
×	り、公表しないことは不適切である。 したがって、当該条項の見直しは行わない。
×	住宅政策は、国においては住生活基本計画 (全国計画)に基づいて、地域においては全 国計画に即した都道府県計画に基づいて、整 合性をとりながに推進されている。特に、住宅 セーフティネットの確保については、現状の応 募倍率が8.7倍となっている公営住宅の整備 を計画的に進める必要がある。
×	また、公営住宅については、国及び地方公 共団体が協力してこれを整備することされ ており、公営住宅法第7条に基づき、国はそ の建設費等を補助する義務を負っており、そ の供給量に関し、あらかじめ国と地方公共団 体が調整するスキームが必要である。
0	
0	
0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		地域における多様 な需要に応じた公 的賃貸住宅等の整 備等に関する特別	第6条	第2項	地域住宅計画の内容	c2	④(2号~4号係る部分) ×(その他)	
9	8		第6条	第4項	機構等の同意	с3	1)	
		措置法	第6条	第8項	地域住宅計画の公表	c4	×	
		優良田園住宅の建	第3条	第2項	優良田園住宅の建設の促進に 関する基本方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
9	11	設の促進に関する 法律	第3条	第4項	優良田園住宅の建設の促進に 関する基本方針の公表	c4	3	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	1	
			第21条	第1項	施行計画・処分計画の策定	c2	1	
			第21条	第2項	施行計画に定める事項	c2	①(事業地に係る部分) ×(その他)	
9	14	新住宅市街地開発法	第21条	第3項	施行計画に定める事項	c2	①(処分後の造成宅地等 の規制に係る事項) ×(その他)	
			第23条	第1項	処分計画の基準	c2	×	
				第24条		処分計画の基準	c2	×
			第26条		関係のある公共施設の管理者 又は管理者となるべき者への協 議	с3	2	
			第4条	第1項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第2項	都市計画の内容	c2	×	
			第5条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第12条		事業計画の内容	c2	×	
		大都市地域におけ る住宅及び住宅地	第17条	第2項	集合農地区の区域	c2	1	
9	16	る住宅及び住宅地 の供給の促進に関 する特別措置法	第20条	第2項	協議(義務教育施設の設置義務 者)	с3	2	
			第24条	第2項	都市計画の内容	с2	×	
			第24条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第31条	第1項	都市計画に定める施行区域	c2	1	
L			第31条	第2項	都市計画の内容	c2	1	
	•		1		1			

凡.例
() ・() ・
A ARRESTA
△:一部実施
◆:存置許容
▼:仟直計谷
+ 主字体
×·未宝施

見直し状況		一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し		(各府省回答)
	0	
•	•	
	0	
	0	
•	•	
•	•	
•	•	
	×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 有者等の権利保護(優先)後駆 機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 者等に対するチェックの土組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市開発法) 境地、権利変換に関する事務であることを理 由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、 同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 者者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 者等に対するチェックの仕組みと同様である。
		第2種市街地再開発事業《都市再開発法 の管理処分計画の内容が、公用収用、公用 増地、権利変換に関する事務であることを理 由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、 同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三 者がチェックできなくなることにより、収用対象 事業としての公共性の担保や従前の土地所 有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) の観点で重大な問題となる。これは民間施行 者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法) の管理処分計画の内容が、公用収用、公用 拠地、権利変換に関する事務であることを理 由に存置(第3次勧告の対象外)される以上、 同じ理由から存置(となければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
	×	収用で得られた土地の処分について、第三者がチェックできなくなることにより、収用対象事業としての公共性の担保や従前の土地所有者等の権利保護(優先分譲の機会の確保) 初起にで重大な問題となる。これは民間施行者等に対するチェックの仕組みと同様である。 第2種市街地再開発事業(都市再開発法)の管理風分計画の内容が、公用収用、公用 域地、権利変換に関する事があることを理由に存置(第3次勧告の対象が)される以上、同じ理由から存置しなければ、私人の財産権 の保護に差異が生ずるおそれがある。
•	•	
	0	_
	0	
_	-	
	0	
•	•	
•	•	
	0	
•	•	_
•	•	
•	•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
9	9 16	大都市地域におけ なび住宅及び住宅地 の供給の保進に関 を特別措置法	第35条	第1項	事業計画に定める施行区域	c2	①(施行地区、施設住宅を 建設すべき土地の区域に 係る事項) ×(その他)	
			第35条	第3項	事業計画に定める事項	c2	1	
			第73条		換地計画に定める事項	c2	①(1号~5号に係る部分) ×(その他)	
			第75条	第2項	換地計画の内容	с2	1	
			第4条	第3項	基本計画の内容	с2	④(1号~6号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第5項	特定鉄道事業を経営しようとする 者の意見聴取	с3	1	
9	17	大都市地域におけ る宅地開発及び鉄 道整備の一体的推	第4条	第6項	関係都府県との相互調整	с3	3	
		進に関する特別措置法	第4条	第8項	省令で定める図書の添付	с5	×	
			第4条	第9項	基本計画の公告	c4	3	
			第13条	第5項	事業計画の変更	c2	×	
9	25	建設工事に係る資 材の再資源化等に	第4条	第1項	特定建設資材に係る分別解体 等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等の実施に 関する指針の策定	c2	×	
		関する法律	第4条	第2項	特定建設資材に係る分別解体 等の促進等の実施に関する指針 の公表	c4	×	
			第5条		学校保健計画の策定	c2	×	
10	13	学校保健安全法	第27条		学校安全計画の策定	c2	×	

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)				
1次見直し 2次見直し	(DN BEE)				
×	事業計画等の認可制度は、関係権利者の 私権に重大な影響を及ぼす住宅街区整備事 薬の実施に当たつて、事業の公共性、事業内 容の妥当性を、あらかじめ施行者以外の第三 着(大臣又は知事)がチェックするための仕組 みであり、また、関係権利者にとっては、事業 着手前にその妥当性等について意見を述 べ、最終的には法的に争うことができる唯一 の機会となっている。 したがって、事業計画等の記載内容として は、チェックする第三者及び関係権利者が当 該事業の内容を把握する上で必要な情報が 含まれていることが必要であり。 を行動区が があり、変行地区の がかず、原行地区の がかず、原行地区の がの本で、事業計画等の内容を形成といて にて記載を不要とし、事業計画等の内容を形成とつ いて記載を不要とし、事業計画等の内容を形成して はいて記載を不要とし、事業計画等の内容を形成して はいるととは、利害関係者の権利保護の 娘に重大な問題がある。				
•					
0					
•					
0					
•					
•					
•					
0					
0					
0					
×	児童生徒等の健康の保持増進及び安全確保は、公教育の円滑な実施とその成果の確保には、公教育の円滑な実施とその成果の確保において不可欠の前提となるものであり、いずれの学校においても求められる事柄である。 学校保健計画及び学校安全計画は、児童生徒等の健康の保持増進又は安全確保を図る上で、学校において必要とされる学校保健の上で、合理的かつ円滑に実施する必要があるため、国公私立学校を通じて、法で策定することを求めている。また、近年、児童生徒等の少身の問題が多様化深刻化するとともに、児童生徒等の少身が相次いで発生し、これらの問題に学校が適切に対応することがこれまでにも増して求められていることか、第169回国強において、計画に関する規定について、従来例示規定であったものを必要が記載事項に改める等の変にか全全、数で				
×	なされたばかりである。改正に当たっては、全 日本中学校長会から、「学校安全計画を策 足し安全管理・安全教育を徹底する必要があ ること、安全点検の義務化を学校保健法に明 確に位置付ける必要があることなどの意見が 様にならな要があることなどの意見が また。全国公立小中学校事務職員研究 会からは、学校安全計画の策定を法的に検 対することが必要との意見が提出されてい る。 、は、特に、環境衛生検査、学校の能設 び設備の安全に値にあする事柄と考えら 、以上のことから、現行正当り提生徒の安全に支障をきたすおされがある。 以上のことから、現行正当り学校保健計画及 び学校安全計画の策定の規定を存借することが適当と考えるが、今後、仮に、地方公共 が適当と考えるが、今後、仮に、地方公共 調整がとれ、さらに、第169回国会以降の社会 状况等の変化により学校保健計画及び学校 安全計画を努力義務化すべき状況となれば、 勧告内容を実施する。				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	
			第6条	第1項	基本計画の策定	c2	×		
10 20	20	アイヌ文化の振興 並びにアイヌの伝 統等に関する知識 の普及及び啓発に 関する法律	第6条	第2項	基本計画の内容	c2	×		
			第6条	第3項	基本計画の公表	c4	×		
			第25条	第2項	事業環境整備構想の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)		
11	4	中小企業の新たな 事業活動の促進に 関する法律	第25条	第3項	関係市町村への協議	c3	×		
		男 9 る本件	第25条	第6項	事業環境整備構想の公表	c4	3		
11	5	中小企業支援法	第4条	第1項	中小企業支援事業の実施に関 する計画の策定	c2	×		
11	6	企業立地の促進等 による地域におけ る産業集積の形成 及び活性化に関す る法律	第5条	第2項	基本計画の内容	c2	④(2号~5号、第7号、11 号、13号に係る部分) x(その他)		
			第5条	第7項	基本計画の公表	c4	3		
		中小企業による地		年4 冬	你 11百	基本構想の認定	cb	×	
			第4条	第1項	基本構想の作成	c2	×	事実上の義務付けとなら ないよう見直し	
11	8	域産業資源を活用 した事業活動の促	第4条	第2項	基本構想の内容	c2	×		
		進に関する法律	第4条	第5項	基本構想の公表	c4	×		
			第5条	第1項	主務大臣の認定	cb	×	4条1項と同じ	
11	9	小規模企業者等設 備導入資金助成法	第12条	第1項	事業計画の作成	c2	4	事業計画の廃止	
12	2	有機農業の推進に 関する法律	第7条	第2項	推進計画の公表	c4	×		
12	3	農業改良助長法	第7条	第6項	実施方針の内容	c2	×		
			第7条	第7項	実施方針の策定・変更	c2	×		
		持続性の高い農業	第3条	第1項	導入指針の策定	c2	4		
12	4	生産方式の導入の 促進に関する法律	第3条	第2項	導入指針の内容	c2	④(1号、2号に係る部分) ×(その他)		

凡例	
O:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	アイヌ文化振興法(平成9年法律第52号) は、民族の誇りの源泉である伝統文化が存立 の危機にある状況に鑑み、アイヌの文化の振 興及びアイヌの伝統等に関する国民理解の 必要性から、アイヌの人々、北海道の強い要 望も踏まえ制定されたもの(衆参全会一致で 可決)。 先住民族に関する政策は、我が国において
	×	先例がなく、近年、国際的にも注目されている 分野である。改策の推進に当たっては、国が 主体性をもって取り組むとともに、アイズの 人々は地域住民でもあることから、政令で定 める都道府県「現在、北海道のみ指定)も責 任をもってアイヌ政策を推進し、アイズの人々 をはじめ広く地域住民に政策の重要性を知っ でもう方とか、計画の策定及び公表の義務付けが必要である。少数者であるアイスの人を に関する改策が、都道府県の他の優先課題 に埋没することのないよう、法律上の担保が 必要である。 平成21年7月、アイヌ政策のあり方に関す 平成21年7月、アイヌ政策のあり方に関す
	×	る有識者懇談会(座長、佐藤幸治京大名誉教 後、北海道知事、アイ家協会理事長等が委 員)が報告書を内閣官房長官に手交、報告書 では、従来にも増して、国が主体性を持つてア 不ヌ政策を立変本。遂行すること、その際、地方 公共団体との連携・協働により政策効果を高 めていくことが重要とされたところ。国が主体 性をもってアイヌ政策を推進するためには、本 義務付けが必要である。
	0	
	0	
•	•	
0		
Δ		基本計画への記載項目のうち、第8,9,12 号については、同意協議対象から除外し、任 意的記載項目とする方向で法制面から検討。 第1,6,7,10,11号については、国が地方 公共団体や事業者に対し、「限例の特例、 境立地法の特例、中小企業施策上の特例、 農地法等の処分に保る配慮等の支援を行う に当たって、必要不可欠な項目であるため、 同意協議を維持する必要がある。
•	>	
0		
0		
0		
0		
0		
	0	
	Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(1~4号に係る部分) 法第6条第1項において、政府は都道府県に 対し協同農業普及事業交付金を交付すること とされており、第7条第6項第1~4号に掲げる 事項は、当該交付金が充でられる取組に係る のである。実施方針において第1~4号に掲 げる事項が定められない場合、国の方針との 整合性が確保されず、また、当該交付金の契 望性が担保できなくなる。したがって、第1~4 号に係る義務付けを存置する必要がある。
	×	・法律の他の規定に影響するため存置する必要 要 法第7条第5項により、農林水産大臣が定め の運営指針を基本として都道府県が実施方 針を策定し、これに従い普及事業を実施する ことを前提として、第6条第1項により国から交 位金が交付される。本義務付けが廃止された 場合、運営指針と整合した実施方針の策定 が担保されず、また、上記交付金の妥当性が 担保できなくなる。したがって、本義務付けを 存置する必要がある。
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		持続性の高い農業	第3条	第3項	導入指針の変更	c2	4	
12	4	生産方式の導入の 促進に関する法律	第3条	第4項	導入指針の公表	c4	3	
			第3条	第1項	就農促進方針の策定	c2	4	
		青年等の就農促進 のための資金の貸	第3条	第2項	就農促進方針の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
12	6	付け等に関する特 別措置法	第3条	第3項	就農促進方針の変更	c2	4	
			第3条	第4項	就農促進方針の公表	с4	3	
			第2条	第1項	都道府県農山漁村電気導入計 画の策定	c2	×	
12	8	農山漁村電気導入 促進法	第2条	第2項	都道府県農山漁村電気導入計 画の内容	c2	×	
12	9	農業機械化促進法	第5条の3	第4項	都道府県の導入計画の公表	с4	3	
		特定農山村地域に	第4条	第2項	農林業等活性化基盤整備計画 の内容	с2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
12	11	おける農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関	第4条	第3項	農林業等活性化基盤整備計画 の内容	c2	④(2号、3号に係る部分) ×(その他)	
		する法律	第4条	第7項	農林業等活性化基盤整備計画 の公表	с4	3	
			第3条	第1項	市民農園の整備に関する基本方針の策定	с2	4	
12	13	市民農園整備促進	第3条	第2項	市民農園の整備に関する基本方 針の内容	с2	④(2号~4号に係る部分) ×(その他)	
		法	第3条	第5項	市民農園の整備に関する基本方 針の変更	с2	4	
			第3条	第6項	市民農園の整備に関する基本方 針の公表	с4	3	
			第87条	第3項	土地改良事業計画の内容	с2	1	
			第87条	第4項	土地改良事業計画の内容	c2	1	
12	14	土地改良法	第87条の2	第8項	土地改良事業計画策定時の農 水大臣との協議の旨の公告、計 画概要の縦覧	c4	3	
					縦覧の期間	c5	×	
			第4条	第1項	農業振興地域整備基本方針の 策定	с2	2	
			第4条	第2項	農業振興地域整備基本方針の 内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第4条	第7項	農業振興地域整備基本方針の 公表	с4	×	
			第5条	第1項	農業振興地域整備基本方針の 変更	с2	2	
			第8条	第1項	農業振興地域整備計画の策定	c2	2.4	
			第8条	第2項	農業振興地域整備計画の内容	c2	②、④(1号に係る部分) ×(その他)	
12	15	農業振興地域の整 備に関する法律	第10条	第3項	農業振興地域整備計画のうち農 用地利用計画の内容	с2	2.4	
			第10条	第4項	農業振興地域整備計画の内容	с2	2	
			第11条	第1項	農業振興地域整備計画策定前 の公告、案の縦覧	c4	1	
					縦覧の期間	c5	×	
			第12条	第1項	農業振興地域整備計画策定後 の公告	с4	1	
			第12条	第2項	農業振興地域整備計画の縦覧	c4	1	
			第13条	第1項	農業振興地域整備計画の変更	c2	2.4	
			第13条	第2項	農業振興地域整備計画の変更	c2	2.4	

凡例	
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況 1次見直し 2次!	兄 見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	0	
+		
	0	
	0	
	0	
•		
0		
	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 都道府県農山漁村電気導入計画は、国が 作成する全国農山漁村電気導入計画の基と なるものであり(法第3条)、日本政策金融公 庫からの資金の貸し付けの基準となる(第4 条)ものである。また、第2条第2項に規定され る事項(施設の建設計画や利用計画等)は電 気導入事業を実施する上で基本的かつま可 欠な事項である。これが記載されない場合、 全国農品松産中心の資金の貸し付けに支障 を来す。このため、本義務付けを存置する必 要がある。
•		
	0	
	0	
•		
•	0	
•	0	
•	0	
•		
•		
•		
	×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 当該規定は、土地改良事業の開始手続の 初期段階において、関係農家等から広く意見 を聴く趣旨のものであり、縦覧の期間を「二十 日以上の相当の期間」として を聴くために必要な最低限の期間を定めてい るに過ぎないため。
•		
	×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要
	0	
•		
•		
	×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要
•		
•		
	0	
+		
+		
+		
•		

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第4条	第1項	集落地域整備基本方針の策定	c2	×	
12	16	集落地域整備法	第4条	第2項	集落地域整備基本方針の内容	c2	×	
			第4条	第7項	集落地域整備基本方針の公表	c4	×	
			第5条	第3項	集落地区整備計画の内容	c2	①(目標その他当該区域 の整備及び保全に関する 方針を除く) ×(その他)	
			第5条	第4項	集落地区整備計画の内容	c2	①(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第2項	集落農業振興地域整備計画の 内容	c2	④(1号に係る部分) ×(その他)	
12	12 17 農業経営基盤 促進法	農業経営基盤強化 促進法	第0条	第2項	農業経営基盤強化促進基本構 想の内容	c2	×	
			第6条	第7項	農業経営基盤強化促進基本構 想の公告	c4	3	
			第18条	第1項	農用地利用集積計画策定時の 農業委員会の決定	c3	1	
			第6条	第1項	地力増進対策指針の策定	c2	×	
			第6条	第2項	地力増進対策指針の内容	c2	×	
12	18	地力増進法	第6条	第3項	関係農業者の組織する団体の 意見聴取	c3	×	
			第6条	第4項	地力増進対策指針の公表	c4	×	
			第2条の3	第2項	都道府県の果樹農業振興計画 の内容	c2	×	
12	20	果樹農業振興特別 措置法	第2条の3	第3項	都道府県の果樹農業振興計画 の内容	c2	×	
			第2条の3	第4項	学識経験者からの意見聴取	c3	2	
			第2条の3	第5項	都道府県の果樹農業振興計画 の概要の公表	c4	3	
			第8条	第1項	生産集荷近代化計画の策定	c2	×	
			2124	21136	生産集荷近代化計画の概要の 公表	c4	×	
12	21	野菜生産出荷安定 法	第8条	第2項	生産出荷近代計画の内容	c2	×	
			第8条	第4項	農業団体等の意見聴取	c3	2	
			第9条	第1項	生産集荷近代化計画変更の概 要の公表	c4	×	

凡例	Τ
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×·未宝施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直	(各府省回答)
0	
Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(行号に係る部分) 市町村が策定する条常農業振興地域整備 計画(法第2条)及び集落地区計画(第5条) は、都道府県知事が基本方針において定め る集落地域の位置及び区域に関する基本的 事項(第4条第2項第1号)を前提として作成さ れることから、これらの事項について記載を義 務付けない場合、同計画を策定することができず、集落が域にありませ、利用を きず、集本のを といる。 に 出める。 に 記載の義務付けを存置する必要がある。
0	
0	
0	
0	
×	・法律の他の規定に影響するため存置する必要 実 法第6条第2項に規定する基本構想の内容 は、市町村が農業者の定める農業経営改善 計画を認定する基準となっており、認定を受けた者(認定農業者)に対しては、租税特別 措置法(昭和32年法律第26号第24条の2に 規定する税制措置が講じられる(認定農業者) が農業経営基盤強化に要する費用の支出に 備えるために交付金等を積み立てた場合の 課税線り延べ措置(農業経営基盤強化準備 金制度))他。(2) 農業経営基盤強化準備 金制度))他。(3) 農業経営基盤強化準備 基準となっており、当該基準に基づき実施する 基準となっており、当該基準に基づき実施する 事業の効果として、農地の権利移動に係る 制度が除かされることとなる。 本義務付けを廃止した場合、これらの措置 を的確に実施することができないため、これを 存置する必要がある。
•	
•	
0	
0	
0	
0	
Δ	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(2~3号に係る部分)
0	
•	
•	
Δ	・生産出荷近代化計画の策定については、農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要。
Δ	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(1号に係る部分)
0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
12	24	植物防疫法	第24条	第5項	防除計画の告示	c4	x	
12		農業災害補償法	第85条の3	第2項	共済事業の実施計画の策定	c2	×	
12	25	层条火营情识点	第85条の6	第2項	共済事業の実施計画の策定	c2	×	
12	28	家畜改良增殖法	第3条の3	第2項	都道府県の家畜改良増殖計画 の内容	c2	④(2号~8号に係る部分) ×(その他)	
			第3条の3	第3項	学識経験者からの意見聴取	c3	2	
			第3条の3	第4項	家畜改良増殖計画の公表	c4	×	
12	29	酪農及び肉用牛生 産の振興に関する	第2条の3	第2項	都道府県計画の内容	с2	×	
		産の振興に関する 法律	第2条の3	第5項	都道府県計画の公表	с4	×	
			第2条の4	第2項	市町村計画の内容	с2	④(2号~6号に係る部分) ×(その他)	
12	33	家畜排せつ物の管 理の適正化及び利 用の促進に関する	第8条	第2項	都道府県計画の内容	с2	④(2号に係る部分) ×(その他)	
		法律	第8条	第4項	都道府県計画の公表	c4	3	
12	39	獣医療法	第11条	第2項	都道府県計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第4項	都道府県計画の公表	с4	3	
13	2	林業経営基盤の強 化等の促進のため の資金の融通等に	第2条の2	第2項	基本構想の内容	c2	4	
		関する暫定措置法	第2条の2	第4項	基本構想の公表 林業労働力の確保の促進に関	c4	③ ④ (3号、4号に係る部分)	
13	4	林業労働力の確保 の促進に関する法 律	第4条	第2項	する基本計画の内容 林業労働力の確保の促進に関	c2	× (その他)	
			第4条	第4項	する基本計画の公表	c4	3	
		***	第5条	第1項	地域森林計画の策定	c2	0.2	
13	5	森林法	第5条	第2項	地域森林計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ②(2号~4号の2、5号、7 号に係る部分) ×(その他)	

凡例	
会:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のために存置する必要 防除計画には、防除・植物又は容器包装の 輸送文は移動の制限、これらの消毒、廃棄の 命令等)を行う区域及び期間等を定めなけれ なならないとされている(法家24条第33頁)。告 赤が行われない場合、農業者等の私有財産 に大きな影響を及ぼす計画内容について周 知が行われる機会が奪われてしまう。 また、農業者又はその組織する団体が防除 計画に基づ、防除措置を協関して行うために は、その実施内容や実施時期、薬剤助成措 置の条件を広く周知する必要がある。農業者 以外の地域住民に対しても、家庭菜園でよりないよう 減力を求めたり、安全のため農業の散布について注意喚起を行うことが必要であり、防除 間となり、日本の理由により、不特定多数の者の権利 を制度する計画内容を周知し、効果的な防除 財画を広ぐ以に周知する必要がある。 以上の理由により、不特定多数の者の権利 を制度する計画内容を周知し、効果的は防除 計画を広ぐ以に周知する必要がある。 で、本義務付けを存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のために存置する必要 農業共済事業は、農業者が不慮の事故に よって受ける損失を保険の仕組みにより補す んして農業経営の変定等を図る、災害に対す セーフティネットであり、私人である加入者 の権利義務に関わるものである。そのため市 町村が新たに事業を実施する際には、事業 が適切に行われるよう。事前に加入資格者や 収入収支の概算等を記載する実施計画を策 定する必要がある。実施計画が策定されない 場合、事業が適切に行われるかどうかの確認 ができないため、本義務付けを存置する必要 がある。
		食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のために存置する必要 農業共済事業は、農業者が不慮の事故に よって受ける損失を保険の仕組みにより補て もして農業経営の安定等を図る、災害に対す なセーフティネットであり、私人である加入者 の権利義務に関わるものである。そのため市 前村が新たに事業を実施する際には、事業 が適切に行われるよう、事前に加入資格者や 収入収支の概算等を記載する実施計画を表 定する必要がある。実施計画で策定されない 場合、事業が適切に行われるかどうかの確認 ができないため、本義務付けを存置する必要 がある。
	Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(1号に係る部分) 法第3条の3第2項に規定する都道府県の家 畜改良増殖計画の内容のうち、第1号に掲げ る事項(家畜の改良増殖の目標)は、第3条の 付に密接に関連するため、当該事項が定めら れない場合、援助措置を的値につことがで きない。また、遺伝的多様性の確保や固と各 県との間の頭数目標の整合性確保のために も、当該事項が定められる必要がある。した がって、第1号に係る義務付けを存置する必 要がある。
•	•	
	0	
	Δ	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(2~6号に係る部分)
	0	
	0	
	0	
•	•	
	0	
•	•	
•	•	
•	•	
	0	
•	•	
•)	
		・農地・森林等の終景確保等 同が守める
	Δ	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(4号の3、5号の2、6号に係る部分)

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考				
								I	地域森林計画の案の縦覧	c4	2	
			第6条	第1項	縦覧の期間	с5	×					
			第6条	第3項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	4①					
			第6条	第6項	地域森林計画の公表	c4	1					
			第39条の4	第1項	地域森林計画の内容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)					
13	5	森林法	第10条の5	第1項	市町村森林整備計画の策定	c2	×					
			第10条の5	第2項	市町村森林整備計画の内容	c2	×					
			第10条の5	第6項	関係森林管理局長の意見聴取	cb	×					
			第10条の5	第8項	市町村森林整備計画の公表	c4	3					
			第10条の6	第2項	市町村森林整備計画の変更	c2	×					
			第7条の3	第1項	都道府県防除実施基準の策定	c2	×					
13		森林病害虫等防除法	第7条の3	第2項	都道府県防除実施基準の内容	c2	×					
	11		第7条の3	第4項	都道府県防除実施基準の公表	c4	×					
			第7条の6	第1項	樹種転換促進指針の策定	c2	×					
			第7条の6	第2項	樹種転換促進指針の内容	c2	×					
			第7条の6	第4項	樹種転換促進指針の公表	c4	×					

凡例	
() ・ 勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	- 状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
•	•	
•	•	
	0	
	×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全 体計画との整合性を確保するため存置する 必要。
	Δ	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要(1~7号、10号に係る部分)
	0	
•	•	
	×	・農地・森林等の総量確保等、国が定める全体計画との整合性を確保するため存置する必要。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 都道府県防除実施基準は、特別防除、業剤 の空中散布)の区域、実施方法等を定めるも の(法第7条の3第29]であり、薬剤を適切に 使用するための重要な基準である。本基準が 定められない場合。防除区域の周辺住民の 安全確保等に支障を来す。したがって、不特 定数の者の健康、食の安全、環境保全等 定確保する上で、本義務付けを存置する必要 がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 法第7条の3第2項は、薬剤による防除を行う 際の「周囲の自然環境及び生活環境の保全 に関する事項」等、防除を安全・適切に行う上 で必要最低限の事項のみを規定している。第 7条の3第2項に掲げる事項が定められない場合、防除区域の周辺住民の安全確保等に支 障を来す。したがって、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全等を確保する上で、 本義務付けを存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のために存置する必要 都道府県防除実施基準は、特別防除、薬剤 の空中散布)の区域、実施方法等を定めるも のである(法第7条の3第2項)。これらを公表し ないとすれば、周辺住民、提供漁業者等の不 特定多数の者が当該薬剤の空中散布に備え て私有財産を保護するための手段をとる必要 があるかどうか等を事前に判断する機会を奪 うこととなり、その結果、当該薬剤の空中散布 によって私有財産が侵害される危険性が増 大する。 また、特別防除を行う者は都道府県防除実施基準に従って薬剤散布等を行うことが義務 付けられており(法律77条の4)、公表によっ て、当該特別の大部では、当成れた義務の 内容を周知する必要がある。 したがして、不特別 は、全のを発展して、本義務付けを存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林の公益的機能 が損なわれると、森林環境が劣化するのみな らず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊 などの災害の危険性も高くなる。森林病害虫 対策の1つとして、樹種転換が重要となっている。 樹種転換促進指針が策定されない場合、 樹種転換の促進に支障が生じる。したがっ て、環境保全、大変を で、環境保全、次需義務付けを存置する必要 がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林の公益的機能 が損なわれると、森林環境が劣化するのみな らず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊 などの災害の危険性も高くなる。森林病害虫 対策の1つとして、樹種転換が重要となってい る。法第7条の6第2周に樹げる事項は必要最 低限のものであり、これが定められない場 合、樹種転換の促進に支障を来す。したがっ て、環境保全、災害に対するセーフティネッシ を確保する上で、本義務付けを存置する必要 がある。
	0	
	-	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第7条の9	第1項	地区防除指針の策定	c2	×	
			第7条の9	第2項	地区防除指針の内容	c2	×	
13	11	森林病害虫等防除 法	第7条の10	第1項	地区実施計画の策定	c2	×	
			第7条の10	第2項	地区実施計画の内容	c2	×	
			第7条の10	第3項	特定森林を所有する者の意見聴 取	с3	2	
			第7条の10	第4項	地区実施計画の公表	c4	×	
			第17条	第1項	保護水面の管理計画の策定	c2	1	
14	3	水産資源保護法	第17条	第2項	保護水面の管理計画の内容	c2	①(2号、3号に係る部分) ×(その他)	

動告追 一部写 字置記 未実別	中容	
見直し	/状況	
直し	2次見直し	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由			
1次見直し 2次見直し	ー部実施文は不実施の理由 (各府省回答)			
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林取の盆的機能 が損なわれると、森林環境が劣化するのみな らず、周辺の生活環境への影響や出腹削壊 などの災害の危険性も高ぐなる。森林病害虫 対策として、高度公益機能森林の周辺の森林 においても森林所有者等による自主的な防除 措置が行われることが重要となっている。地 区防除措置が運動が策定されない場合、自主的な 防除措置が運動が策定されない場合、自主的な 防除措置が運動ができませない。地 と防除措置が高されない場合、自主的な 防除措置が高さると、次害に対するセーフティ ネットを確保するとで、本義務付けを存置す る必要がある。			
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林なの公益的機能 が損なわれると、森林環境が劣化するのみな らず、周辺の生活環境への影響や山腹崩壊 などの災害の危険性も高ぐなる。森林病害虫 対策として、高度公益機能森林の周辺の森林 においても森林所有者等による自主的な防 措置が行われることが重要となっている。法 第7条の9第2項に掲げる事項は必要最低限 のものであり、これが定められない場合、自 主的な防除措置を行う上で支障が生じる。したがって、環境保全、災害に対するセーフティ ネットを確保する上で、本義務付けを存置す る必要がある。			
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 森林病害虫被害により、森林なの公益的機能 が損なわれると、森林環境が劣化するのみな らず、周辺の生活環境への影響や出腹削壊 などの災害の危険性も高ぐなる。森林病害虫 対策として、高度公益機能森林の周辺の森林 においても森林所有者等による自主的な防 措置が行われることが重要となっている。 地区実施計画は、薬剤胶布による防除の足 域、実施方法等を定めるものである。地区実施計画が策定されない場合、自主的な防除 指置を安全かつ的宿に行う上で支降が生じ る。したがって、不特定多数の者の健康、食 の安全、環境保全、災害に対するセーフティ ネットを確保する上で、本義務付けを存置す 必要がある。			
0				
•				
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のために存置する必要地区実施計画は、薬剤散布による防険の区域、実施方法等を定めるものである。これらを公表しないとすれば、周辺住民、農林漁業者の不特定多数の者が当該薬剤の散布に備えて私有財産を保護するための手段をとる必要からなる。大きなり、その結果、当該薬剤の散布によって私有財産が侵害される危険性が増大する。また、同計画の策定となる森林の所者の意見を聴かなければならない法第7条の10第5期ではを対したがである。また、同計画の策定となる森林の所者の意見を聴かなければならない法第7条の10第5期で持た経て実みであるときは、地区実施計画の対象となる森林の所者の意見を聴かなければならない法第7条の10第5期で持た経て実力に、的確な自主防除措置が図られる。、不特定多数の者の健康、食の安全、環境保全、災害に対するセーフティネットを確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。			
•				
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 法第17条第2項第1号に掲げる増殖すべき 水産助橋物の種類及が措置は、第2号及び第 程類及び措置と一体的に定めることにより、 両者的いまって水産動橋物の保護培養の効果が発揮されるものである。したがって、第1 号に係る義務付けを存置する必要がある。			

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
					特定漁港漁場整備事業計画の 策定	c2	•	
			第17条	第1項	特定漁港漁場整備事業計画の 公表	c4	×	
14	7	漁港漁場整備法	第17条	第2項	特定漁港漁場整備事業計画の 内容	c2	④(施行区域及び工事に 関する事項、事業費に係 る事項に係る部分) ×(その他)	
			年17久	ST ATE	特定漁港漁場整備事業計画の 公告、縦覧	c4	2	
			第17条	第4項	縦覧の期間	c5	×	
			第17条	第8項	特定漁港漁場整備事業計画の 変更	c2	•	
			第17条	第10項	特定漁港漁場整備事業計画変 更の公教	c4	×	
14	8	沿岸漁場整備開発 法	第7条の2	第2項	基本計画の内容	c2	①(1号、4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条の2	第6項	基本計画の公表	c4	×	
			第7条	第1項	沿岸水産資源開発計画の策定	c2	×	
14	12	海洋水産資源開発 促進法	第7条	第2項	沿岸水産資源開発計画の内容	c2	×	
1			第7条	第5項	沿岸水産資源開発計画の公表	c4	3	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁場整備事業については、法第20条第 4項に基づき、国において費用を負担すること とされている。特定漁港漁場整備事業計画が 定められない場合、この費用負担を的框 定められない場合、この費用負担を的框 定められない場合、この費用負担を的框 東京、事業に中3環境への影響の把握や対 策の検討、類似した事業の実施による二重投 資の回避等のため、事業主体が関係地方公 共団体及び漁港管理者との協議(第17条第3 項)をしなければならないとされているが、施 設の位置や規模等を整理した計画が定めら れていない場合、この協議を行うことができない。 特定漁港漁場整備事業の施行者は他人の 土地又は水面に立ち入ることが可能となるない と(第24条)私人の権利制限につながること また、広範にわたる利用者等の意見を適正に 反映するため、公告・維質を行っている(第17 案等4項)とから、最終的な内容について周 知する必要がある。 以上の理由により、特定漁港漁場整備事業 を実施する場合に限定して、計画の策定及び 公表に保る義務付けを存置する必要がある。
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁場整備事業については、法第20条第 4項に基づき、国において費用を負担すること とされている、第17条第2項に掲げる事項が 定められない場合、この費用負担を的確に行 うことができないため、本義務付けを存置する 必要がある。
0	
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定通場整備事業については、法第20条第 特項に基づき、国において費用を負担すること とされている。特定漁港漁場整備事業計画 が、農林水産大臣が定める漁港漁場整備基 本方針に適合していない場合、この費用負担 を的確に行うことができない。したがって、本 義務付けを存置する必要がある。
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 特定漁港漁場整備事業計画には、特定漁 港流場整備事業につき施行に保る区域等に 関する事項を定めるものとされている。特定 は水面に立ち入ることが可能となるなど(第24 条)私人の権利制限につながること。また、広 範に力たる利用者等の意見を適正に反映するため、公告・網覧を行っている(第17条第4 項)ことから、最終的な内容について周知する 必要がある。したがって、本義務付けを存置 する必要がある。
	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(2~3号に係る部分) 法第7条の2第2項第2号及び第3号に掲げる 事項は、存置が認められている第4号の「特
Δ	定水産動物育成事業に関する事項」を含む種 苗放流に関する都道府県の全体計画に関す もものであり、第4号と一株不可分の内容であ る。したがつて、第2号及び第3号に係る義務 付けを存置する必要がある。
0	
0	
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 法第7条第1項に基づく沿岸水産資源開発計 間が策定された場合、都道府県知事は、沿岸 水産資源開発区域内で海底の掘削等を行ることが できることとされている(第9条第2項)。沿岸水 夜渡駅門路門面の内容は当該動台に直轄す るため、第7条第2項に掲げる事項が規定され ない場合、必要な精固をとることができない それがある。したがって、本義務付けを存置 する必要がある。
•	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第4条	第2項	展村地域工業等導入基本計画 の策定内容	c2	x	
15	5	農村地域工業等導 入促進法	第4条	第5項	農村地域工業等導入基本計画 の公表	c4	3	
		人 吃怎么	第5条	第3項	農村地域工業等導入実施計画 の内容	c2	④(1号、2号、5号~8号に 係る部分) ×(その他)	
			第5条	第9項	農村地域工業導入実施計画の 概要公表	c4	×	
			第4条	第3項	公共用施設整備計画の内容	c2	4	
15	18	発電用施設周辺地 域整備法	第4条	第4項	事業実施者、発電用施設設置者 からの意見聴取	с3	1	
		PALE NO IA	第10条	第2項	利便性向上等事業計画の内容	c2	④(事業の概要、経費の 概算に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	都道府県卸売市場整備計画の 公表	c4	ж	
16	1	卸壳市場法	第9条	第1項	事業計画の策定	c2	x	
			第9条	第3項	事業計画の内容	c2	х	
			第12条	第2項	交通結節機能高度化構想の内 容	c2	×	
17	2	都市鉄道等利便增 進法	第14条	第2項	交通結節機能高度化計画の内 容	c2	④(1号~10号に係る部分) ×(その他)	
''	-		第14条	第3項	交通結節機能高度化計画の内 容	c2	4	
			第14条	第4項	- 交通結節機能高度化計画の内 容	c2	4	
			第14条	第5項	交通結節機能高度化計画の内 容	c2	4	

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見ī	道し (各府省回答)
Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(1号、4~8号に係る部分) 農村地域工業等導入実施計画は、都道府県 が定める農村地域工業等導入基本計画の内 寄に即して定めることとされている(法第5条 第4項)。基本計画において第5条第2項第1号 及び第4~8号に掲げる事項が定められなければ、実施計画において、これらに対なする 事項(第5条第3項第1号、第4~8号)を的確に 定めることが図難となる。したかつて、定 第2項第1号及び第4~8号に係る義務付けを 存置する必要がある。
•	
Δ	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要(9号に係る部分) 法第5条第3項第9号は、農村地域工業等導入実施計画において「農村地域への工業等 の導入に伴う公害の防止に関する事項を記載することを蓄影付けている。市町村が企業 誘致を行う場合、本記載事項により、自らの 区域内及び導入区域の下流等区域外へ公害 が及ぶ可能性を未然に防止する必要がある。 したがつて、第9号に係る義務付けを存置する 必要がある。
0	
+	
•	
0	
×	・法律の他の規定との整合性に影響するため 存置する必要 都道府県計画には、卸売市場の立地等に関 する事項が含まれ、一般消費者、生産者及び 関係事業者など不特定多数の者に、安全な 食品の安定的供給等多大な影響が及ふ、卸 売市場の公益性しことから、公表すべきもので あり、公表しない自由を認めることは不適当 である。 また、都道府県計画への適合が、民間企 業、市町村等に対する地方卸売市場開設の 許可の要件となっており(法第57条第1項第7 号)、後様の手続の不可欠の前提として計画 の公表が必要である。
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分 荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定 的供給等、不特定多数の者に多大な影響が 及ぶため、
×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフティネットの確保のため存置する必要中央卸売市場の運営は、広域にわたる集分荷や指標となる価格形成、安全な食料の安定的供給等、不特定多数の者に多大な影響が及ぶため、開設を希望する者から業務規程及び事業計画を提出させ、開設者としてふさわしいもののみを認可している。事業計画の記載事項は、開設の認可の判断に最低限多数ものであり、このような事項を記載しない自由を認めることは不適当である。したがって、広域にわたる食の安全等を確保する上で、本義務付けを存置する必要がある。
Δ	一括法で対応。ただし、交通結節機能高度化 構想の内容に係る規定について大枠化等の 措置を講ずることに伴う、条文構成上の整合 性については、今後も検討する必要がある。
0	
•	
•	
•	

分野:	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
\Box			第14条	第7項	交通結節機能高度化計画の内 容	c2	4	
			第14条	第12項	国土交通大臣の認定	cb	62)	
17		都市鉄道等利便増進法	第19条	第1項	都市計画の策定	c2	@	
			第20条	第1項	都市計画の内容	c2	•	
			第25条	第2項	移動等円滑化基本構想の内容	с2	④(2号~5号に係る部分) ×(その他)	
			第25条	第3項	移動等円滑化基本構想の内容	c2	4	
			第25条	第6項	住民、生活関連施設を利用する 高齢者、障害者等その他利害関 係者の意見反映	с3	×	
					施設設置管理者への協議	с3	2	
			第25条	第7項	協議会における協議	с3	×	
			第25条	第10項	移動等円滑化基本構想の公表	с4	3	
		高齢者、随害者等 の移動等の円滑化 の促進に関する法 律	第27条	第2項	基本構想の作成等の提案の採 用の有無の公表	c4	×	
			第31条	第1項	道路特定事業計画の策定	c2	3.4	
			第31条	第3項	道路特定事業計画の内容	с2	③ ④(1号、2号に係る部分)	
47			第31条	第4項	施設設置管理者の意見聴取	с3	2	
17	3			***	道路特定事業計画の内容	c2	1,3	
			第31条	第5項	道路特定事業を実施する工作物 又は施設の管理者への協議	с3	2	
			第31条	第6項	道路特定事業計画の公表	с4	×	
			第32条	第1項	道路特定事業計画の策定	c2	3	
			第34条	第1項	都市公園特定事業計画の策定	c2	3,4	
			第34条	第2項	都市公園特定事業計画の内容	c2	③ ④(1号、2号に係る部分)	
			第34条	第3項	施設設置管理者の意見聴取	с3	2	
			****	****	都市公園特定事業計画の内容	c2	1,3	
			第34条	第4項	都市公園特定事業に係る工作 物の管理者への協議	с3	2	
			第34条	第5項	都市公園特定事業計画の公表	с4	×	
			第36条	第1項	交通安全特定事業計画の策定	c2	3.4	
			第36条	第3項	交通安全特定事業計画の内容	с2	③(1号~3号に係る部分) ④(1号、2号に係る部分)	
			第36条	第4項	道路管理者の意見聴取	с3	4	
			第36条	第5項	交通安全特定事業計画の公表	с4	×	
			第5条	第2項	地域公共交通総合連携計画の 内容	c2	④(4号、5号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第5項	住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見反映	с3	×	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第5条	第6項	協議会への協議、公共交通事業 者等、道路管理者、港湾管理者 その他地域公共交通総合連携 計画に定めようとする事業を実 施すると見込まれる者への協議	с3	2	
			第5条	第7項	地域公共交通総合連携計画の	c4	3	
			~		公表			

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

	
見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し 2次見直し	
Δ	一括法で対応。ただし、交通結節機能高度化 計画の変更の大臣認定に係る規定を事後報 告等の措置に変更することに伴う、条文構成 上の整合性については、今後も検討する必要 がある。
×	ー括法で対応。ただし、メルクマールc2④は、計画等の内容の義務付けの存置を許容した上で、計画等の策定に係る規定の「できる」規定化又は努力義務化を求めているが、第19
×	条について措置すれば、第20条において内容を義務づけている都市計画の策定は義務づけられていないこととなることから、計画の内容の義務づけである第20条の改正は不要である。
0	
+	
×	当事者(高齢者、障害者等)のニーズは、一般人による推測のみでは正確に把握し難い場合が多く、本法律の目的である高齢者、障害者等の利便・安全の向止を図るためには、市町村が基本権想を作成するにあたり、当事信論者、障害者等等の意見を聴いた上で利用しやすい整備を行うことが必要である。仮に急見を聴かずに基本権拠の策定及びそれに基づく整備を行うた場合、最も利益を享受するはずの当事者等にとって、必ずしも利用しやすいものになるないまそれがある。よって本規定は存置することとしたい。
0	
•	
0	
•	
•	
•	
•	
0	
+	
•	
•	
•	
*	
0	
+	
•	
•	
0	
×	交通基本法の議論と併せて検討する必要が
×	文通基本法の議論と近せ C検討する必要があるため、現時点では判断できない
•	
•	
×	交通基本法の議論と併せて検討する必要が あるため、現時点では判断できない

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第11条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	4	
		地域公共交通の活	第11条	第2項	公園管理者の同意	c3	1	
17	4	性化及び再生に関する法律	第16条	第1項	駐車場整備計画の策定	c2	4	
			第16条	第2項	公園管理者の同意	c3	1	
17	5	都市モノレールの 整備の促進に関す る法律	第3条		都市計画の内容	c2	4	
17	8	港湾法	第3条の3	第1項	港湾計画の策定	c2	×	
			第3条の3	第2項	港湾計画の内容	c2	×	

凡例	
ご勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2	2次見直し	(各府省回答)
	0	
•		
	0	
•		
	0	
	x	「港湾計画」は、港湾の開発、利用及び保全について定めるマスターブランであり、行政を始め港湾に関係活会を持々な者の予物清事業者などの港湾利用者、任民、関係行政機関策分となる。また、臨海部立世保海が開発、日民、政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政治・政
	×	港湾の開発、利用及び保全に関する基本方針に、は、全国的、信用でいる。その基本方針に、全国的、伝域的な視りを、

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第3条の3	第9項	港湾計画の公示	c4	×	
17	8	港湾法	第3条の3	第10項	港湾計画の公示	c4	×	
17	18	外国人観光旅客の 旅行の容易化等の 促進による国際観 光の振興に関する 法律	第4条	第5項	外客来訪促進県計画の公表	c4	×	
		地域伝統芸能等を 活用した行事の実 施による観光及び 特定地域商工業の 振興に関する法律	第4条	第2項	基本計画の内容	c2	④(4号に係る部分) ×(その他)	
17	19		第4条	第6項	基本計画の公表	c4	×	
10	,	地兴丰小左右 刘士	第6条	第2項	都道府県勤労青少年福祉事業 計画の内容	c2	×	
18	4	勤労青少年福祉法	第6条	第5項	都道府県勤労青少年福祉事業 計画概要の公表	c4	×	
18	8	障害者の雇用の促	第38条	第1項	身体障害者又は知的障害者の 採用に関する計画の策定	c2	×	
		進等に関する法律	第48条	第1項	特定身体障害者の採用に関する 計画の策定	c2	×	
			第5条	第2項	地域雇用開発計画の内容	c2	④(1号、4号、5号に係る部分)×(その他)	
			第5条	第6項	地域雇用開発計画の公表	c4	3	
18	9	地域雇用開発促進 法	第6条	第2項	地域雇用創造計画の内容	c2	④(1号、4号、6号~8号に 係る部分) ×(その他)	
			第6条	第3項	地域雇用創造協議会の議	c3	×	
			第6条	第4項	関係都道府県知事の意見聴取	cb	×	
			第6条	第7項	地域雇用創造計画の公表	c4	3	
			第5条	第2項	都道府県職業能力開発計画の 内容	c2	×	
18	12	職業能力開発促進 法	第5条	第6項	都道府県職業能力開発計画の 公表	c4	×	
			第7条	第1項	都道府県職業能力開発計画の 策定	c2	×	

F	JI VE	
見直し 1次見直し		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	×	「港湾計画」は、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全について定めるマスターブランであり、港湾関係の様々な者の活動の指針となる。また、「港湾計画」は、臨海部立地企業を始めとした荷主、移跡市事業・高松社などを治療、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、
	×	「港湾計画」は、港湾管理者が港湾の開発、利用及び保全について定めるマスターブランなり、港湾関係の様々な者の活動の指針となる。また、「港湾計画」は、臨海部立地企業を始めた上方電土、物声事業者、船会社など港湾利用企業の経営計画立案の前提条件となるほか、港湾区域や臨港地区などで行わる様々な行為の規制や公布水面型立の免許など、港湾管理者が行う行政処分の判断活送、港湾管理者が行う行政処分の判断に港湾管理者の判断で、重要港湾と同様に「港湾計画」を定めることができる。 ・工場の立地場所選定や物流ルートの見直しの検討を行う企業が、各港湾の将来計画のを望を公示しない港湾管理者が生じた場合、以下のような事態が生じる。・工場の立地場所選定や物流ルートの見直しの検討を行う企業が、各港湾の将来計画の交更等を把機を失する。・事用技権の監督計算を行う企業が、各港湾の将来計画を行う機会を失する。・事用技権の監督計算を行う企業が、各港湾の将来計画を行う機会を失する。・本ので、港湾管理者が私権制限にも繋が名行政処分を行う際の基準変更を知る機会を失する。・よって、港湾管理者は、港湾利用に関わる様々の立場の者や私種の書で表別、「港湾計画」の概要安全局別に「港湾計画」の概要の表示に対し、「港湾計画」の概要の表示に対しては、「港湾計画」の概要要公示については義務付けることが、「港湾計画」の概要要公示については義務付けることが、「港湾計画」の概要要公示については義務付けることが、「港湾計画」の概要要公示については、「港湾計画」の概要要公示については義務付けることが、「港湾計画」の概要要公示については、「港湾計画」の概要要を開入ませば、「港湾・大きないる。「港湾では、「港湾・大きないる」を表示している。
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	×	障害者の雇用に係る計画作成の義務については、国や民間企業にも同様の義務を課していること、地方公共団体には国とともに率先垂節して障害者を雇用する責務があることなどから、当該義務を廃止又は奨励への移行とし、地方公共団体の
	×	み計画的な障害者雇用の確保を行わなくてよいと することは不適切である。
	0	
•	•	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	0	
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
18	12	職業能力開発促進 法	第7条	第2項	事業主、労働者その他の関係の 意見反映	c3	②(事業主、労働者に係る 部分) ×(その他)	
19	1	海洋汚染等及び海 上災害の防止に関 する法律	第44条		港湾における廃油処理施設等の 整備計画の内容	c2	×	
		有明海及び八代海	第5条	第1項	県計画の策定	c2	•	
19	2	を再生するための 特別措置に関する 法律	第5条	第2項	県計画の内容	c2	④(2号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第5条	第7項	県計画の公表	c4	×	
19	3	環境基本法	第17条	第3項	公害防止計画の策定	c2	4	
19	19 5	地球温暖化対策 推進に関する法律	第20条の3	第1項	地方公共団体実行計画の策定	c2	×	
			第20条の3	第2項	地方公共団体実行計画の内容	c2	×	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し	火状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
	×	我が国が批准している海洋汚染防止条約において、締結国は船舶の廃油処理施設等を 港湾において確保するという国際的貴秀が課されている。そのため、廃油処理施設等を計画的かつ適切に確保するため、その施設の建渡の整備に関する計画に記載することを求めている。仮に本規定が廃止されて場合を決して、本規では、大きなのでは、ないて、のは、大きながなくなってしまう。港湾管理者である。とのでは、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど、大きなど
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 本法における関係県は、主務大臣が定める 基本方針に基づき、指定された特定の地域で の県計画を実定する。国は、県計画に定められた事業について、漁港漁場整備事業に係 る補助率の特別措置等を行う。県計画が策定されない場合、これらの措置が的確に実施されず、広域にわたる環境保全の確保に支障を来す。したがって、本義務付けを存置する必要がある。
	×	・食の安全・環境保全・災害に対するセーフ ティネットの確保のため存置する必要 法第5条第2項には、森林の機能向上や下水 道、浄化槽等の整備など陸域を含めた広域 にわたる対策が盛り込まれている。これらの 事項が集計画に定められない場合、広域に わたる有明海・八代海の環境保全に支障を来 す。したがって、本義務付けを存置する必要 がある。
	0	
	0	
	×	現行規定を存置する。 【2050年80%削減、2020年25%削減及び京都議定書目標を達成するために地方公共団体での計画策定が必要不可欠】 〇事業、国及び地方公共団体が率先して排出削減を行うことが必要である。先般、我が国の中期行うことが必要である。先般、我が国の中期目標として、2020年まで11990年比で、25%削減すると総理が発表し、地域呈現候別域の大力、目標が発表し、地域の大力、対策を対策が大力、対策を対策を対策が対策を対策が対策を対策が対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策が対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対
	×	現行規定を存置する。 【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画策定が必要不可欠】 〇計画として、①計画期間(第1号)、②目標(第2号)、③実施しようとする措置の内容(第3号)が記載されないものが存在すれば国全体の総量管理は不可能であることから、第20条の3第12項により、計画に盛り込むとうを表情がである。とから、第20条の3第12項により、一般では一般である。 「現代の他実効計画の実施に関し必要な事項(第4号)としては、第20条の3第2項事項(第4号)としては、第20条の3第2項事項(第4号)としては、第20条の3第2項事項(第4号)としては、第20条の3第3項の規定に基づき、実行計画を策定又は変更した場合に選滞なくこれを公表する義務(第20条本者の義務を想定している(第20条の3第3項の規定に基づき、毎年1回、実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況を表する義務を想定している(第20条の3第3項及び同条第1項項の規定に再び必要なの表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表

凡例	
○:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

分里	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
19		法 法律 地球温に関する法 が 地推進に関する法	第20条の3	第3項	地方公共団体実行計画の内容	(整理部分)	×		×	現行規定を存置する。 [2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画策定が必要] ○役前は、第20条第2項に基づき、地域全体の温暖化対策に関する計画(地域推進計画)の策定を求めていたが、一部の地方治体しか策定しておらず(全都道府県のほかは、放金にからから513都市、中核市が35の方ち6都市、特例市が44のうち4都市)、住民に近く、きめ細かな対応が可能な市面村レベルでの策定が遅平成では、下水では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域では、中域
			第20条の3	第6項	住民その他利害関係者の意見 反映	c3	×		×	現行規定を存置する。 【2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画とするために、住民その他の利害関係者の理解と協力を得ることが必要】 〇都道府県及び指定都市等が策定する地方公共団体実行計画には、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項も含まれ、20条の3第3項二)、新たな費用負担につながる方向性が計画に盛り込まれる可能性があることから、計画の策定段階で住民その他の利害関係者から意見を聴取する必要がある。 〇意免、聴取のプロセスを経ずに計画を策定した見、熱害関係者の起解と協力を得られず、計画の実効性が失われ、地域の温暖化対策が進まないおそれがあり、地方自治体の医域を被える国全体としての温室効果ガスの総量管理を行う上でも、本項による義務付けは存置する必要がある。
			第20条の3	第8項	地方公共団体実行計画の公表	c4	×		×	現行規定を存置する。 [2050年80%削減、2020年25%削減を達成するための実効的な計画とするために、住民その他の利害関係者に広く周知することが必要] ○意見聴取により事業者、住民等の利害関係者の場合により、一般である。といる場合である。といる場合である。といるは、新たな義務につないる方の性が計画にでは、新たな義務につながる方向性が計画にでは、新たな義務につながる方向性が計画にでは、新たな義務につながる方向性が計画にでは、新たな義務につながる方向性が計画にでいて広く周知すべきであり、本項による計画の公表は、その場合である。のまた、各地方公共団体が取起を進める際に参考となる情報であり、我が国全体の温室効果ガスの排出の抑制等にとって効果的である。京都議定書の6%削減約束の確実な達成に加え、2020年に90年比25%、2050年に90年比80%の大幅な排出削減を実現するためにも存置する必要がある。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	5	地球温暖化対策の 推進に関する法律	第20条の3	第10項	計画に基づく措置等の実施状況の公表	o4	×	
					毎年一回の公表	c5	×	
		エコツーリズム推進 法	第5条	第2項	エコツーリズム推進全体構想の策定	UZ.	×	
			area.		エコツーリズム推進協議会によ る構想の策定	с3	×	
19	7		第5条	第3項	エコツーリズム推進全体構想の 内容	c2	×	
			第5条	第4項	エコツーリズム推進全体構想の公表	с4	×	
			第6条	第5項	エコツーリズム推進全体構想の変更の認定	cb	×	
19	10	鳥獣の保護及び狩す 場場の適正化に関す る法律	第4条	第1項	鳥獣保護事業計画の策定	c2	×	
			第4条	第2項	鳥獣保護事業計画の内容	c2	×	
			第4条	第4項	鳥獣保護事業計画の公表	c4	×	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

し状況	一部実施又は未実施の理由			
2次見直	(各府省回答)			
×	現行規定を存置する 【2050年8096削減、2020年2596削減を達成するための実効的な計画とするために、進捗状況を住民など第三者に公開するとが必要」 ○国が定める京都議定書目標達成計画については、京都議定書目標達成計画については、京都議定書の696削減約束を確実に達成するために、毎年2回進捗状況の重極を散格に行い、採出削減量、対策の評価を行っているところである。これは、温暖化対策を取り巻く環境の変化が早く、その変化に対して機動的に対応する必要があることから、点検結果を踏まえて次年度以降の予算、税制、法律の整備などの対策・施策を進めるためである。 ○これを踏まえ、地方公共団体実行計画においても、進捗状況の第三者による確認が行かる状態にすることにより、この計画を実効あるものとし、必要に応じて対策・施策の適加・強化や計構状の気で書きによる確認が行われる状態にすることにより、この計画を実効あるものとし、必要に応じて対策・施策の適加・強化や対策状況の第三者による確認が行われる状態にすることにより、この計画を実効あるものとし、必要に応じて対策・施策の適加・強化や計画の見直しを行うため、毎年、排出制強量及び措置、施策の実施状況について公表することが最低限不可欠であり、存置する必要がある。また、本項による義務付けは、地方自治体の区域を越える国全体について温室効果がある。			
×	現行規定を存置する 【義務付け規定ではない】 〇エコツーリズム推進協議会は、全体構想の作成及び連絡調整を目的として組織されるものであり、任意に組織することができるものである。従って、本規定は何ら市町村に義務付けを行っているものではない。(エコツーリズム推進法に基づかずに、全体構想の作成を目的としない協議会を市町村が組織することは当然可能。)			
0				
0				
×	現行規定を存置する。 【環境大臣が認定した内容を変更する際にも 当然環境大臣の認定が必要】 〇全体構製の認定は環境大臣が行うことに なっている以上、環境大臣が認定した内容を 変更する際にも当然環境大臣の認定が必 要。			
×	現行規定を存置する。 【全国的に統一された一定水準の鳥獣行政 のために必須の計画】 〇都道府県界を超えて広域に生息する鳥獣 の保護管理や、自治休間の相互調整を包 ため、国において計画内容等の必要な事項を 定め、全国的に統一された一定水準の鳥獣 行政を推進するものである。本計画において 鳥獣保護区等における狩猟の制限や鳥獣保 護区特別保護地区内での行為規制等の狩猟 者や住民等の利害関係人の私権の制限 方内容についても記載するものであり、規定の 存置が必要である。			
Δ	「普及啓発に関する事項」(第4条第2項第8号)及び「その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項」(4条2項10号)は廃止または「できる)規定化する。第4条第2項第1号〜第7号、第9号の規定は現行どおり存置する。【全国的に統一された一定水準の鳥獣行政の計画内容」へ都道府県界を超えて広域に生息する鳥獣の保護管理や、自治体間の特互訓整を図る、全国的に統一された一定水準の鳥獣行政を推進するものである。本計画において行政を推進するものである。本計画において持個内容の行為規制等の狩猟者や住民等の料害関係人の私権の制制を機関を持列保護地区内での行為規制等の狩猟者や住民等の判害関係人の私権の制限での持済、第6号及び第10号の規定については、現行では、「普及客差に関する事項」及び「その他鳥獣保護事業計画に定跡のために必ないことになっているが、当該事項と鳥獣保護事業計画に定めるか否かについては、地方分権の趣言に築み、都道府県知事の裁量に変めるか否かについては、地方分権の趣言に築み、都道府県知事の裁量なるととするため、当該規定を廃止またば「できる」規定化する。			
0				

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考		
	- 鳥獣の保護及び特 類の適正化に関す る法律				第7条	第2項	特定鳥獣保護管理計画の内容	c2	④(1号~3号、5号に係る 部分) ×(その他)	
			第7条	第4項	利害関係人の意見聴取	с3	×			
19		鳥獣の保護及び狩り猟の適正化に関す る法律	ガ/本	אידיה. מידיה	公聴会の開催	c5	×			
			第28条	第2項	鳥獣保護区の保護に関する指針 の策定、内容	c2	①(「区域」、「存続期間」 に係る部分) ×(その他)			
					鳥獣保護区の保護に関する指針 案の公告、縦覧	c4	2			
			第28条	第4項	縦覧の期間	c5	×			
			第28条	第28条 第6項	鳥獣保護区の保護に関する指針 楽の意見聴取	с3	×			
					公聴会の開催	с5	×			
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第6条	第1項	動物愛護管理推進計画の策定	c2	×			

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	
1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
	「その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項」(第7条第2項第7号)は廃止または「できる!規定化する。しかしながら、第7条第2項第1号〜第6号の規定は現行どおり存置する。
Δ	【特定鳥獣の数の調整等のための特例措置 を適用するのに必要不可欠な事項】 の第7条第2類 1号から第6号は、特定鳥獣 の数の調整等の計画の目的を達成するため に、特に設けられている法律上の特例規定 (法第14条に基づ、狩猟に関する特例措置)を 適用するのに必要不可欠な事項と判断したも のであり、義務付けは存置すべきである。 (他方、第7号の規定については、現行で は、「その他特定鳥獣の保護管理のために必 要な事項」を特定鳥獣保護管理計画に定め なければならないことになっているが、当該事 項を特定鳥獣保護管理計画に定めるか否か については、地方分権の趣旨に変める否か については、地方分権の趣旨により、都道府 規知等の数量に委ねることと考えた。、当該 規定を廃止または「できる」規定化する。
Δ	公聴会開催は例示化する。しかしながら、利 害関係人の意見聴取の規定は存置する。 【計画による私人の権利義務制限について、 当該地域の関係行政機関や農業団体などの 和害関係人の変な場合に意見聴取を行うことを定めた規定であり、意見聴取を行うことを定めた規定であり、意見聴取を義務付ける規定ではない。 〇また、特定鳥獣保護管理計画が策定される ことにより生じる狩猟者や地域の住民等の私 権の制限に対し、当該地域の関係行政機関 権便の制限に対し、当該地域の関係行政機関 を記述との利害関係人の意見を聴くことで計画の実行性を担保するため、意見聴取 の規定は存置する必要がある。
×	現行規定を存置する。 【名称、保護の指針は鳥獣保護区の保護に関する指針の内容それ自体であり、鳥獣保護区 指定の理由を示すためにも必要】 の場所をできない指定されることにより生じる 対領者や地域の住民等の私権の制限に係る 直接的な根拠となる計画であり、名称、保護 の指針についても鳥獣保護区指定の理由を 示すために必要不可欠であるため、規定を存 置する必要がある。
0	
Δ	公聴会開催は例示化する。しかしながら、利害関係人の意見聴取の規定は存置する。 【計画による見聴取の規定は存置する。 【計画による人の権利義務制限について、 当該地域の関係行政機関や農業団体などの 利害関係人の理解と協力を得ることが重要】 〇本条項は、必要な場合に意見聴取を行うこ を定めた規定であり、意見聴取を義務付け る規定ではない。 〇また、特定島獣保護管理計画が策定されることにより生じる狩猟者や地域の住民等の私権の財限に対し、当該地域の関係に放機に 権の制限に対し、当該地域の関係人の意見を聴くことで計画の実行性を担保するため、意見聴取 切塊定は存置する必要がある。
×	現行規定を存置する。 【動物要護管理基本指針に定める犬及びねこの引取り数の半減と所有明示の実施率の倍増の目標を達成するたとが必要了める「動物要護管理法第5条に基づいて国が定める「動物要護管理法第5条に基づいて国が定める「動物要護管理基本指針」及び「第3次生物多様性国家と関係の主義と所有明示の実施率の倍増の目標と、取り数の半減と所有明示の実施率の倍増の目標と、取り数の半減と所有明示の実施率の倍増の目標と、取り数の半減と所有明示の実施率の倍増のといるとから、これらの目標の達成及び施定を推進するために、都道府県においても動物要護管理推進計画の策定を義務付ける。 とが必要である。 が必要である。 が必要である。 がの受護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣が基本的な指針を定め、環境大臣が基本的な指針を定め、報道所に、助物要護管理推進計画の策定の義務付けは、動物要護管理推進計画を定めることとされた。これは、多様な主体の参画と合意形成等の収益による動物の要護及び管理に関する施策ののので、 はによる動物の要護及び管理に関する施策の統一的かつ効率的推進を図ることが必要なことから定められた。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	12	動物の愛護及び管理に関する法律	第6条	第2項	動物愛護管理推進計画の内容	°2	×	
			第6条	第4項	動物愛護管理推進計画の公表	c4	×	
			第6条	第1項	費用負担計画の策定	с2	1	
			第6条	第2項	費用負担計画の内容	с2		
19	14	公害防止事業費事 業者負担法	第6条	第3項	費用負担計画の内容	c2	①(2項1号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第6条	第4項	費用負担計画の内容	c2	A (COIII)	
			第6条	第5項	費用負担計画の要旨の公表	с4	×	
			第10条	第1項	総量削減計画の策定	c2	2	
		ダイオキシン類対	第11条	第1項	総量削減計画の内容(3号、4号 に係る部分)	c2	②(3号、4号(「期間」の み)に係る部分) ×(その他)	
19	15	策特別措置法			指定地域の住民の意見聴取	с3	2	
			第11条	第2項	公聴会の開催	c5	×	
			第11条	第4項	総量削減計画の公告	с4	×	
			第31条	第1項	ダイオキシン類土壌汚染対策計 画の策定	с2	1),4)	
			第31条	第2項	ダイオキシン類土壌汚染対策計 画の内容	c2	1.4	
					対策地域の住民の意見聴取	с3	2	
			第31条	第3項	公聴会の開催	c5	×	

凡例	
() ・勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	Δ	「普及啓発に関する事項」(第6条第2項第3号)及び「その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項」(関係6条第2項第3号)の規定を廃止またはできる。規定化する。しかしながら、第6条第2項第1号、第2号及び第4号の規定は現行どおり存置する。とから、第6条第2項第1号、第2号及び第4号の規定は現行どおり存置する。とが19年間を10年間の大猫の51取り及能差が完かたり、10年間の大猫の51取り及近線が完かたり、10年間の大猫の51取り及び発発が完かたり、10年間の大猫の51取り及び発発が完からに動物変態管理推進計画」は、環境省が定めたり動物変態管理推進が収録処分に関する目標や取が定めたものがある。これらを達成する正の計算を推進、動物取扱の整進をでき適正使、施策束定がとめの必要をが表したものである。これらを達成する正の経過に関する地域を指述を指述を対して、10年では、実施が必要であることから、本条第2項の第1号、第2号、第4号に現行制度とおり存成が多である。とから、本条第2項の第1号、第2号、第4号に現行制度とおり存成が多いの表述を対して、第1号、第2号、第4号に現行制度とおり存のを表述を表示と可能を発しませた。第1号、第2号、第4号に現行制度とおり存のを対しませた。第1号、第2号、第4号に関する連貫を記述であるが、第1号、第2号、第4号に関する連貫を記述であるが、第1号を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を記述を
	0	
•	•	
	0	
	×	「前各号に掲げるもののほか、公害防止事業の実施に必要な事項」(6条2項6号)について廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第6条第2項1号~4号、第3項及び第4項の規定は現行どおり存置する。 【理由】 〇第3次勧告において、第6条第2項~第4項に係る部分については、「第2項第1号~第4号に係る部分については、「第2項第1号~第4号に係る部分についてc2V(存置を許容)、「その他」についてc2V(要措置と分類された。ここで、同条第3項は、同条第2項第号及び第2号、同条第4項は、同条第2項第3号及び第4号に近24個中では74次。「在2006年9月
	×	4号に係る規定であるため、「第2項第1号〜 第4号に係る部分」として産産が許容されたも のと認識している。 の他方、第2条第5号の規定については、現 行では、前各号に掲げるもののほか、公害 防止事業の実施に必要な事項と資用負担 計画に定めなければならないことになってい るが、当該事項を費用負担計画に定めるか 否かについては、地方分権の邀害に鑑み、都 道府県知事の裁量に委ねることとするため、 当該規定を廃止または「できる」規定化する。
	0	
•		
	×	現行規定を存置する。 【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】 〇現行では、「目標量」を達成するための「方逸」として、終重規制対象、終量規制基準の設適用区域、適用期日等の総量規制基準の設定に関する事項を定めることとなっている。「方途」の規定に保る義務付けが無い場合には、計画に定めた「目標量」をどのように達成するのかが不ってしまうため、内容に係る規定は存置する必要がある。
	0	
	0	
•	•	
•	•	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象		講ずべき措置	備考
19	15	ダイオキシン類対 策特別措置法	第31条	第6項	ダイオキシン類土壌汚染対策計 画の概要の公告	(整理記号)	×	
			第5条の2	第1項	指定ばい煙総量削減計画の策 定	c2	2	
19	16	大気汚染防止法	第5条の3	第1項	指定はい煙総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」の み)に係る部分) x(その他)	
			第5条の3	第4項	指定ばい煙総量削減計画の公 告	c4	×	
			第7条	第1項	窒素酸化物総量削減計画の策 定	c2	2	
19 18			第7条	第2項	窒素酸化物総量削減計画の内容 (4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」の み)に係る部分) ×(その他)	
	18	自る事事を 事事を 事を 事を 事を を 事で の を 要で の を 要で の を 要で の を を の を を の を を の を を の を を の を を を を を の を を を を を の を を の を を の を を の を の の を	第7条	第3項	協議会の意見聴取	c3	×	
			第7条	第5項	窒素酸化物総量削減計画の公 告	c4	×	

凡例
() 勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
「次見直し 2次見直し	
×	現行規定を存置する。 【対策により影響を受ける周辺住民等に対する周知が必要】 〇ダイオキン〉類土壌汚染対策計画は、掘削族去や電土等の事業等に加え、汚染土壌の流出防止のための沈隠池や水路の設置等、対策性域及びその周辺地域の住民の生活や財産に対して重大な影響を与える内容を含んでいる。 立入りや利用の自粛の勧告等の事項を内容に含んでいることから、国民の健康保護を図るためには、対策地域周辺だけでなく、不特定多数の者に対しても計画の内容を周知することが必要である。 〇さらに、ダイキシン類土壌汚染対策計画の策定は、公害事業の認定要件を形しており、これらの他法へには、対策計画の策定は、公害事業の認定要件を形しており、これらの他法令におけるり、これらの他法令におけるり、これらの地法へに対して広く周知されている必要がある。
•	
×	現行規定を存置する。 【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない」 〇現行では、「目標量」を達成するための「方途」として、総量規制対象、総量規制基準の適用期区域、適用期日等の総量規制基準の適に関する事項を定めることとなっている。「方途」の規定に係る義務付けが無い場合には、計画に定めた「目標量」をどのように達成するのかが不明な計画になってしまうため、内容に係る規定を存置する必要がある。
0	
•	
	現行規定を存置する。
×	(「目標量」だけでは計画的な対策の実効性 が担保できず、方途を含めて国が確認すべき】 の「目標量」を達成するための「方途」として は、国が主体となる施策と密接に関係する施 策や複数の都道府県にまたがる施族が重要 である。したがって、これらの事業を確実に実 行するためには、「達成の方途」が計画事項と して位置づけられ、かつ、環境大臣が協議を 受けることが必要である。
×	現行規定を存置する 【財源の確保された実効性のある計画とするために、策定段階から地域の関係者の理解と協力を得ることが必要」 〇室素酸化物整量削減計画等の策定・実行には、例えば、国道「号線 第二京阪道路登幅に挙げられるような国の直轄事業 交通管制システムのような都道府県の区域を超えての信号機の制御の高度化、事業主体は国、番号には国、都県、道路会社、連営は当路会社という東京外郭環状道路に挙げられるような道路ネットワークの整備など、多くの主方な道路ネットワークのを側をと、多くの主方な道路ネットの一のを側へが高いまが、という東京外郭環状道路に挙げられるような道路ネットワークの整備をと、多くのこれらの各主体の合意が図られ、財源の確保された実効性のある計画とするためには、素定の段階から地域の関係者の意見を徴する機会が確保されていることが必要である。
×	現行規定を存置する 【国民の利益の保護(国民に対する特定建物 新設の際の法律上の措置に対する予見性の 確保)」の 一型制減計画において定められることとなって いる。 〇重点対策地区内において、劇場、ホテル、 事務所等の特定建物の新設等を活って いる。 〇重点対策地区内において、劇場、ホテル、 事務所等の特定建物の新設等を活って が表して特定建物の名称及び所 在地等を届け出なければならない、都道計画 を勘案して意見を述べるものとされており、意 見が述べられた場合には、届出をした者は、 夏見を踏まるには、局出をした者は、 夏見を踏まるには、局出をした者は、 夏見を踏まるには、耐出をした者は、 夏見を踏まるには、耐出をした者は、 夏をでは、 一型を一型である。 一型である。 一型である。 「大学ではないないないないない。 「大学ではないないないないないない。 「大学ではないないないないないないないないない。 「大学ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第9条	第1項	粒子状物質総量削減計画の策 定	c2	2	
	自動車から排出さ	第9条	第2項	粒子状物質総量削減計画の内容(4号、5号に係る部分)	c2	②(4号、5号(「期間」の み)に係る部分) ×(その他)		
		第16条	第1項	窒素酸化物重点対策計画の策 定	c2	×		
19	18	れる安美と物では、	第16条	第2項	窒素酸化物重点対策計画の内 容	c2	×	

凡例 〇:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施	

見直し状況	一部実体ワけキ実体の理由
1次見直し 2次見ī	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
•	
	現行規定を存置する。
×	【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途を含めて国が確認すべき】 〇「目標量」を達成するための「方途」としては、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施労・重要である。したがって、これらの事業を確実に実行するためには、「達成の方途」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣が協議を受けることが必要である。
	現行規定を存置する。 【実質的な任意規定(計画策定の前提となる 重点対策地区の指定は都道府県の裁量】】 〇都道府県は、重点対策地区の指定をする ことが「できる」となっており、実質的には、重 点対策計画の策定も都道府県知事の裁量と なっている。 【重点対策地区を指定する目的は、重点対策
×	計画をつくり、Nov・PM法上の規制を行うため】 のまた、重点対策地区内において、劇場、ホ デル、事務所等の特定建物の新設等をする 者は都道府県知事に対して特定建物の名称 及び所在地等を届け出なければならない。都 道府県知事は、届出色した者に対し、都 道府県知事は、居出色した者に対した者に対した者は、 意見が見を踏まえた届出の変更等の日から起算してきた者は、最出をした者は、 特定建物の新設等を行ってはならない。これ に違反した者は、罰金が課せられることになっている。 の上記のように、重点対策計画(基づく前) は、)対象地区指定・=)計画策定・一部 は、)対象地区指定・=)計画策定・一部 は、)対象地区指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Δ	「前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項(第16条第2項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第16条第2項第1号~第3号の規定は現行どおり存置する。 【国民の利益の保護(例示化されると特定建物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない)】 〇重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない。利益の特定建物の新設等を届け出るは、成立は、水水道所與知事は、居出をしたはならない。都道所與知事は、居出をした後でなければ、持ちでは、対し、重点を混合した後でなければ、特定反とされた場合には、居出をしたもおき記見を流くした。以下は、対策といるに、は、対策と関係を持つにはならない。本ととされた場合、対策といるとされた。以下はならない。これに違反した者に、別事が限当によるとも、を定理のの新設等を行ってはならない。これに違反した者に、別事が限当によるとき、特定建物の新設等をする者が提出する届出出とかかわりが深いため、例示化する主を受けかねない。〇また、重点に対し、付款は出する届出とかかわ前設等を信とは、「対策と対策、であるのに、対策、大気環境基準が建立されて、いない現状にかんがみ、局地汚染対策、流、事対策を講にるとからに策定される人を、環境基準に照らして制度、規定は存置されるべき重要な事項でおるので、重点が表別に規定とないである。〇世方、第4号の規定に対であるので、重点が最近に規定されるべき重要な事項であるので、重点が最近に規定されるべきであるが、当時であるのでは、「第1号から第3年の実施化物重点に規定を設まが、場別に対策を発展しまり、対策は対策の実施化が重点に対策が表別に対策を記述したが、第4号の規定に対策が表別を表別に対策を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を

凡例 〇: 勧告通り実施 △:一部実施 ◆: 存置許容 ×:未実施

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		第18条	第1項	粒子状物質重点対策計画の策 定	c2	×		
19	18	自れる対象を受ける。	第18条	第2項	粒子状物質重点対策計画の内 容	c2	×	
			第4条の3	第1項	総量削減計画の策定	c2	2	
19	20	水質汚漏防止法	第4条の3 第4条の3		総量削減計画の内容 総量削減計画の内容の公告	c2 c4	②(1号に係る部分) ×(その他) ×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
	現行規定を存置する。 【実質的な任意規定:計画策定の前提となる 重点対策地区の指定は都道府県の裁量】】 〇都道府県は、重点対策地区の指定をする ことが「できる」となっており、実質的には、重 点対策計画の策定も都道府県知事の裁量と なっている。
	【重点対策地区を指定する目的は、重点対策 計画をつくり、Nox・PM法上の規制を行うた め】
×	のまた、重点対策地包内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等をする まは都道府県知事に対して特定建物の新設等をする なび所在地等を届け出なければならない。点対 策計画を勘案して意見を述べるものとされて おり、意見が述べられた場合には、届出をした者は、意見を踏まえた届出の変更等の日、 特定建物の新設等を行ってはならない。これ に違反した者は、罰金が課せられることになってはならない。これ に違反した者は、罰金が課せられることになっている。 の上記のように、重点対策計画に基づく対策 は、i)対象地区指定で、ii)計画策定・ii)当該計画を勘案して実施されなければ、その 後の計画に基づく都道府県知事の意見、勧 後の計画に基づく都道府県知事の意見、勧 策計画に係る規定は存置されるべきである。
	「前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重 点対策の実施のために必要な措置に関する 事項」(第18条第2項第4号)の規定を廃止ま たは「できる)規定とする。しかしながら、第18 条第2項第1号~第3号の規定は現行どおり 存置する。
Δ	【国民の利益の保護、例示化すると、特定建物の新設等を届け出る者が不利益を受けかねない》】 の重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等を届け出る者が不利益を受けかねない》 の重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所等の特定建物の新設等を届け出なければならない、都道府県知事は、届出を上た者に対し、重点対策制度、最近原理を届け出なければならない、都道府県知事は、届出を上た者に対し、重点対策制度、最近では、届出をした者には、届出をした者には、届出をした者には、居出のから起算して二身を経過した。となっては、「最近の日から起算して一段を経過した。となっては、「ないない」は、「おいまでは、「ないまでは、」は、「ないまでは、「ないまでは、「ないまでは、「ないまでは、「ないまでは、「ないまでは、「ないまでは、これでは、「ないまでは、これでは、「ないまでは、これでは、「ないまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
•	
×	現行規定を存置する。 【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できず、方途等を含めて国が確認すべき】 「目標量」を達成するためには、その「方途」及びそのための「必要な事項」として、国の財政的支援が伴う施策など、国が主体となる施策と密接に関係する施策や複数の都道府県にまたがる施策が必要である。これらの事業を確実に実行するためには、「遠成の方逸」及び「その他必要な事項」が計画事項として位置づけられ、かつ、環境大臣へ協議を経ることが必要である。

0

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第14条の8	第1項	生活排水対策推進計画の策定	c2	×	
19	20	水質汚濁防止法	第14条の8	第2項	生活排水対策推進計画の内容	c2	×	
			第14条の8	第6項	生活排水対策推進計画の内容の公表	с4	1	
			第4条	第1項	瀬戸内海の環境の保全に関する 府県計画の策定	02	2	
			第4条	第4項	瀬戸内海の環境の保全に関する 府県計画の公表	с4	×	
19	21	瀬戸内海環境保全 特別措置法	第12条の4	第2項	指定物質削減指導方針の内容	c2	×	
			第12条の4	第4項	指定物質削減指導方針の公表	с4	1	
19	22	湖沼水質保全特別	第4条	第1項	湖沼水質保全計画の策定	c2	2	
1		湖沼水真保至特別 措置法	第4条	第2項	関係都道府県知事との協議	c3	3	

1.例	
):勧告通り実施	
1:一部実施	
▶:存置許容	
:未実施	
見直し状況	

見直し	大況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	現行規定を存置する。 【都道府県の広域的な計画策定の必要性の判断の尊重】 〇水貫汚濁防止法に基づく生活排水対策推 連点地区の地域指定を行い、これを受けて重 直地区の地域指定を行い、これを受けて重 点地域をその区域に含む市町村が計画を策 定することとなっている。 〇そのため、都道府県知事が特に生活排水 対策が必要であると認めて地域を指定したに も関わらず、市町村が生活排水対策推進計 画の策定を行わなかった場合には、計画に知 事が市町村に対して、助言、勧告ができない ことよって、都道府県知事の期待する生活 排水対策が行われない可能性がある ため。
	Δ	「啓発に関する事項」(第14条の8第2項第3号)及び「その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項」(同項第4号)の規定は「できる」規定化する。しかしながら、第14条の8第2項第1号及び第2号の規定は、現行どおり存置する。 【一つの重点地域内の生活排水対策推進市町村間の連携の確保】 〇基本方針、施設設計という事項について、各市町村が共通的に定める最低限の基礎的事項をとして一律に決まっていることは、同条3項で定められている、一つの重点地域内の生活排水対策推進市町村間の連携の確保に効果的であり、市町村にとって有用な事項である。〇他方、第3号及び第4号の規定については、注活排水対策で表では、「生活排水対策で実施の推進に関い必要な事項」及び「その他生活排水対策の実施の推進に関い必要な事項」を生活排水対策で表の推進に関いる要な事項目を生活排水対策の実施の推進に開い必要な事項を生活排水対策の実施の推進に関いるが、当該事項を生活排水対策に進む、電路の推進に関いをないては、地方分権の趣目に定めなければならないことになっているが、当該事項を生活排水対策の業権進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を生活排水対策の業を推進に開いたの対域に対しては、地方分権の趣目に確み、都通行限知事の数量に定めるか否かについては、地方分権の趣目に確み、都通行限知事の数量に定めるか否が同じないては、地方分権の趣目に確み、都通行限知事の数量に定めるか否が見いては、地方分権の基別に関いませないる。
•	•	
•	•	
	0	
	Δ	「その他必要な事項」の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、「指定物質削減指導方針」の規定は現行どおり存置する。 【目標達成のため、工場・事業場に対する指定物質削減指導方針」の規定は現行どおり存置する。 【目標達成のため、工場・事業場に対する指定物質削減指導方針は、富栄悪化による生活環境に係る被害の発生を防止するために策定されるものである。本計画を策定する趣旨に鑑みると、目標年度において削減の対象が表した的に対策をが変削減に係る調査・指導や保力がる沿整備、汚泥の除去、監視体制の整備、中小企業者への助成措置等の施策は、指導や保中小企業者への助成措置等の施策は、同じ規定されるべき重要な事項であるので、内容に係る規定は存置されるべき重要な事項を指定物質削減指導方針に定めるか否かについたばならないことになっているが、当該事項を指定物質削減指導方針に定めるか否かについました。
•	•	
	•	
-	·	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第4条	第3項	湖沼水質保全計画の内容	c2	②(1号、2号(水質保全の 目標に関する部分)に係 る部分) ×(その他)	
			第4条	第4項	指定地域の住民の意見反映	c3	2	
			第4条	第7項	湖沼水質保全計画の公表	c4	×	
			第23条	第1項	湖沼総量削減計画の策定	c2	2	
19	19 22 湖沼水質保全報 措置法	22	第23条 第2項 湖沼総量削減計画の内容 c2 ②(削減目制	②(削減目標、目標年度 に係る部分) ×(その他)				
			第26条	第1項	流出水対策推進計画の策定	c2	×	

凡例	— <u>別表 3</u>
〇:勧告通り実施 ム:一部実施	
◆:存置許容 ×:未実施	
見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
773820 273520	
Δ	「前各号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全のために必要な措置に関すること」(第4条第3項第5号の規定を廃止または「できる)規定化するしかしなが。第4条第3項第1号~4号の規定は現行どおり存置する。【浄化事業や湖沼法の各規定に基づく規制は水質保全対策とは重要】 〇湖沼水質保全計画は、指定湖沼ごとの自然的・社会的諸条件に応じた各種水質保全対策を始副の下で諸対策を総合的に推進する拠り所となるものであり、関係機関及び関係者の事業を総合的に新定で東陸の大公共団体の節な権限の実施のために策定されるものである。本計画を策定する趣目に鑑みると、「労会・本計画を禁定する機ら間に推進する。「公共の政策を制度、対して、指定地域において発生する主き排水等を発動する事業によりに、には、日本の大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、大学で、
•	
0	
•	
	「その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」の規定を廃止または「できる別規定 使な事項」の規定を廃止または「できる別規定 化する。しかしながら、「当総数量削減指定地域における削減の目標」「目標準度」「目標準度」「目標達成の方金」の規定は現行どおり存置する。 【「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できない】
	〇湖沼総量削減計画は、湖沼の特性に合わせた総量規制の導入手続が定められており、 必要に応じ関係都府県が調整を図りながら湖

	Δ	保全のために必要な措置に関すること/第条 条第3項第5号)の規定を廃止または「でき る)規定化する。しかしながら、第4条第3項第 1号~4号の規定は現行どおり存置する。 【浄化事業や湖沼法の各規定に基づく規制は 水質保全対策として重要】 〇湖沼水質保全計画は、指定湖沼ごとの自 然的・社会的諸条件に応じみを観り版。 統の・社会的諸条件に応じみを観り版。 を強い所となるものであり、関係省庁及び地方公共関係者の な地り所となるものであり、関係省庁及び地方公共関係の大砂に推進する を強い所となるものであり、関係省庁及び地方公共関係の大砂に推進する が、社会的に対しているが、 を第3項第3号の水質保全に資する事業と で、指定地域において発生する環境の側 、第3項第3号の水質保全に資する事業・ で、指定地域において発生する場合の利用水域 に流入・蓄損と下減省の等の次共用水域 に流入・蓄損と手線が最近の各規定は に流入・蓄損と手線が が湖沼の自然環境の保護の指置なが が湖沼の自然環境の保護の指すである の水質、湖沼の自然環境の保護の指すである ので、内容に係る規定については、現行で 関の保全の関保を対していまり、 が湖沼の自然環境の保護の指置に関するるの で、別沼の自然環境の保護の指置に関するる ので、内容に係る規定については、現行で 関の保全の質の保全を関係と対のである。 の他方、第5号の規定については、現況の が湖沼の自然環境の保護の指置に関するとして は、計画に現されるののにか、湖沼のより で、対別でから、 のの保全の関係と対でする。 ので、 のの保全の関係を対していては、現行で を湖沼とれるののにか、湖沼のより で、 が湖沼の上に立ているが、 は、計画に関すること」 を湖沼となっているが、 当該事項をおいていては、 が記れていると、 は、 が記れているが、 は、 が記れていると、 が記れていると、 は、 が記れていると、 が記れていると、 は、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 が記れていると、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので
٠		
	0	
٠		
	Δ	「その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項」の規定を廃止または「できる!規定化する。しかしながら、当該総量削減指定地における削減の目標」目標年度」「目標車に、「目標準度の方途」の規定は現行どおり存置する。 「「目標量」だけでは計画的な対策の実効性が担保できれい」 の湖沼総量規制の導入手続が定められており、沿水質保できれている場別の場合、「日標達成の方法」としては、規制の対象と変に応じ関係都府県が調整を図りながら湖沼水質保金計画の内計画として策定されるものである。 「目標達成の方途」としては、規制の対象となっている湖沼特定事業場のほか、規制の対象となっている湖沼特定事業場のほか、規制の対象となっている湖沼特で事業場のほか、規制の対象となっている湖沼特で声楽場のほか、規制の対象となっている湖沼特で声楽場の目が、規制を表しているがある。「方途」の一般家庭等の小規模生活排水等について応分の汚過負荷側前直接を表し、一般家庭等の小規模生活排水等について応分の汚過負荷側前にとのような手段で達成していくのかその方途を示きうとするものである。「方途」の脚定に係る義を務付けが無い場合に達成するのかが不明な計画になってしまうため、内容に係る規定は存置される小さである。 財産に係る義を指付けでは、「その他汚過自体が表していては、「その他汚過負荷量の総量削減に関し必要な事項を湖沼総量削減計画に定めが、当該事項を湖沼総量削減計画に定めが高が開け、は、地方分権の遺跡に対し、といいるが、当該事項を湖沼総量削減計画に実めが発力権の適量により、地方が権の適量により、地方が権の適量にと考える。当該規定を廃止または「できる」規定は、地方が権の適量により、地方が権の適量により、地方が権の対しないました。
	×	現行規定を存置する 【実質的な任意規定(計画策定の前提となる 流出水対策地区の指定は都道府県の裁量) 〇湖沼水質保全特別措置法第25条におい て、都道府県の教理の 針に基づき、指定湖沼の水質の保全を図るために流出水対策の実施を推進する必要があ 会と認める地区を、流出水対策地区として当 該指定湖沼(係る指定地域内に指定すること 定は都道府県知事の裁量に属するものであ る。 の本項(第26条第1項)は、都道府県知事が 流出水対策地区を指定したときは、当該地区 における流出水対策地区を指定したときは、当該地区 における流出水対策地区を指定したときは、当該地区 における流出水対策地区を指定したときは、当該地区 における流出水対策地区を指定したときは、当該地区 における流出水対策推進計画を定めなければなら ない、としているものであり、よって、当該はい ない、としているものであり、よって、当該であため の流出水対策推進計画を定めなければなら ない、としているものであり、よって、当該であため の流出水対策地区を指定である。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
19	22	湖沼水質保全特別 措置法	第26条	第2項	流出水対策推進計画の内容	c2	×	
			第5条	第1項	農用地土壌汚染対策計画の策 定	c2	1,4	
19	展用地の土壌の汚る 発染法律	第5条	第2項	農用地土壌汚染対策計画の内 容	c2	①、④(いずれも2号に係 る部分)		
				第5条	第6項	悪用地土壌汚染対策計画の概 要の公告	c4	×
		公共用飛行場周辺における航空機騒			空港周辺整備計画の内容	c2	4	
19	26	音による障害の防止等に関する法律	第9条の3	第2項	周辺整備空港の設置者との同意 協議	c3	1	
			第3条	第1項	航空機騒音対策基本方針の策 定	c2	4	
19	27	特定空港周辺航空 機騒音対策特別措 置法	第3条	第2項	航空機騒音対策基本方針の内 容	c2	•	

凡例 〇:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施	
見直し状況	

^ : 不关///	E	
見直し 1次見直し		一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
		「啓発に関すること」(第26条第2項第3号)及び「前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な措置に関すること」(同項第4号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第26条第2項第1分を表した。というでは、1000年間であります。1000年間であり、1000年間であり、1000年間であります。1000年間であります。1000年間であり、1000年間であります。1000年間であり、1000年間であります。1000年間であります。1000年間であり、1000年間であります。10
		の汚染源に対する規制だけでは不十分であるとして、悪地、市街地等のいかゆる面源(非特定汚染源)から発生する汚濁負荷を削減するための取組を集中的に推進するために策定されるものである。本計画を策定する趣管に鑑みると、農業株次対策や市街地排水対策などの具体的施策は、計画に規定されるべき重要な事項であるので、内容に係る機定は存置されるべきである。 〇世方、第3号及び第4号の規定については、現行では、「流出水対策に係る啓発に関すること及び「前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な指に関すること及び「前三号に掲げるもののほか、流出水対策の実施の推進のために必要な指すが対策を推進計画に定めなからい、当なが対策推進計画に定めなければならないことになっているが、当該事項を流出水対策推進計画に定めるからこかでは、地方分権の趣旨に鑑み、都道所果知事の裁量に要ねることとするため、当該規定を廃止または「できる)規定化する。
∙	•	
	Δ	「その他必要な事項」(第5条第2項第4号)の 規定を廃止または「できる」規定化する。しか しながら、第5条第2項第1号~3号の規定 現行どおり存置する。 (第1号及び第3号の規定は、第2号の規定と 相まって、国民の健康保護及び生活環境の 保全に資するために必要なもの】 の本規定は、第2号の規定と 相まって、国民の性康保護及び生活環境の 保全に資するために必要なもの】 の本規定は、第2号の規定と を持ちために必要なもの】 のである。 とによって対策計画が遺漏かなく定められるよう に、最低限必要となる計画の内容を定めるも のである。 とによって対策計画が遺漏かなく定められるよう に、最低限必要となる計画の内容を定めるも のである。 の第1号の規定は、対策地域の区域内にある とによって対策計画が遺漏かな「定められるよう に、最低限必要となる計画の内容を定めるも のである。 の第1号の規定は、対策地域の区域内にある 分ごとの当該無用地の利用に関する基本方 れば、第2号のイベルに定める事業がかなか お定めるものである。これが策定されなければ、第2号のイベルに定める事業を また、第2号のイベルに定める事業を また、第2号のイベルに定める。 また、第2号の対策をとして、農用を特定の主義、対策やの対象と なる農用地に与ないがまなる。 また、第2号の対策を要である。たから また、第2号の対策にのである。これが策定されなければ、第2号のイベルに定地できな。 また、第2号の規定と相できる。これが策定されなければ、第2号の規定と相でする。 とができず、当該事業を見直すことができない。 に、第2号の規定と相定で、これが策定されるでものである。 とができず、当該事事を見直すことができない。 は、第2号の規定と相定とに責づするために必要なものである。 へとして、第1号及び第3号の規定に は、第2号の規定と相定とに対策を は、第2号の規定と相定については、地方の規定 対策計画に定めなければならないことになって いるが、当該本項を展用地工業に再発する 対策計画に定めなければならないことになる が、当該本項を展用地工業に再発する 対策計画に定めるが各分に対しては、地方分権 の趣質に鑑み、都道的規定については、地方分権 の趣質に鑑み、都道的環境に変している。 に関係を表して、とは、第2号の規定については、地方分権 の趣質に鑑み、都道的環境にある。 ことは、第2号の表のでは、第2号の規定については、地方の対策にある。 ことは、第2号ののが、第2号の規定については、地方の対策を は、第2号のが、第2号の規定については、地方の対策を は、第2号のが、第2号のが、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号ののでは、第2号のでは、
	×	現行規定を存置する。 【対策により影響を受ける周辺住民等に対する周知が必要】 〇農用地土壌汚染対策計画は、国民の健康 の保護及び生活環境の保全の観点から策定されるものであり、かんがい排水施設等の新設、客土、汚染農用地の利用の合理化を図るための地目変換等、当該地域及びその周辺地域の住民の生活をや財産に対して重大な影響を与える内容のものある。 ○さらに、公書事業費事業者負担法における公書防止事業の認定要件を形成しており、これらの他法令における手続も含めた円滑な対策の推進を図るためには、対策計画の概要についる必要がある。
	Δ	※回答時には「一括法で対応」とあるが、「周 辺整備空港の設置者との同意協議」について は、未対応。
	Δ	※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対 応。
	Δ	※回答時には「一括法で対応」とあるが「航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区の位置及び区域に関する基本的事項」及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に配慮した土地利用に関する基本的事項」については、未対応。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第3条	第3項	航空機騒音対策基本方針の案 の公表	c4	×	
			第3条	第5項	関係府県との協議	c3	3	
19	27	特定空港周辺航空 機騒音対策特別措 置法	第3条	第7項	航空機騒音対策基本方針の公 表	c4	×	
			第4条	第3項	都市計画の内容	c2	1	
			第4条	第4項	都市計画の内容	c2	1	
20	1	地域保健法	第21条	第2項	人材確保支援計画の内容	c2	④(1号、3号に係る部分) ×(その他)	
20	2	健康增進法	第8条	第3項	都道府県健康増進計画等の策 定、変更の公表	c4	×	
			第24条	第2項	都道府県等食品衛生監視指導 計画の内容	c2	×	メルクマール v 、vi :1号、 3号
20) 5	5		都道府県等食品衛生監視指導 計画の公表	c4	*		
			第24条	第5項	都道府県等食品衛生監視指導 計画の実施状況の公表	c4	×	

凡例 〇:勧告诵り実施
〇. 制 ロ 週 ツ 夫 心
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し	犬況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2	次見直し	(各府省回答)
	×	※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対 応。
•		
	×	※回答時には「一括法で対応」とあるが、未対 応。
•		PUO
•		
	0	
	0	
	×	本項は、平成15年の食品衛生法改正の際に設け たりたないる。本項により、食品衛生監視員 による態度排海!ついて政令により施設の類型毎 に回数を定める仕組みが廃止されて砂られ 能力な考え方に基づきつつ、監視指導指針等を動震 も踏まえた監視指導の実施が可能となる状況について公表する仕組みが廃止があった。気に、食品衛生 生活に基づきを報道保護が導入された。仮に、食品衛生 生活に基づきを動産した。を表現を持つないでは、 生活に基づきを動産した。を表現を主に、をは 地域の実施があると、各都道成境にあるとの特を超え た対応が必要となる輸入食品で、気に、食品衛 と対応が必要となる輸入食品で、気に流流を品等 の監視指導に十分な効果を上げることができない おそれがあり、当該自治体だけでなく、他の自 体の住民の健康の保証し大きな支減を及ぼしか ない。また、整規指導の経過し大きな支減を及ぼしか ない。また、整規指導の経過し大きな支減を及ぼしか ない。また、整規指導の経過した。を表現によっない。 を表現があるとと、の他分については以 上の理由から法定受託事務とされているところ。 を提供部等によるよう調整を図る必要がある。 また、平成15年の食品衛生法の改正において は、食品等の安全については実の監視指導時間が全体として有効になるよう調整を図る必要がある。 また、果成15年の食品衛生法の改正において は、食品等の安全については実に動きの主において は、食品等の安全については実に動きの表現を表現を 急品衛生に関する知識の音楽を図るへきことが食 品衛生の根幹の一つとして定められた。これを踏まる となり場置をか監視指導等を通して、その普及を 図るものであり、食品等事業者による自主的な衛 生管理を促進することを規定している。
	x	監視指導計画の策定や変更に当たっての公表は、都道府県等が住民に対して実施するリスクコミュニケーションの根幹となるものである。リスクコミュニケーションについては、BSE事件をリインにからに、BSE事件を受けて出された「BSEの関する調査検討委員会報告(平成14年4月2日)」(厚生労働大臣及び会報告(平成14年4月2日)」(厚生労働大臣及び会報告(平成14年4月2日)」(厚生労働大臣及び会社等に関する調査検討委員会行政のあり方について(平成14年6月11日食金行政のあり方について(平成14年6月11日食を行政にあける行政と消費者との意見交換の重要性が指摘されるともに、金銀智・における行政と消費者との意見交換の重要性が指摘されるともに、最高作業活の参配と指摘することが求められたことを誘まえ、食品変を基本は第13条(情報及び総見の交換の促進)と併せて規定されたものである。まま、報告表の受過されたところである。このような経緯を誘途の必要となる場合には、同言の決議が強り込まれたところである。このような経緯を設定していまいましていまして
	×	監視指導計画の策定や変更に当たっての公表は、都道府県等が住民に対して実施するリスクコミュニケーションの根幹となるものであり、これにより消費者等の関係者が恵見を表明する機会が確保されることになる。リスクコニンケーションについては、BSE事件を受けて出された「BSE問題に関する調査検討委員会報告「保力は4年4月2日」(原生労働大臣及び農林水産大臣の私的諮問機関)、「今後の食品安全行政に関する関係閣僚会議)」等の財霊及び党品律生法の改正・運用総に等に関する関係閣僚会議)。等の財霊及び党品律生法の改正・運用総に等に関する関係閣僚会議)。第の財霊及び党品律生法の改正・運用総に等に関する関係閣僚会議)。第の財霊及び党品律性と対して、最高を生活の定正交換の雇出がより、大き、最高を生活ので最高を生活が、対する、引着者の参画性生態することが表現に際しては、都道府県等も含めて食品を生活の文庫に際しては、都道府県等も含めて食品を生活の支圧に際しては、都道府県等も含めて食品を生活がある。また、食品の生活を指しての衆議が優別の構造機においても、同じの決議が盛り込まれたとことである。また、食品を生活の平成15年では、記述は、日本の主に際しての衆議が盛り込まれたとことである。また、食品を生活の平成15年では、日本の主に際しての衆議が盛り込まれたところである。このような経緯を認定といる。フェンの実施は、ロスクロミュケーシンの実施は、日本のよりに対していませないます。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
					住民の意見聴取	c3	×	
20	5	食品衛生法	第64条	第2項	都道府県等食品衛生監視指導 計画の趣旨等の事前公表	c4	×	
		感染症の予防及び	第10条	第2項	予防計画の内容	c2	×	メルクマール v 、vi : 1号~ 3号
20	8	感染症の患者に対 する医療に関する 法律	第10条	第4項	学識経験者の団体の意見聴取	с3	2	メルクマール iv e: 市町村 に係る部分
		<i>/</i> 4	第10条	第5項	予防計画の公表	c4	×	
20	9	がん対策基本法	第11条	第1項	都道府県がん対策推進計画の 策定	c2	×	
			第11条	第3項	都道府県がん対策推進計画の 公表	c4	×	
			第11条	第4項	都道府県がん対策推進計画の 変更	c2	×	
20	13	水道法	第5条の2	第2項	広域的水道整備計画の策定	c2	3	
			第5条の2	第3項	広域的水道整備計画の内容	c2	3	
			第5条	第1項	都道府県計画の策定	c2	1	
			第5条	第4項	都道府県計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
20	14	水道原水水質保全 事業の実施の促進	第5条	第8項	都道府県計画の公表	c4	×	
		に関する法律	第7条	第1項	河川管理者事業計画の策定	c2	1	
			第7条	第5項	河川管理者事業計画の内容	c2	①(1号~4号に係る部分) ×(その他)	
			第7条	第9項	河川管理者事業計画の公表	с4	×	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

日本1 4 7	
見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し 2次見直し	
×	監視指導計画の策定や東更に当たっての公表 は、都道所集が住民に対して実施するリスクコ ミューケーションの根幹となるものであり、これによ り消費者等の関係者が意見を表明する機会が確 保されることになる。 リスクコミュニケーションについては、BSE事件を 受けて出されて185と問題に関する調査検討を要しませませませませませませませませませませませませませませませませませませませ
0	
•	
0	
×	がん対策基本法(以下(法)という。)は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのが、の状態に応じた適切なが人医療を学けることができるようが/医療の切てん化)、国及び地方公共団体等が連携を図りつ、が人対策を総合的かつ計画的に推進するための法律である。その成立連程を見ると、本法は第164回過常国会において提出後、中央(制度)法案が提出され、その後において提出後、中央(制度)法案が提出され、その後と関土策へれたの合意を受けると、大き、対している。と、大き、対している。と、大き、対している。と、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、
0	
0	
•	
•	
•	
0	
0	
•	
0	
0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理 (各府省回答)
			第5条	第1項	水質保全計画の策定	c2	2		•	
20 15 道 の	特定水道利水障の防止の水域 の防止の水域する が減する が減 が減 が が 発 性 が が が が が が が が が が が が が が が が	第5条	第2項	水質保全計画の内容	c2	②(3号に係る部分) ×(その他)		Δ	「前各号に掲げるもののほか、指 質の保全のために必要な措置に (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治する。 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2項治 (第5条第2 (第583 (
			第5条	第6項	関係都道府県知事との協議	с3	3		•	
					計画に定められた事業の実施者 の意見聴取	c3	1			
			第5条	第7項	水道事業者からの実施措置の聴 取 河川管理者との協議	с3	@		•	
			第5条	第10項	水質保全計画の公表	c4	×		0	
			第2条の2	第1項	流域別下水道整備総合計画の 策定	c2	2		•	
20	16	下水道法	第2条の2	第2項	流域別下水道整備総合計画の 内容	c2	②(2号~5号に係る部分) ×(その他)			「下水道の整備に関する基本方象は、計画期間や水質環境基準にはなど、水質環境基準を達成するたして不可欠の内容を含んでいるたることが必要である。
			第2条の2	第3項	流域別下水道整備総合計画の 内容	c2	×		×	本条項は、計画の内容を義務付 ではなく、計画策定にあたっては べき内容でもあり、国土交通大 版して、国土交通大臣が関与しう 確にし、透明性のある事務執行」 り、削除することは適切でない。

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
•	
Δ	「前各号に掲げるもののほか、指定地域の水質の保全のために必要な結構宣に関する事項(第5条第2項第6号)の規定を廃止または「できる」規定化する。しかしながら、第5条第する。しかしながら、第5条第する。とかしながら、第5条第する。とかしているが、場合できる。とかしているが、場合では、本法の目的を十分に果たすを限しているが、必要を発生する。といるでは、大道事業者の対象により、保全に関する方針(第1号を1号を2分を表しているが、変更なが、2号をでは、大道事業者の対象により、保全に関する方針(第1号を3号を完め、大道事業者の対象により、保全に関する方針、第1号に基づき、水道事業者の対象に対した。との上で必要なが気のおりに、実出事業者のの規定により、保全に関する方針、第1号に基づき、水道事業者の対象にあるともたらいに、実出事業者のの規制措置であるととい合的かの対象が定まる。といった、は一般では、第2号を分割を引き、第4号を分割を引き、表しているが、例えば、第2号のよるから、第5号のようなでは、本述を対象により、第5号のようなでは、は、第2号の発するから、例えば、第2号の発するから、第5号のようには、水道事構造をいるが、例えば、第2号の発するから、第5号のようなでは、は、第2号の発するがより、第5号のようなでは、は、第2世がとがより、第5号のようなでは、第2世がとがより、第5号のように、関係を分別を開発をあり、1号がとがより、第5号のように、関係機関、関いたも、関係を得から自然を得から自然を開入にないる。1号のは、都道府県を得かり計画的に建定するをので、大質原保全者のがといるが、第5号に掲げるとののでは、対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対
•	
•	
0	
•	
×	「下水道の整備に関する基本方針」については、計画期間や水質環境基準に関する事項など、水質環境基準を達成するための計画として不可欠の内容を含んでいるため、存置することが必要である。
×	本条項は、計画の内容を義務付けているものではなく、計画策定にあたっては当然考慮する当内容をもあり、国士交通大臣との結構に際して、国土交通大臣とが関与しうる範囲を明確にし、透明性のある事務執行上も必要であり、削除することは造切でない。

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第4条	第1項	事業計画の策定	c2	•	
20	16	下水道法	第5条	第1項	事業計画の内容	c2	•	
20	10	I'小逗.A	第25条の3	第1項	事業計画の策定	c2	•	
			第25条の4	第1項	事業計画の内容	c2	•	
			第5条の5	第1項	都道府県廃棄物処理計画の策 定	c2	2	
20	26	廃棄物の処理及び律循に関する法律	第5条の5	第2項	都道府県廃棄物処理計画の内 容	c2	②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	
			第5条の5	第4項	都道府県廃棄物処理計画の公 表	c4	×	
			第6条	第1項	一般廃棄物処理計画の策定	c2	①、②	

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し状況 1次見直し 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
×	下水道は大量の排水を行うため、事業計画で 所定の放流水質を達成するための施設整備 の内容や予定処理区域を定め、国又は都道 府県がチェックを行い、上下流にまたがる広 域の観点からの適切な水質を確保している 下水道の放流水質は、下流域の上水等の水
×	利用を考慮して定める必要があり、この仕組 みを廃止した場合、下水道を設置する地方次 共団体にとって、下流域の事情を考慮して放 流水質を向上させることはコスト増となること や具体的な流水質の設定に高度な技術的 判断を要するため、他の自治体が抱える水質 に係る事情が踏まえんずに放流水質が定 められてしまうリスクが高まる。
×	また、事業計画の認可にあたっては、国土交通大臣に環境大臣の意見を間くこととされ、保健衛生の確保の観点から下水道整備とし尿処理((み取り)や廃棄物処理・処分等との連携を担保する一体的な格組みが確保されてきたところ。事業計画が策定されない場合、下たとの整備とし尿処理の間に細節が生じるなど、関係者に混乱をもたらすおそれがある。
×	さらに、下水道は供用開始後は、下水道の利 用が義務づけられるなどのため、事業計画の 策定の際に刊書関係者に意見の申止山の機 会を与えており、これらの者の権利保護を図 ることも必要である。 よって、現行の規定を維持する。
•	
Δ	「前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項(第5条の5第2項第1号)の規定は廃止またはできる19条ではする。しかしながら、第5条の5第2項第1号~4号の規定は現力でおりでできた。しかしながら、第5条の5第2項第1号~4号の規定は現力でおりでできた。「都適府県内で整合性のとれた計画的な廃棄物処理のために必要」(一個原業物の適正な処理を確保するとからに必要は、1000年の19年のでは、存置が許容されたものと認識している。「第3号の「如金運物の適正な処理を確保するとかに必要な体制に関する事項」については、存置が許容されたものと認識している。「第3号の「如金運動を運動を運動を運動を運動をである。」と、「東東物処理がであり、その推進には都道房県が中心となって協議等を進めていくことが必要、また、廃棄物処理施の許可は原則として都道府県が世心となって協議等を進めていくことが必要、また、廃棄物処理がであり、その推進には都道府県が中心を対している。「計画事項として義務付けを存置」であり、その連立な処理に必要を進しいては、計画事項として義務付けを存置」であり、手が表していては、素単の発達しないの理解施設を確保するため、産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項については、表別では、その適正な処理に必要を登しいの理を引きた。その適正な処理に必要となる処理施設ので確保のため、廃棄物の発量となる必要施設のの確保のため、廃棄物理施設のかい治を引き起こしていたことから、場合によっては、同び正明時の対しては、企業を実験処理を対しては、日本の理事能のの必要を行うことがは、日本の理事能の必要を持つまるが表別による処理性がありなのをを行うことでは、まりに対していたことから、場合の場では、は、企業を表別を関いているが、場合のがよりに対していた。は、音が表別に対していた。は、音が表別に対しているが、第2号の規定によれている。ことが表別に対しているが、第2号を表別を指しているが、第2号を表別をといる。ことでは表別をといるのでは、第2号を表別をといるのでは、第2号を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を
0	
*	

(c) 計画等の策定及びその手続

第6条

第7条

第7条

ポリ塩化ビフェニル 廃棄物の適正な処 理の推進に関する 特別措置法

20

第5項

第2項

第3項

一般廃棄物処理計画の公表

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 計画の内容

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理 計画の公表 с4

c2

с4

メルクマール iv b : 1号

分里	野 通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	26	廃棄物の処理及び 溝掃に関する法律	第6条	第2項	一般廃棄物処理計画の内容	c2	①(3号、4号に係る部分) ②(1号、2号に係る部分) ×(その他)	

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
1次見直し 2次見直し	(UM BUU)
Δ	「その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項」(第6条第2項第6号)について、廃止または「できる)規定化する。。かしながら、第6条第2項第1号~5号の規定は現行どおり存置する。 【適正な処理施設を適切に設けることが一般廃棄物処理に対して主要] 〇第6条第2項第1号から第4号までについて、決定が高速では、存置が直接では、存置が高端といる。 〇第5号の処理を必要を強値に関する事は、いる。 ○第5号の処理を処理を変更を強値に関するとは一般廃棄物処理事業の実施の前提でありませるとは一般廃棄物処理事業の実施の前提であるところ、その整備には、地口以上の期間を更するため、としたして、直が上り上の別間を要するのという、施工に5~10元と、表生の整備には、地口以上の期間を要するため。 ○とりわけ、大般廃棄物最終処分場の量を減らしており、また、最終処分場の量を並立ための中間処理を持つごか必理触度を考えためる。 ○とりわけ、大般廃棄物長を処分場の量を減らを音が高温しており、また、最終処分場の量を立むるととり、計画事項として記載する事が不可分との機能を対しており、また、最終処分場の量を減らしており、また、最終処分場の量を減らしており、また、最終処分場の量を対しており、また、最終処分場の量を減らしており、また、最終処分場の量を減らしており、また、最終処分場の量を対している。から、とり、他の関係を対している。のとらに、特に広域的な処理施設は迷惑腔設と提えられがちであり、どの地域に施度を必要適切に見なんが、との動とを機能の主を対している。といては、との動とを機能に乗り込み、客観的にその図がある。 ○さらに、特に広域的なり、を観的にを明めないるといたにないました。といてを表となり、とは表に変しるのと変がある。 ○方、に、特にの性の発生を対している。は、またいでもならないとは、といては、またの発し、またいでもならなり、生活環境に大きならなり、単端を関することできなくなり、生活環境には、「その他一般廃棄物の理論にと認み、都適用に定めなければならないとは、生にないでも、といては、は、手の他一般廃棄物の理目にこれが、当該事項をしましている。は、またが、当該を事項としましている。は、またい、当該と見ないます。
0	
Δ	「前二号に掲げるもののほか、ポリ塩化ビフェ ニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に 関し必要な事項」(第7条第2項第3号)を廃止 または「できる1規定化する。しかしながら、第 7条第2項第1号及び2号の規定は現行どお り存置する。
0	

凡例 〇:勧告通り実施

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	28	特定産業廃棄物(除 経因なずる特別 事に関 等法 措置法	第4条	第2項	実施計画の内容	c2	④(1号~3号に係る部分) × (その他)	
			第4条	第6項	実施計画の公表	c4	×	
			第8条	第1項	市町村分別収集計画の策定	c2	2	
20	29	容別化の保準	第8条	第2項	市町村分別収集計画の内容	c2	②(4号(特定分別基準適合物に係る部分)に係る部分) ×(その他)	
			第8条	第3項	市町村分別収集計画の策定	c2	2	
			第8条	第4項	市町村分別収集計画の公表	с4	×	

◆:存置許容 ×:未実施 見直し状況	1	
見直し状況		
		一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し		(各府省回答)
×	【やに財去〇存〇の等配実と事ぼの画去に〇定財〇は方た法じ解〇でのれ第周行政等第置法づ事慮施ご業すでに等斟法支政同、債め制らざ実きにる。	施計画は、都道府県等が「定めることが あ」ものであり、計画等の策定に係る規定 きる」規定化がなされているものと解さ ったがって、法第4条第2項は存置すべき
0	CØ.	ວ.
•		
Δ	にいな行 【子準第〇さ〇及るみ物分域か量めみな4果包業器用等〇は体が見水量同の一〇村町進的いをめ履の〇は施に当否道関でがど 4れか!第れ第び物」の別等らのらがい号的装者包にのま、制定込準の様適部まを村に位て定な行対他「に定該か府)他容器包装庚聚物の分別収集の実施 」重要な事項(第9条第2項第7号)につ 売止またはできる/規定化する。しかし ら、第8条第2項第1号へ6号の規定は現 おり存置する。 号の量の見込みの推計が適切か、また が体制の整備状況に照らして適適切な水 判断するためには、 号・第6号の事項が必必! 日本第6号の事項が必必! 日本第6号の事項が必必! 日本第6号の事項が必必! 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事項が必必。 日本第6号の事の主が、 第2条第6項に規定する主称省令で定め 力を見込みをもとに同項集等の参配等。 第2条第6項に関連集率分別と準準分との表しまの 第2条第6項に関連集率分別を表しまの 第2条第6項に関連集争の分別と準値を 日本第6号の要の 日本第6号の要の 日本第6号の 日本第6

0

(c) 計画等の策定及びその手続

分	野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
				第9条	第1項	都道府県分別収集促進計画の 策定	c2	2	
2	20		容器型集に係る分配では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	第9条	第2項	都道府県分別収集促進計画の 内容	c2	②(2号に係る部分) ×(その他)	
L				第9条	第5項	都道府県分別収集促進計画の 公表	с4	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見直し	(各府省回答)
•	
Δ	第9条第2項第4号のうち、「その他の分別収集の 促進に関する事項」の規定を廃止または「できる」 現定化する。しいしなが。第一条や繁充項第19〜 3号及び4号の「容器包装廃棄物の排却の門制都 道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に同 する情報の交換の促進」の規定は現行どより存置 する情報の交換の促進」の規定は現行どより存置 での第9条第2項第2号については、存置が許容さ れたものと認識している。 〇多9条第2項第2号については、存置が許容さ れたものと認識している。 〇分9条第2項第2号については、存置が許容さ れたものと認識している。 〇分9条第2項第2号の分別基準適合物の提入して の第9条第2項第2号の分別基準適合物の場から の第9条第2項第2号の分別基準適合物の場から の第9条第2項第2号の分別基準適合物の場から の第9条第2項第2号の分別基準適合物の場から の第9条第2項第2号の分別基準適合を の第9条第2項第2号の分別基準適合を の第9条第2項第2号の分別基準適合のの の第9条第2項第2号の分別基準適合を の第9条第2項第2号の分別基準適合を の第9条第2項第2号の分別基準 が定められるものであるの見込み等が適切に特かは大きのを 同項第1号の容器包装度なれているか否から。 同項第1号の容器包装度なれているか否かを の記をおいる。 日本の18年の音器包装度を 18年の音器包装度を 18年の音器包装度を 18年の音器包装度業物の排出量の見できな の記を力を のことなるが過大なものとない、は、第2のの 中間のできない。 日本のは、第2のでは 日本のは、18年の対応を 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは

凡例 〇: 勧告通り実施 △:一部実施 ◆: 存置許容 ×:未実施

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
20	30	産業廃棄物の処設の 産業保護の処理の 受力を を を 法 は に 関す	第11条	第2項	施設整備方針の内容	c2	④(当該特定周辺整備地区において整備される特定施設に係る部分) ×(その他)	
			第11条	第5項	施設整備方針の公表	c4	3	
20	33	下水道の整備等に 伴う一般廃棄物処 理業等の合理化に 関する特別措置法	第3条	第2項	合理化事業計画の内容	c2	④(下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の 近代化及び規模の適正 化、下水道等の整備等に より業務の縮小又は廃止 等物処理業等を行う着に対す する資金と行う者に係る 部分) ×(その他)	

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	現行規定を存置する。 【計画内容は全て、法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる事項】 〇主務大臣は、当該地区内に設置される特定施設の整備計画の認定を行う際、施設整備方針に関らして適当である言確認することなっており、当該認定を受けた事業者にで、特例や、産業廃棄物処理事業振興責任者等助団団により、施設整備や補助事業の担団から、更にについては、産業廃棄物処理事業振りについては、産業廃棄物処理事業振りについては、産業廃棄物処理事業振りについては、産業の事情が表している。とからでは、かり、日本のでは、かり、日本のでは、かり、日本のでは、一、日本のでは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の
•	>	
	×	現行規定を存置する。 【その時々の地域の事情を適確に反映した計画を定めることが必要】 の「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の事業の転換並びに経営の近代化及び規模の適正化に関する事項、下水道の近代化及が最大の事態の重要を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を

凡例 〇:勧告通り実施 △:一部実施 ◆:存置許容 ×:未実施

第30条の4 第2項 医療計画(20 44 医療法	①(10号 c2 x	~12号に係る部 メルクマール v:4号~8号分) 分) (その他) 関連自に加減算できるよう 見直し
第30条の4 第10項 学識経験	fの団体の意見聴取 c3	2
第30条の4 第12項 医療計画	0内容の公示 c4	1)
第30条の6 第1項 医療計画の	o2	×
	定める教急医療用へ 用いた教急医療の 62	× メルクマール v :2号
安全な血液製剤の 20 52 安定供給の確保等 第10条 第5項 献血推進 に関する法律	計画の公表 c4	×
第20条 指導監督	計画の策定 c2	×
第107条	事業を終 ・ 本会福和 ・ 本会福和 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	編祉を目的とする 営する者その他 !こ開する活動を iこ係る部分) (その他)
市町村地 事前公表	t福祉計画の内容の c4	×
		×
容の事前	 	×
21 3 民生委員法 第18条 民生委員· 策定	沿導監督の計画の c2	×
第8条 第1項 市町村行!	精計画の策定 c2	×
21 5 次世代育成支援対 第8条 第2項 市町村行	h計画の内容 c2	×
第8条 第3項 住民の意.	見反映 c3	×
第8条 第4項 市町村行	加計画の公表 c4	×
第8条 第5項 市町村行: 実施状況	助計画に基づく措置の の公表	×

凡例	
〇:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

	15.50	
見直し 1次見直し	ン状況 2次見直し	一部実施又は未実施の理由 (各府省回答)
Δ		(1)平成22年通常国会 (2)医師の偏在、教急・周座期の患者の受入れ等が問題となる中で、全国どの地域でも一定水準以上の医療を受けられるよう、国を挙げて、教急、庭科・小児等の医療提供体制の再建に取り組む必要がある。 都道府県が医療計画で、四疾病五事業(が心対策、教急、商庫期・円医療等)、日本の自標は一般の事態に取り組む必要がある。 都道府県が医療計画で、四疾病五事業(が心対策、教急、周座期・円医療等)、医療機関の役割分担・連接体制(2号)、同体制(関する住民への情報提供の推進方度(3号)を定めない場合は、が地域の前機能と確断の過量な負担が改善されないおそれがある。住民の協力を得なが、地域全体で効率的に長度な医療を提供する体制を確定は存置することが必要。 また、全国統一の基準角床数制度を廃止し、都道府県が独自に関するとせたが必要。ただし、基準病床数制度を廃止し、都適府の第一次では、すでに乗合には、すでに乗り出るおそれがあるため、全国統一の基準角床数制度を廃止し、都道府県が独自に関係が適利との表すによっている地域で更に無常に対策が出り、と国統一の第一次では、地方の情で、本体の事では、地方の第一次では、地方の情で、地域と、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、中で、
•	•	
•	•	
	×	医療計画制度について、P(目標)-D(執行)-O(評価)-A(反映)の政策循環が行うれ、地域の人口 構成等に応じた医療ニーズの変化、地域の及医療 提供体制の変化、医療計画の進捗状況等に対応 した医療計画の見直しが行われる仕組みにすることは、医療計画の見面に変効性を高め、国民の生命・健康の確保に必要である。
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	×	市町村行動計画は、参酌標準を参考に、各種子 育て支援サービスについて、当該市町村として必 要なサービス量を見込む役割を担っており、さら に、それを基に、都道府県が各市市村の各種サー ビスの必要量や提供置等の状況を把握し、広域的 な調整を行う役割を有している。 これに加え、急速なウチ化の進行に歯止めをか がることは、すべての自治体が一体となって国を 挙げて取組む必要のある喫緊の課題であり、市町 村及び都道府県へ市町村が協働して、終合的・計 間的に子育で支援を実施しているところ、市町 行動計画の策定・実施がなされない場合には、ひ いては児童の生命・身体の健全な発達に重大な 影響を及ぼすらのであり、廃止する方向で見直す ことは適当でない。 以上のような理由から廃止等の方向で見直すことは適当でない。
	×	当該規定は、計画作成にあたっては目標・内容・ 実施時期を記載するよう求めるものであり、すでに 十分に大枠を示している規定であるとご理解いた だきたい。(目標・内容・実施時期のない計画はそ もそも想定しづらい。)
	×	市町村行動計画の実施は、各種子育で支援サービスの提供主体による事務処理等や、住民、事業主等の費預負担により支えられるものであり、それらの者を相手力とに変見を聞くものである。市町村行動計画の策定により、その生活に直接的影響を被る程子育でサービス・総付の利用者・受益者を相手力として意見を聴取するものでもあり、これらる者の意見について、必要に応じ計画へ反映させていくことは必要な措置である。廃止等の方向で見直すことは適当でない。
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
			第8条	第6項	市町村行動計画の公表方法	c5	×	
	21 5 策權進法		第9条	第1項	都道府県行動計画の策定	c2	х	
		第9条 3	第2項	都道府県行動計画の内容	c2	×		
21		第9条	第3項	住民の意見反映	с3	×		
			第9条	第4項	都道府県行動計画の公表	c4	×	
			第9条	第5項	都道府県行動計画に基づく措置 の実施状況の公表	с4	×	
			第9条	第6項	都道府県行動計画の公表方法	c5	×	
			第19条	第1項	特定事業主行動計画の策定	c2	×	
			第19条	第2項	特定事業主行動計画の内容	c2	×	

凡例	
O:勧告通り実施	
△:一部実施	
◆:存置許容	
×:未実施	

見直し	-状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	0	
	×	都道府県行動計画は、各市町村の各種子育で 支援サービスについて、参酌標準や多考に見込ん だ当該市両村にして必要なサービス量や、提供量 を把握し、広域的な調整等を行うための意義を有 している。都的原県が各市町村の各種サービスの 必要量や提供量等の状況を把握し、成域的な調整を行う競争者している。他 整を行う競争者している。他 施主系策定されるものである。) 二礼に加え、急速なケー化の進行に側止めをか けることは、すべての自治体が一体となって国本 挙げて取組む必要のかる喫緊の課題であり、市町 村及び都道府県の行動計画の策定・実施を通じ こ、個、面道府県、市町村が協働して、総合的・計 画的に子育で支援を実施しているところ、市町村 行動計画・部域用泉行動計画の策定・実施を通じ こ、個、都道府県、市町村が協働して、総合的・計 画的に子育で支援を実施しているところ、市町村な 社ない場合には、ひいては児童の生命・身体の健 なを発達に重丈な影響を及得するのであり、廃止 する方向で見重すことは適当でない。 見上のような理由から廃止等の方向で見直すこ
	×	とは適当でない。 当該規定は、計画作成にあたって目標・内容・実施時期等を記載するよう求めるものであり、すでに イ分に大枠をデしている規定であるとご理解いただきたい。(こうした目標等のない計画はそもそも 想定しづらい。) ※市町村への支援に係る部分については、次世 代育成支援対策推進法において都道府県が各市 町村の広域が高速を行う役割を有していること から必要であり、廃止等の方向で見直すことは適 当でない。
	×	都適府県行動計画の実施は、各種子育で支援サービスの提供生体による事務処理等や、住民、事業主等の費用負担により支えられるものであり、それらの者を相手方として意見を聞いるのである。 報適府県行動計画の策定により、その生活に直接的影響を被る各種子育てサービス・給付の利用者・受益者を相手方として意見を聴取するものでもかり、これらの者の意見について、必要に応じ計画へ反映させていくことは必要な措置であるため、廃止等の方向で見直すことは適当でない。
	0	
	0	
	0	
	×	特定事業主行動計画の策定・実施は、民間事業 主に義務付けられていることを、使用者をして立 場の自治体に義務付けているもの。これを廃止す ることは、同じ使用者としての立場を有るにもか かわらず、民間事業主との均衡を失することとな る。 また、公として、進んで取組を推進することによ り、一般事業主の取組を促進することにこっながる。 このことは、次代の社会を担う子どもが健やかに 生まれ、育成される環境の整備の推進のために必 要である。なお、計画の内容については、地域の 実情に応じ、各自治体の判断で定めることとして いる。
	×	特定事業主行動計画の策定・実施は、民間事業主に義務付けられていることを、使用者としての立場の自治体に義務付けていることを、使用者としての立場を有するにも、かかわらず、民間事業主との均衡を失することとなる。また、公として、進んで取組を推進することにより、一般事業主の取組を促進することにながる。このことは、次代の社会を担う子とが優かが優かがに生まれ、育成される環境の整備の推進のために必要である。 といて、計画の進捗状況を評価するために目標設定や講ずるぐき施策等を明確化することを通じ法律事業を計動計画の実効性を確保することができない場合には、児童の現在の生命・身体に対策を表して、得来に向けた生命・身体の健全な発達に重大な影響を及ぼすものであり、廃止等を行う方向で見直さしては適当ではない。目標等を記載するようなめるものであり、廃止等を行う方向で見直さしば過当ではない。当該規定は、計画作成にあたっては期間・目標等を記載するようなめものであり、手に十分に大きたい。(こうした期間や目標等のない計画はそもそも想定している。とのないます。といるといるといるといるといるといるといるといるといるといることといることとい

21 5 次世代育成支援対 第19条 第3項 特定事業主行動計画の公表	c4 ×	
第18条の2 児童委員の研修の計画の策定	c2 ×	
第56条の8 第1項 市町村保育計画の策定	c2 ×	
第56条の8 第2項 住民の意見反映	c3 ×	
第56条の8 第3項 市町村保育計画の公表	c4 ×	
	c4 ×	
	c5 ×	
第56条の9 第1項 都道府県保育計画の策定	c2 ×	
第56条の9 第2項 住民の意見反映	c3 ×	
第56条の9 第3項 都道府県保育計画の公表	c4 ×	
都道府県保育計画実施状況の ハキ	c4 ×	
第30米の9 第3項	c5 ×	
原フなが常婦短礼 恩兄以吹 こ	②(母子福祉団体に係る 部分) ×(その他)	
21 10 法 第12末 第1項 日本 第1項 第1如 第1如	c4 ×	
第20条の8 第1項 市町村老人福祉計画の策定	c2 ②	
第20条の8 第2項 市町村老人福祉計画の内容	c2 ②(1号に係る部分) ×(その他)	
第20条の8 第3項 市町村老人福祉計画内容にお ける勘案事項	c2 ②	
	c2 ×	
	cb 4①(1号に係る部分) ×(その他)	
第20条の9 第1項 都道府県老人福祉計画の策定	c2 ①	
第20条の9 第2項 都道府県老人福祉計画の内容	c2 ①(1号に係る部分) ×(その他)	
第20条の9 第3項 都道府県老人福祉計画策定に おける勘案事項	c2 ①	
第9条 第1項 都道府県医療費適正化計画の 策定	c2 ②	
21 13 高齢者の医療の確 保に関する法律 第9条 第2項 物道府県医療費適正化計画の 内容	c2 ②(6号に係る部分) ×(その他)	
第9条 第5項 都道府県医療費適正化計画の 公表	c4 ×	

凡例
○:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

見直し	状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
	×	特定事業主行動計画の策定・実施は、民間事業主に義務付けられていることを、使用者としての立場の自治体に義務付けているもの。几を廃止することは、同使用者としての対象を持ずるにもかかわらず、民間事業主との均衡を失することとなる。これ、進んで取組を推進のことにより、一般事業主の取組を促進することになり、一般事業主の取組を必要があることにより、職員いた(周知することにより、職員の場合が計画の実現に向けたインセンティびとなる。このことは、実体の社会を対し、などのとで、大学の主体を対し、大学の主体を対し、大学の主体がに生まれ、育成される環境の整備の推進のたがし必要である。その上、特定事業主行動計画は、必要に応じませんがあり、それに向け、こうした直接的影響を受ける者に主張の機会を与える程度からも、公表は必要であり、廃止等の方向で見直すことは適当でない。
	0	
	×	待機児童の解消は国を挙げて取り組む喫緊の 課題であり、特に待機児童が多く存在する地方自 治体については、国と地方自治体が一体となって 計画的に待機児童の解消を図る必要があるため、 計画策定に関する義務付けを廃止又は単なる奨 励への移行を行うことは適当でない。
	×	子育て家庭や子育て支援に関わる者等から広(意見を聴取し、地域ニーズに合致した施策を計画に 反映することで、絶域の実情に応じた特機児童の 解消への取組みが図られることになる。 また、住民の意見を反映させることにより、住民 から主体的に、その政策の実現への協働、参画が 得られることとなる。 そのため、廃止等を行う方向で見直すことは適 当ではない。 なお、意見反映のための具体的な実施方法は、 各市町村の判断に委ねられている。
	0	
	0	
	×	待機児童の解消は国を挙げて取り組む喫緊の 課題であり、特に待機児童が多く存在する地方自 治体については、国と地方自治体が一体となって 計画的に待機児童の解消を図る必要があるため、 計画変に関する義務付けを廃止又は単なる奨 励への移行を行うことは適当でない。
	×	子育で家庭や子育で支援に関わる者等から広く 意見を聴取し、地域ニーズに会致した施策を計画 に反映することで、地域の実情に応じた特徴児童 の解消への取組みが図られることになる。 また、住民の意見を反映させることにより、住民 から主体的に、その政策の実現への協働・参画が 得られることとなる。 そのため、廃止等を行う方向で見直すことは適 当ではない。 なお、意見反映のための具体的な実施方法は、 各都道府県の判断に委ねられている。
	0	
	0	
	0	
-	•	
	0	
•	•	
	0	
	0	
•	•	
	0	
	<u> </u>	
	•	
	0	
	0	

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考	
			第117条	第1項	市町村介護保険事業計画の策 定	c2	2		
			第117条	第2項	市町村介護保険事業計画の内 容	c2	②(1号、2号(量の見込み に係る部分)) ×(その他)		
21	14	介護 保险注	第117条	第6項	被保険者の意見聴取	с3	2		
21	14	4 介護保険法	第117条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号、2号(量の見 込みに係る部分)) ×(その他)		
			第118条	第1項	都道府県介護保険事業支援計 画の策定	c2	1		
			第118条	第2項	都道府県介護保険事業支援計 画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)		
21	15	地域における公的 介護施設等の計画 的な整備等の促進	第4条	第2項	市町村整備計画の内容	c2	④(1号(期間に係る部分)、2号イ・ロに係る部分) ×(その他)		
		に関する法律	第4条	第4項	市町村整備計画の公表	c4	×		
21 17		障害者基本法		第9条	第2項	都道府県障害者計画の策定	c2	×	
	17		第9条	第3項	市町村障害者計画の策定	c2	×		
			第9条	第6項	障害者その他の関係者の意見 聴取	с3	②(「障害者」に係る部分) ×(その他)		
			第9条	第8項	都道府県障害者計画、市町村障 害者計画策定時の要旨の公表	c4	×		
			第88条	第1項	市町村障害福祉計画の策定	c2	2		
			第88条	第2項	市町村障害福祉計画の内容	c2	②(1号に係る部分) ×(その他)		
			第88条	第5項	住民の意見反映	с3	×		
21	22	障害者自立支援法	第88条	第7項	都道府県の意見聴取	cb	4①(2項1号に係る部分) ×(その他)		
			第89条	第1項	都道府県障害福祉計画の策定	c2	1		
			第89条	第2項	都道府県障害福祉計画の内容	c2	①(1号に係る部分) ×(その他)		
22	1	国民健康保険法	第68条の2	第3項	国民健康保険事業の運営の安 定化に関する計画の策定	c2	×		

凡例
〇:勧告通り実施
△:一部実施
◆:存置許容
×:未実施

		
見直し状況		一部実施又は未実施の理由
1次見直し	2次見直し	(各府省回答)
•	•	
	0	
•	•	
	0	
•	•	
	0	
	0	
	0	
	×	国及び地方公共団体は、障害者の権利の 擁護及び障害者に対する差別の防止を図り つつ障害者の自立及び社会参加を支援する と等により、障害者の稲祉を増進する責務 を有する(障害者基本法第4条)。地方公共団 が当該責務を果たすためには、国の機関、すなわら本省及び地方支分部局、地方接 局、地方労働局、地方整備局等)と連携し、国 の障害者基本計画を基本としてそれぞれ障 害者計画を策定し、当該計画を実施する必要 がある。よって、当該事務は、地方自治体と国
	×	その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定める必要がある。 なお、本法は議員立法で制定されたものであり、都追府県・市町村については平成16年 の改正により新たに義務付けされたものである。都道府県・指定都市にいてはすでに全 都道府県市において、市町村(指定都市を除 く。)についても98.2%ですでに作成され、都 道府県・市町村が当該計画に基づき障害者 施策の推進に取り組んでいる状況にあるため、現行制度を維持すべきである。
	×	国においても基本計画を策定するに当たっては有識者(中央障害者施策推進協議会)の 意見を聞かなければならないこととされてまり、それと同様の手続を踏むものである。この ため、第2項及び第3項の規定と切り離して扱うべきものではない。 なお、現在、我が国が締結を目指している 「障害者の権利に関する条約」においては、 障害者施策に関する意思決定過程におい て、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積 極的に関与させることが規定されている(第4 条第3項)。当該事務は、国際的要請に係る 事務である。
	×	国においても基本計画を策定した時は国会に 報告するとともにその要盲を公表することとし ており、第2項及び第3項の規定と切り離して 扱うべきものではない。
	•	
	0	
	0	
	0	
•	•	
	Δ	1号及び4号に係る部分は存置する。 その他の部分については、第3次勧告どおり対応 する
	0	

(c) 計画等の策定及びその手続

分野	通番	法律	条	項	見直し対象	(整理記号)	講ずべき措置	備考
		第14条	第1項	都道府県男女共同参画計画の 策定	c2	×		
23	1	男女共同参画社会基本法	第14条	第2項	都道府県男女共同参画計画 <i>の</i> 内容	c2	×	
			第14条	第4項	都道府県男女共同参画計画の 公表	с4	×	

見直し状況	一部実施又は未実施の理由
1次見直し 2次見頂	(各府省回答)
×	① 男女共同参画社会の実現への影響 ● 男女共同参画社会の実現は、「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であり、国と地方公共団体、官と民にまたがる。国民各界各層が一体となって取り組むべき課題。また、法制度のみならず、社会の慣行や人々の意識にも深く関わる課題であり、極めて裾野が広い。 ● しかしながら、日本における男女共同参画の取組は、まだまだ道半ばであり、国連の子差別撤廃委員会からも、様々な課題を指摘されているところ。この中には、地方の取剤が重要な要素を占めている課題もあり、国がまたして動きで、している課題もあり、国がまたしても、「2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30多種度になるよう期待する。」「男女大田愛園生活は同参画基本計画「第2次」との目標を踏まえ、各分野で取組を生が占める割合が少なくとも309程度になるよう期待する。」「男女大田愛園基本計画「第2次」との目標を踏まえ、各分野で取組をないまり、地方公教員の採用、登用、職域拡大もその目標の構成要素の一つ。
×	● また、都道府県の基本計画は、各地方公共団体の取組を推進する上での基本的のはを推進するために本めため、全国であまねく男女共同参画を推進するために不可欠な制度的担保。このため、都道府県に、地方それぞれの独自担保に配慮しつつも、国の策定する基本計画と調和した計画の策定を義務付けの廃止等が行われた場合、首長や地域の関心・理様では、つくは、基本計画的後退(廃止、大幅な内容のが後退(廃止、大幅な内容のが後退、国の計画内容の前進に対応せずに現状維持とすることなど)する可能性があり、都道府県における取組の著しい後退になるととももに、その地域内の市村レベルでの取組の推進にも、多大な影響を与える。 ● さらに、男女共同参画基本計画には、女性に対する暴力、女性の質風や健康にの問題等、安心・安全に関わる課題も含まれており、これらに、条のを全な生活が脅かされるおそれがある。 ② 国際的な評価の低下 ● 男女共同参画は、1975年の国際婦人年から始まる国際的な流れに牽引されて取組が

凡例 〇: 勧告通り実施 △:一部実施 ◆: 存置許容 ×:未実施

	各界・各層が一体となって取り組むべき課題。 また、法制度のみならず、社会の慣行や人々 の意識にも深く関わる課題であり、極めて裾 野が広い。
×	野か広い。 動の取組は、まだまだ道半はであり、国連の を発見会から、様々な課題を指 摘されているところ。この中には、地方の取組 が重要な要素を占めている課題もあり、国が 幸先して前を示しつつ、地方においても一層 強力に取組を推進する必要がある。例えば、 阪策・方針決定過程への女性の参画の拡大 については、「2020年までに指導的地位に女 性が占める割合が少なくも30%程度(こなる よう期待する、」(男女共同参画基本計画の まう期待する、リ男女共同参画基本計画の を次)との目標を踏まえ、各分野で取組を進 めており、地方公務内の採用、長明、職域拡 大もその目標の構成要素の一つ。
×	● また、都道解果の基本計画は、各地方公共団体の取組を推進する上での基本でいる。
×	● 地方の男女共同参画基本計画については、公表されることにより、その存在と内容が広く住民に周知され、その基本計画に沿って、地域ぐるみの取組が推進されることが重要。 申に、都道府県の基本計画については、管内の市町村においても、それぞれの基本計画の策定の際に勘索されるべきものであり、その意味においても、広く公表・周知される必要がある。